

平成 28 年美浦村告示第 83 号

平成 28 年第 3 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成 28 年 8 月 5 日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成 28 年 9 月 6 日

2. 場 所 美浦村議会議場

平成28年美浦村議会第3回定例会会期日程

日次	月日	曜日	議事内容
1	9月6日	火	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・決算審査特別委員会の設置 ・請願上程、趣旨説明、質疑、委員会付託
2	9月7日	水	○厚生文教常任委員会(議案調査)
3	9月8日	木	○経済建設常任委員会(議案調査) ○総務常任委員会(議案調査)
4	9月9日	金	○議案調査
5	9月10日	土	○議案調査
6	9月11日	日	○議案調査
7	9月12日	月	○決算審査特別委員会
8	9月13日	火	○決算審査特別委員会
9	9月14日	水	○本会議 ・一般質問
10	9月15日	木	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、討論、採決 ・委員長報告、質疑、討論、採決 ・意見書上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

平成28年第3回
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成28年9月6日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

選挙第1号 美浦村選挙管理委員会委員の選挙について

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 美浦村教育委員会委員の任命について

議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命について

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

(平成28年度美浦村一般会計補正予算(第4号))

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第4号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例

議案第5号 美浦村職員の退職管理に関する条例

議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 美浦村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

議案第8号 美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

議案第9号 美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例

議案第10号 平成28年度美浦村一般会計補正予算(第5号)

議案第11号 平成28年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第12号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第13号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議案第14号 平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第15号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算(第2号)

(議案一括上程・提案理由の説明・監査報告・質疑省略・付託)

議案第16号 平成27年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件

議案第17号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第18号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第19号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 議案第20号 平成27年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
 議案第21号 平成27年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
 議案第22号 平成27年度美浦村水道事業会計決算認定の件
 議案第23号 平成27年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件
 (請願上程・趣旨説明・質疑・委員会付託)
 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願

1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	糸賀正美君
総務部長	増尾嘉一君
保健福祉部長	松葉博昭君
経済建設部長	岡田守君
教育次長	堀越文恵君
総務課長	飯塚尚央君
企画財政課長	平野芳弘君
税務課長	増尾利治君

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	木鉛昌夫
書記	糸賀一志

午前10時00分開会

○議長（沼崎光芳君） 皆さん、おはようございます。

第3回定例会へのご参集、大変ご苦労さまです。

○議長（沼崎光芳君） ただいまの出席議員は、14名です。

これより、平成28年第3回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思えます。

村長。

○村長（中島 栄君） 改めまして、おはようございます。

平成28年第3回美浦村議会定例会にご参集いただき、まことにありがとうございます。

議員各位におかれましては、村政に携わる中、村民の代表として住民の暮らしの向上に資するため、昼夜を問わず熱意ある議会活動をされておりますことに感謝申し上げますとともに、執行部に対しましても深いご理解とご支援、ご協力をいただいておりますことに、改めて心より御礼を申し上げます。

7月の参議院議員選挙において、与党が成立させようとする安全保障関連法案に対し、野党は連携を組んで阻止するための体制をつくりましたが、国民は不安定な政権運営は望まず、現政権に安定した運営を託し、景気の低迷が長引く現状を、活気ある社会経済になるよう望んで支持されたものと思えます。

8月には、ブラジルのリオで行われたオリンピックには、日本選手が各競技で活躍し、メダルは金、銀、銅合わせて41個を獲得し、今まで最高の数を記録いたしました。

美浦村にお住まいの田山寛豪選手はトライアスロンに出場しましたが、残念なことに途中棄権となり、残念な結果となりました。後輩の育成にご尽力いただければと思っております。

8月の22日の台風9号の関東地方上陸は、茨城県南部を直撃し、雨の被害は高橋川の氾濫にまでは至りませんでした。風による被害は村内各地から報告がありました。屋根を飛ばされたり、塀や街路樹が倒れたり、生活に関連する被害も多かったです。

9月の主な行事には、今週の9日の土曜日には美浦中学校の体育祭が行われます。24日には、村内3小学校での運動会が、10月1日には幼稚園で運動会、8日には大谷、木原の保育所で運動会、よく9日には村民体育祭を開催いたします。

議員各位には、個人種目を3競技増やしましたので、競技への参加をいただくとともに、体育祭に際しまして、ご支援ご協力のほどよろしく願いをいたします。

また、16日には国史跡、陸平貝塚で「縄文ムラまつり」を予定しておりますので、参加いただき、まつりの盛り上げにご協力いただければ幸いです。

9月1日に地域交流館の安全祈願も無事済ませることができました。来年の3月の完成に向け、順調に工事が進むことを願うところであります。

今定例会に提出案件は、選挙第1号で美浦村選挙管理委員会委員の選挙についてが1件、議案第1号と議案第2号で美浦村教育委員会委員の任命についてが2件、議案第3号で専決処分の承認を求めることについて、平成28年度美浦村一般会計補正予算（第4号）が1件、議案第4号で美浦村部設置条例の一部を改正する条例が1件、議案第5号で美浦村職員の退職管理に関する条例が1件、議案第6号で美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第7号で美浦村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例が1件、議案第8号で美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第9号で美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例が1件、議案第10号で平成28年度美浦村一般会計補正予算（第5号）が1件、議案第11号で平成28年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第12号で平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第13号で平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第14号で平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第15号で平成28年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）が1件、議案第16号から議案第23号までは、平成27年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、水道事業会計決算認定の件、電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の24案件であります。

決算審査特別委員会での審議もありますが、かかわる証書類については、平成28年7月29日、8月1日、2日及び4日の4日間に、監査委員 荒木昭雄氏、椎名利夫氏より審査をいただいた結果、収支ともに正確にして規定に違背したる点なく、かつその計算は帳簿並びに証書類と照合し、全て正当と認める決算審査意見書の報告を受けております。

議員各位には適切なるご審議をいただきたくお願い申し上げます、挨拶といたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（沼崎光芳君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

12番議員 小泉輝忠君

13番議員 石川 修君

1 番議員 松村広志君

以上3名を指名いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から15日までの10日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から15日までの10日間と決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 選挙第1号 美浦村選挙管理委員会委員の選挙についてを議題といたします。

この案件は、選挙管理委員4名及び補充員4名について選挙を行うものでございます。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

選挙管理委員には、

木村克己君。

高橋洪夫君。

河崎博行君。

沼崎 実君。を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました諸君を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が選挙管理委員に当選されました。

ただいま当選されました諸君には、後ほど文書をもって告知をいたします。

次に、選挙管理委員補充員には、

菅谷幹夫君。

下村昌史君。

椎名 実君。

塚本 千代子君。を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名した諸君を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が、選挙管理委員補充員に当選をされました。

選挙管理委員に欠員が生じたときの補充員の繰り上げ順位は、ただいま議長において指名した順位にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、補充員の繰り上げ順位は、ただいま議長において指名した順位に決定いたしました。

当選されました諸君には、後ほど文書をもって告知いたします。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第1号 美浦村教育委員会委員の任命についてから、日程第5 議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命についてまでの2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号並びに議案第2号につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第1号 美浦村教育委員会委員の任命についてでございます。議案書の4ページをお開きいただきたいと思っております。

栗山秀樹氏につきましては、平成24年11月より、これまで、保護者枠の教育委員としてお願いをしております。その期間が平成28年11月1日で満了となりますことから、平成32年11月1日までの再任をお願いするものでございます。

栗山秀樹氏におかれましては、美浦村布佐にお住まいで、平成17年に栗山工業株式会社に入社、平成19年6月に同社の代表取締役役に就任、現在に至っております。

その間、美浦村商工会青年部長を歴任し、平成27年5月からは茨城県商工会青年部連合会の会長をされており、美浦村のみならず、県全域の商工の発展と振興に尽力されております。

栗山氏は、昭和49年生まれ現在42歳でございます。人格、識見ともにすぐれ、地域活性化のため、さまざまな活動されており、若い世代の代表として積極的に本村教育の発展に、引き続きご尽力をいただいたいたたく、美浦村教育委員の任命に、議会の同意を求めらるものでございます。

以上、第1号につきまして、ご説明申し上げました。よろしくお願いをいたします。

続いて、議案第2号につきまして、同じく美浦村教育委員会委員の任命につきましてご説明申し上げます。議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

浅野千晶氏につきましても、平成24年11月より教育委員をお願いしております、その任期が平成28年11月1日で満了となりますことから、平成32年11月1日までの再任をお願いするものでございます。

浅野千晶氏におかれましては、美浦村土浦にお住まいで、昭和26年生まれの65歳でございます。昭和57年、私塾の学習塾を開設し、平成16年には自宅、土屋教室を経て、美浦村大谷で学研教室を開室され、現在に至っております。

この間、多くの子供たちの学力向上はもちろん、相談相手になるなど、子供たちとかかわってこられております。子どもの目線、女性の視点からご意見をいただける方であると考えております。

また、図書ボランティアとして、中央公民館図書室の運営のお手伝いをいただくなど、地域ボランティア活動にも大変熱心な方でございます。

以上のようなことから、引き続き本村教育の発展のためにご尽力をいただけるものと考え、同意を求めるものでございます。

以上、議案第2号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第1号 美浦村教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第2号 美浦村教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
（平成28年度美浦村一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第3号 専決処分の承認を求めることにつきまして
ご説明申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。

東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地の購入につきましては、本年5月26日付けで水戸財務
事務所に「普通財産売払の申請」を行い、7月26日付け「国有財産売買契約の締結につい
て」の通知により、売り払い金額の提示がありました。

また、病院跡地取得後の活用につきましては、本年の第2回議会定例会において、国庫
補助金の地方創生推進交付金補助事業として東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地活用基本構
想策定費を予算化しております。

この基本構想策定を早急に行うため、平成28年度美浦村一般会計補正予算（第4号）に
ついて、地方自治法第179条第1項の規定により、8月17日に専決処分を行いましたので、
同条第3項に基づきご報告するとともに、ご承認をお願いするものでございます。

それでは、専決処分を行った平成28年度一般会計補正予算（第4号）についてご説明申
し上げます。7ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれ
ぞれ、584万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を62億127万2,000円とするもの
でございます。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、旧病院建物防犯警備につきまして、平成29年
度末までの契約とするため、債務負担行為の追加をお願いしております。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、歳出予算からご説明申し上げます。13ペー
ジをお開きいただきたいと思います。

東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地管理費としまして、旧病院建物の防犯警備委託料が20

万1,000円、敷地の雑草除去委託料が86万6,000円、土地購入費としまして478万円の計上をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。前のページに戻っていただきたいと思っております。

国、県の補助金等の特定財源はございませんので、財政調整基金からの繰入金で、歳出予算額と同額の584万7,000円の増額補正を行い、繰入予算額を5億4,817万3,000円といたしております。

以上、専決処分を行いました平成28年度一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。専決処分につきまして、ご承認をよろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第7 議案第4号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例から日程第18 議案第15号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）までの12議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第4号より15号まで、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第4号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案書の14ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、人権同和対策関係事務について、総務部から保健福祉部へ異動するものであります。これまで、人権同和対策関係事務については、総務部住民課において行っておりましたが、近年、子どもの人権問題、高齢者や障害者に対する虐待、女性をめぐる人権問題などについては、DVを初めとする女性に対する暴力、セクシャルハラスメント、ストーカ行為などが社会的に大きな問題となっております。

そうした弱者の相談支援業務担当課との連携も必要であることから、より効率的な業務を図るため、平成25年4月より保健福祉部福祉介護課へ異動したことにつきまして、条例が対応していませんので、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第5号 美浦村職員の退職管理に関する条例につきましてご説明申し上げます。

本年4月1日から、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が施行され、地方公務員の退職管理の適正を確保するための、退職管理に関する規定が新たに設けられました。

今回の、地方公務員法の改正趣旨である、退職管理の適正の確保に照らし、本村においても退職管理の円滑な実施を図るため、条例で定める必要があると判断されることから、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。17ページをお開きいただきたいと思っております。

平成27年3月に、企業誘致に関する条例を廃止したことに伴い、美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1及び別表第2から「企業誘致協議会委員」を削除するものでありましたが、未削除であったため、今回削除するものでございます。

続きまして、議案第7号 美浦村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例につきましてご説明申し上げます。

国の地方創生に関する施策の一環として、地方再生法に基づく地方拠点強化税制が創設され、茨城県の地域再生計画「茨城地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト」が国の認定を受けたことにより、茨城県内へ本社機能を移転または拡充する事業者が、地方活力向上地域特定業務施設整備計画を作成し、茨城県知事の認定を受けた場合に、地方拠点強化税制等の特例措置を受けることができることになりました。

また、地方公共団体が地方税である、県税の事業税、不動産取得税、市町村税の固定資産税の不均一課税を行った場合には、その減収に対し財政力指数に応じて、地方交付税により補てん措置が講じられることになりました。

茨城県では、企業の本社機能の県内移転等を促進しようと、茨城県地方活力向上地域等における県税の特例措置に関する条例を、ことし3月に制定し、事業税及び不動産取得税の不均一課税を実施しています。

今回、上程しますこの条例は、本村も県同様、企業の本社機能の村内立地を支援することにより、本村経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目的とするものでございます。

固定資産税の不均一課税の内容は、地域再生法に基づく対象要件を満たして、本社機能

を有する施設を新增設する事業者に対しては、事業の用に供する土地、建物、償却資産にかかわる固定資産税の課税率を、3年間100分の0とし、全額軽減措置を講じることができるものとしております。

また、既存建物の取得によるものでない、新增築により本社機能を設置する事業者に対しては、さらに2年間の軽減措置を講じることができるものとし、4年目の税率を100分の0.14とする通常課税の10%課税、5年目の税率で100分の0.28とする通常課税の20%課税とすることができるものとしております。

続きまして、議案第8号 美浦村企業立地の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。22ページをお開きいただきたいと思っております。

本件は、議案第7号の美浦村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定に伴い、本村の立地企業に対する優遇制度を定めている条例の関係を整理し、一層効果的な優遇制度になるよう、本条例の一部について改正を行うものでございます。

対象事業者の要件の新規雇用者については、村民雇用5人以上、雇用者5人のうち村民1人以上に改正しております。

既存の建物を取得した場合の、課税免除の額を算出する特例資産にかかわる固定資産税額に乗じる割合を、第2年度においては100分の7から100分の9に、第3年度においては100分の5から100分の8にそれぞれ改正しております。また、既存の建物を取得した場合の、課税免除の額については、5,000万円を上限とすることに改正しております。

続きまして、議案第9号 美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。議案書の24ページをお願いいたします。

本件も、議案第8号同様、議案第7号の美浦村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定に伴い、本村の立地企業に対する優遇制度を定めている条例の関係を整理し、一層効果的な優遇制度になるよう、本条例の一部について改正を行うものでございます。

対象企業の要件の、新規雇用者については、村民雇用5人以上を、雇用者5人のうち村民1人以上に改正しております。既存の建物を取得した場合の課税免除の額については、5,000万円を上限とすることに改正しております。

また、優遇措置として交付する企業立地奨励金の種類を、現行の立地奨励金、設備投資奨励金に加え、新たに雇用促進奨励金を創設しております。

雇用促進奨励金は、村民の雇用を促進しようとするもので、指定企業が村民を正社員として正規に雇用した場合に、奨励金を交付するものでございます。

交付期間は2年以内とし、奨励金の額は、第1年度が事業開始日の6カ月前から事業開始日の翌年、当該日が1月1日である場合は、その年の4月1日までの間に雇用した新規雇用者の村民が、正社員として引き続き1年間雇用された場合に、1人当たり10万円を交

付することができるものとし、1,000万円を限度としております。

第2年度は、第1年度の4月2日から第2年度の4月1日までの間に雇用した新規雇用の村民が、正社員として引き続き1年間雇用された場合に、第1年度と同様1人当たり10万円を交付することができるものとし、1,000万円を限度とするものでございます。

議案第10号 平成28年度美浦村一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。26ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条、歳入歳出の予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ9,085万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億9,212万2,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、当初予算編成段階で不確定であり、計上を見送っていたもの及び緊急性を要する事業につきまして計上をいたしております。

また、各項目の職員給与関係経費では、4月の人事異動等に伴う職員給与費の調整を行うための補正をしております。これらの職員給与費の補正につきましては、多岐にわたっておりますので、詳細の説明は省略させていただきたいと思います。

次に第2条の地方債の補正では、1件の追加及び3件の限度額の変更をお願いしております。29ページをごらんいただきたいと思います。

第2表の地方債の補正につきましてご説明申し上げます。地方債の追加では、本年4月より第10分団が統合となり、新たに購入する消防ポンプ自動車及び機械器具庫の設計費の財源として、緊急防災・減災事業債1,870万円の新規計上をお願いいたしております。

次に、地方債の変更では、余郷入地区かんがい排水事業及び生涯学習施設トイレ改修事業の地方債対象経費の変更に伴い、限度額の増額をお願いいたしております。

最後に、臨時財政対策債では、平成28年度の普通交付税算定作業が終了し、発行可能額の確定に伴い、限度額の減額をいたしております。

それでは特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

まずは、歳出予算から申し上げます。35ページをお開きいただきたいと思います。

総務費について申し上げます。総務管理費の防犯対策費では、防犯対策事業費で、既存の電柱に防犯カメラを設置予定でしたが、電柱への設置が困難となり、専用のポールが必要となったこと、設置箇所を6ヶ所から7ヶ所に増加したことにより、防犯カメラ設置工事219万1,000円の増加補正をお願いいたしております。

続いて民生費について申し上げます。37ページをお開きいただきたいと思います。37ページでございます。社会福祉費の社会福祉総務費では、社会福祉事務費で、村社会福祉協議会の職員数の増加に伴い、村社会福祉協議会への補助金347万3,000円の増額補正をお願いいたしております。

次の国民健康保険特別会計繰出金では、総額3,827万6,000円の増額補正をお願いいたし

ております。内訳としまして、職員給与費等で人事異動等による職員給の調整として380万円の減額、その他繰出金で、財源不足分等により4,207万6,000円の増額補正をお願いいたしております。

次に老人福祉費では、介護保険特別会計繰出金で、人事異動等による職員給の調整として、649万9,000円の減額補正をいたしております。

次に、児童福祉費の児童福祉総務費では、子育て広場事業費で、地域交流館の子育て広場で使用する消耗品、備品の購入費として総額400万円の増額補正をお願いいたしております。なお、財源につきましては、国と県からそれぞれ補助率3分の1の子ども・子育て支援事業交付金133万3,000円が交付されます。

次のページをお開きいただきたいと思います。保育所費では、大谷保育所運営費で総額453万5,000円の減額をいたしております。内訳としまして、保育士の確保が困難となり、当初予定していた人員より2名減となったことにより、報酬、社会保険料、費用弁償の減額をいたしております。

また、備品購入費では、冷凍冷蔵庫及び室内の監視カメラ購入費の計上をいたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

保健衛生費の予防費では、予防接種事業費で、予防接種法施行令の改正により、B型肝炎ワクチンが定期接種となったことに伴い、関連経費として総額237万6,000円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。41ページをお開きいただきたいと思います。農業費の農業総務費では、農村公園管理費で、大須賀津湖畔公園の展望台の老朽化に伴う維持補修工事費及び工事監理委託料と合わせて678万3,000円の増額補正をお願いいたしております。

次の美浦村地域交流館建築事業費では、農産物等の直売場、加工所で使用する機械器具、レジシステム等の購入費として3,065万5,000円の計上をいたしております。

次の農地費では、農業集落排水事業特別会計繰出金で、人事異動等による職員給の調整として374万3,000円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、土木費について申し上げます。次のページをお開きいただきたいと思います。

道路橋梁費の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で、幹線村道の路面性状調査を予定していましたが、道路照明施設の点検調査を追加したこと及び路面性状調査の詳細設計の完了に伴い、路面性状調査等委託料208万7,000円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、補助率55%の国庫補助金の社会資本整備総合交付金114万7,000円が交付されます。

続いて、消防費について申し上げます。消防費の非常備消防費では、消防車管理費で、第10分団が統合となったことに伴う、消防ポンプ自動車の購入費として1,846万6,000円を

計上いたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。32ページにお戻りいただきたいと思っております。

初めに、地方交付税では、平成28年度の普通交付税算定作業が終了したことにより、本年度の普通交付税が8億2,719万5,000円に決定しましたので、当初予算額8億円との差額分2,719万5,000円の増額補正をいたしております。

次の国庫支出金、県支出金については、それぞれの、歳出予算の中で説明いたしました事業の財源となるものが主なものとなっておりますので、個々の説明は省略させていただきます。

次に、繰入金について申し上げます。特別会計繰入金では前年度の精算分等の繰入金として、国民健康保険特別会計繰入金で5,900万6,000円、農業集落排水事業特別会計繰入金で68万7,000円、公共下水道事業特別会計繰入金で113万8,000円のそれぞれの増額補正をいたしております。

次の基金繰入金では、財政調整基金繰入金で、前年度繰入金の繰入額が当初予算を上回ったこと等により、歳入予算の余剰分を戻し入れることといたしまして、1億6,288万3,000円を減額することといたしまして、9月補正後の繰入予算額を3億8,529万円といたしております。

次に、繰越金について申し上げます。平成27年度の一般会計歳入歳出決算額が確定となり、前年度繰越金が3億196万3,000円となりましたので、当初予算額の差額2億196万3,000円を増額補正いたしております。

最後に村債につきましては、冒頭の地方債の補正でご説明いたしておりますので、個々の説明は省略させていただきます。

以上、平成28年度美浦村一般会計補正予算（第5号）の主な概要についてご説明申し上げます。

次に、議案第11号 平成28年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。52ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,801万円を追加し、補正後の予算総額を22億2,971万円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。57ページをお開きいただきたいと思っております。

第1款総務費の第1項総務管理費につきましては、職員給与関係経費で人事異動による予算調整額380万円の減額補正を、国民健康保険事務費で、制度改正に伴うシステム改修の委託料としまして64万8,000円の増額補正をお願いするものです。

次の第2款保険給付費の第2項高額医療費につきましては、これまでの支払い額から、今年度の支払い見込み額を推計した結果、予算に不足が見込まれるため、338万5,000円の

増額補正をお願いするものです。

第3款後期高齢者支援金等、第4款前期高齢者納付金等、次のページの第6款介護納付金につきましては、今年度支払う支援金、納付金の確定によりまして、各款でそれぞれ15万8,000円の増額、5万4,000円の増額、73万7,000円の増額補正をお願いするものです。

第11款諸支出金の第1項償還金及び還付加算金につきましては、平成27年度歳入の第3款国庫支出金の療養給付費等負担金の確定によりまして、929万6,007円の返還となるため、当初予算額からの不足額929万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

同じ第11款諸支出金、第2項繰入金につきましては、前年度歳入で一般会計から繰り入れた額のうち、職員給与費等繰入金分、出産育児一時金分の歳出額確定並びに歳入歳出不足額を補てんするその他分について、前年度繰越金から一般会計精算戻入金として返還する繰入金5,900万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして56ページに戻っていただきたいと思います。歳入関係についてご説明申し上げます。

第3款国庫支出金の第2項国庫補助金につきましては、先ほど歳出でご説明しました、国民健康保険制度関係業務準備事業委託料の補助金としまして、64万8,000円の増額補正をお願いするものです。

第5款前期高齢者交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金から交付される、前期高齢者交付金の額の決定により、8万円の増額補正をお願いするものです。

第9款繰入金の第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、全体で、3,827万6,000円の増額補正をお願いするものです。内訳につきましては、第2節職員給与費等繰入金で、歳出の総務管理費の減額補正により、法定繰出分として職員給与費等繰入金で380万円を減額補正し、第5節その他繰入金で歳出で説明しました一般会計の精算繰り出しによる歳入歳出の不足額4,207万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

第10款繰越金につきましては、平成27年度の繰越額が確定しましたので、第2目その他繰越金で当初予算との差額分2,900万6,000円の増額補正をするものでございます。

以上が、歳入歳出補正予算の内容となっております。

続きまして、平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。議案書64ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、第1条では歳入歳出それぞれ1,531万7,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ1億7,921万7,000円としております。

それでは歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

歳出予算から申し上げます。69ページをお開きいただきたいと思います。

総務費の一般管理費につきましては、4月の人事異動によりまして職員給与関係経費の調整を行い、給料で234万5,000円、職員手当で90万5,000円、共済費で49万3,000円をそれぞれ増額し、職員給与関係経費で374万3,000円の増額補正を計上しております。

また、使用料の前年度精算等により、農業集落排水事業基金として積み立てるための積立金で438万7,000円、前年度の消費税確定による納付金として公課費で500万円の増額補正をそれぞれ計上しております。

次に、施設管理費の信太地区施設管理費の修繕費が不足することから、150万円の増額補正をお願いしております。

次に、諸支出金の一般会計繰出金につきましては、前年度一般会計繰入金精算により、残金を一般会計へ繰り出すため68万7,000円の増額補正を計上しており、総額1,531万7,000円の増額補正をお願いしております。

続きまして、前のページに戻っていただきまして、歳入についてご説明申し上げます。

繰入金では、職員給与関係分374万3,000円を増額し、繰越金では、前年度の精算による繰越金1,157万4,000円を計上しており、総額1,531万7,000円の増額補正をお願いしております。

以上、議案第12号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の歳入歳出についてご説明申しあげました。

続きまして、議案第13号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。75ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、第1条では、歳入歳出それぞれ8,923万7,000円を追加しまして、歳入歳出それぞれ9億4,708万7,000円としております。

次に第2条では、地方債の変更を第2表のとおりお願いするものでございます。

77ページをお開きいただきたいと思います。第2条の地方債の補正につきましては、下水道事業費の増額補正及び地方債の充当先の見直しを行いまして、公共下水道事業にかかわる本年度の地方債限度額を2億8,780万円をお願いするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

歳出予算から申し上げます。81ページをお開きいただきたいと思います。

今回の歳出補正予算につきましては、下水道費の一般管理費として4,409万9,000円の増額補正を計上しております。内容につきましては、4月の人事異動によりまして、職員給与関係経費の調整を行い、職員手当で33万3,000円、共済費で15万円をそれぞれ減額し、職員給与関係経費で48万3,000円の減額補正を計上しております。

また、報償費で20万円を、積立金では4,438万2,000円をそれぞれ増額補正を計上しております。なお、積立金につきましては、前年度精算等による繰越金4,523万7,000円から一般会計繰出金113万8,000円の減額を、また職員給与関係経費の調整並びに報償費の補正により28万3,000円の増額を行い、総額4,438万2,000円の増額補正となっております。

次に、公共下水道事業費につきまして、事業の増加により、工事請負費で4,200万円、早期接続者への補助金として、負担金補助及び交付金で200万円、総額で4,400万円の増額補正をお願いしております。

次に、諸支出金の一般会計繰入金につきましては、前年度一般会計繰入金精算等による残金を、一般会計へ繰り出すため113万8,000円の増額補正を計上しております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。前のページにお戻りいただきたいと思っております。

県支出金の県補助金につきましては、補助額の変更を行いまして、150万円の増額補正をお願いしております。

次に、事業費の増額補正による充当先の見直しにより、繰入金の基金繰入金で150万円の減額補正を、村債の下水道事業債で4,400万円の増額補正をお願いしております。

また、繰越金で前年度の精算による繰越金4,523万7,000円を計上しております。

以上、議案第13号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の歳入歳出についてご説明申しあげました。

議案第14号 平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。87ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の補正については、歳入歳出それぞれ156万9,000円減額しまして、予算総額を9億7,453万1,000円とするものです。

それでは、保険事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。93ページをお開きいただきたいと思っております。

初めに、総務費の総務管理費の職員給与関係経費については、4月の人事異動に伴うものとして654万円を減額計上しております。

また、地域包括支援センター費、総務管理費の職員給与関係経費については、同様に4万1,000円を計上しております。

次に、介護給付費準備基金積立金については、前年度介護給付費支払基金交付金にかかわる精算交付金として285万9,000円を計上しております。

次に、諸支出金、償還金については、前年度地域支援事業支払基金交付金にかかわる返還金として207万1,000円を計上しております。

前のページにお戻りいただきまして、保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。

初めに、支払基金交付金の過年度分については、前年度介護給付費支払基金交付金にかかわる精算交付金として285万9,000円を計上しております。

次に、繰入金、一般会計繰入金については、総務費及び地域包括支援センター費の職員給与関係経費に対する繰入金として649万9,000円を減額計上しております。

次に繰越金について、前年度地域支援事業支払基金交付金にかかわる返還金として207万1,000円を計上しております。

以上、平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申しあげました。

続きまして、議案第15号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）について

ご説明申し上げます。議案書の99ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の支出につきましては、営業費用で4万5,000円を減額補正いたしまして、水道事業費用を5億8,031万7,000円としております。

それでは、予算明細書につきましてご説明申し上げます。106ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、収益的収入及び支出の歳出予算からご説明申し上げます。

水道事業費用、営業費用の配水及び給水費につきましては、11万9,000円の減額補正を計上しております。内容につきましては、4月の人事異動により職員給与関係経費の調整を行い、給料で4万6,000円の増額、職員手当で13万5,000円、法定福利費で3万円のそれぞれ減額補正を計上しております。

次に、総係費でございますが、同じく職員給与関係経費の調整を行い、7万4,000円の増額補正を計上しております。内容につきましては、給料で20万2,000円の増額、職員手当で8,000円、法定福利費で12万円のそれぞれ減額補正を計上しております。

以上、議案第4号から15号まで一括してご説明申し上げました。よろしく、ご審議お願いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでした。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

11時15分再開といたします。

午前11時00分休憩

午前11時15分開議

○議長（沼崎光芳君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第19 議案第16号 平成27年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第26 議案第23号 平成27年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件まで、8議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第16号から23号までの提案理由の説明に先立ちまして、本日、大変お忙しいところを、決算審査報告のためにご出席いただいております荒木監査委員に、御礼を申し上げたいと思います。

先般の決算審査では、地方自治における公正と効率の確保を図るため、財務に関する事務の執行や、公営企業などの経営にかかわる事業の管理が、関係法令や村条例に基づき適正に行われているか審査を実施していただきました。

この席を借りまして、荒木監査委員、椎名監査委員の日ごろのご尽力に対しまして、改めて感謝申し上げます。

さて議案第16号から23号は、平成27年度的美浦村一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計の歳入歳出決算の認定及び電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件にかかる案件でございます。

一般会計及び特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により、本村監査委員の審査を得て、同条第3項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定をお願いすべく、本日提案した次第でございます。

また、公営企業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定により、管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により、本村監査委員の審査を得て、同条第4項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定をお願いすべく、本日提案した次第でございます。

なお、電気事業会計の剰余金の処分につきましては、同法第32条第2項の規定により、議決を求めるものでございます。

歳入歳出決算内容及び主要施策の効果につきましては、別冊の平成27年度美浦村歳入歳出決算書、公営企業会計決算書及び事業報告書をご覧くださいこととし、詳細の説明は省略させていただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

また、引き続き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成27年度決算にかかわる健全化判断比率及び資金不足比率につきましても、先般、監査委員の審査をいただきましたので、審査意見書を添えてご報告いたします。別添資料となっております、健全化判断比率の報告について及び資金不足比率の報告についてをご覧くださいと思います。

各比率について申し上げます。最初の健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ黒字でございますので、赤字比率は出ておりません。

また、実質公債費比率は4.5%、将来負担比率は41.5%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計、電気事業会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計のいずれも、資金不足額は発生しておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率につきましてご報告申し上げます。

よろしく願いをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、提案理由の説明終わりました。

引き続き、監査委員より監査結果の報告を求めます。

荒木昭雄監査委員。

○監査委員（荒木昭雄君） それでは、平成27年度の決算につきまして、去る7月の29日、

8月1日、2日、4日と4日間に渡りまして、一般会計、国民健康保険特別会計など、特別会計が5つの会計、それから水道、電気の2つの企業会計について、椎名監査委員ともどもですね、厳正に実施しました。

検査の概要、意見等について、お手元の別紙の決算審査意見書というかたちで、報告をさせていただきたいと思います。意見書の1ページをお開きさせていただきたいと思います。

平成27年度 決算審査意見書。

まず初めにですが、平成27年度の我が国経済は前半においては、前年度から続いている国の経済財政政策の推進等により、企業収益が改善を続け、設備投資が徐々に増加してきたことに加え、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により交易条件が改善する中で、緩やかな回復基調が続いておったわけですが、年度半ば以降は、中国を始めとする海外経済の景気減速の影響や、為替など金融市場の混乱等もあり、輸出が弱含みとなり、個人消費及び民間設備投資の回復に遅れが見られました。

政府は、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」いわゆる、新3本の矢ですか。この実現に向け、平成27年11月26日に「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき事項」を取りまとめ、これらの効果もあって、雇用・所得環境が改善する中、景気は緩やかな回復に向かうことが見込まれております。

こうした状況のもと、美浦村の財政状況は引き続き予断を許さない状況にあります。

特に、歳入の基幹となる村税収入は24億2,700万9,000円となり、前年度に比べ3,815万1,000円、1.5%の減収となります。

これは個人村民税において、平成21年度以降7年連続で収入額が前年度を下回り2,055万1,000円の減収となったこと並びに平成20年度以降8年連続で収入額が前年度を下回っている固定資産税が4,375万7,000円の減収となったことが要因となっております。

なお、地方消費税交付金が交付率引き上げ等により、前年度比1億669万9,000円、54.6%の増の3億214万9,000円、地方交付税では新たに人口減少特別対策の経費が設けられたこと等により、前年度比2億6,714万4,000円、41.8%増の9億683万1,000円と、財源の措置はされましたが、自主財源の根幹である村税収入の増加に向けた方策が待たれます。

一方、歳出面では、民生費で前年度比4,113万4,000円、2.4%減の16億7,993万2,000円、災害復旧費2,105万円が皆減するなど、減少した科目はありましたが、役場庁舎の耐震補強等改修事業が行われたため、総務費が前年度比3億3,926万円、48.1%増の10億4,491万円となったほか、衛生費でソーラーLEDの街灯設置事業や、土浦協同病院建設費補助事業等により9,362万7,000円、17.1%増の6億3,972万6,000円、農林水産業費で強い農業づくり補助金等により3億9,419万3,000円、151.0%増の6億5,520万2,000円などと、大きく増加した科目が多くなっております。

これまで述べてきたことを要因として、平成27年度美浦村の一般会計歳入決算額は、前年度比9億9,802万5,000円、17.5%増の67億209万4,000円、歳出決算額は前年度比8億

5,951万9,000円、15.5%増の63億8,968万7,000円となります。

以下に、特に改善すべきと思われる事項等について意見を申し上げます。2ページをご覧ください。

一般会計及び特別会計についてでございます。まず、1番の財政基盤の確立について。

本村の財政基盤は、経常収支比率から見ると、前年度の97.7%から88.5%と改善はしているが、財政構造の弾力性の標準である70%から75%を超過している状況となっており、財政力指数も平成25年度0.811、26年度0.806、27年度0.777と低下の傾向が続いております。

また、財源不足を補うため減債基金から1億6,766万1,000円の繰り入れを行い、さらに、起債残高は一般会計で68億3,065万6,000円、特別会計及び企業会計と合わせると、133億2,752万2,000円となり、美浦村全会計予算1年分の合計をはるかに超えてしまっております。

これは言うまでもなく、これまで実施してきた必要不可欠な公共施設や道路、上下水道など多額の資金を要するインフラ整備の取り組みによる面が大であります。起債の多くは交付税措置があるものの、交付税の算入率が30%から80%のものもあり、基幹財源である村税などの自主財源が年々減少している中、今後利息を含め多額となる償還財源の確保が心配されます。

本村の人口は減少を続けており、本年度もまた258人の減と、村の活性化や税源確保の面からも大きな問題でございます。まずは、職場の確保のための企業誘致や空き家対策を含めた定住化促進、子育て支援施策の充実など住みよい街づくりを目指し、これまで以上の取り組みをお願いいたします。

なお、平成27年度の実質単年度収支を見ますと、地方交付税の増額などにより1億3,373万3,000円を確保しましたが、国の対応が今後どこまで続けたれるか不透明な部分もあり、厳しい財政運営を強いられることが見込まれるので、今後は、平成27年度に策定しました美浦村財政改革計画を基本に、全職員が村財政の現状を理解し、危機感を共有することが大事だと思います。

については、今後の予算編成や執行に当たっては、基本事項として、若干月並みになると思いますが、1番として4項目ほど挙げました。

その①として、事業の必要性、有効性を十分に考慮し慣例にとらわれず、既に目的を果たした事業は廃止の方向で検討すること。

また、新規事業につきましては、補助残等もある場合には、自主財源とかね、実施後の運営費等、こういうものを十分考慮すること。補助があるから飛びつくのではなくて、こういうことを十分考慮して決めてくださいということでございます。

②として、人件費、扶助費、公債費など義務的経費が増加しているが、時間外勤務や需用費など削減可能な経費については削減に努めること。

③として、委託料が非常に多額になっているわけですが、コンピューターシステムの保守点検や、設計業務等高度な専門的技術や知識を必要とするものなど、やむを得ないものを除き、例えば簡易な議事録など新しく精巧な録音機も購入しているということもございまして、簡易な議事録など、自前でできそうなこともいろいろ散見されますので、事業の大小にかかわらず、自前でできることは率先して自前で行うこと。

4番目に、各課で所管する各種団体や協議会について、本当に必要なのか、あるいは事業内容はどうか、補助金の金額等はどうか、今後についてもよく検討していただきたいと思います。

次のページ。以上の点を十分に留意していただきたいと考えます。

なお、特筆すべき事項として美浦村ふるさと応援寄付金が、返戻品目の拡大、あるいはJTB西日本との業務提携等により、平成27年度は2,380万3,000円の寄付がありました。

このことは返戻品提供による、地元産業の活性化ばかりでなく、広く美浦村を知っていただくこともことにもなるので、今後とも工夫を重ね一層の推進をお願いします。

2番目に、村税等の滞納対策と不能欠損についてでございます。税の滞納対策については、全国各自治体の大きな問題となっています。マスコミの調査によると47都道府県と20政令都市における平成26年度までの過去5年間の地方税や国民健康保険税など、徴収できないまま時効になり不納欠損処分された額は7,267億円にのぼるということが分かったわけでございます。調査対象外であった市町村分を含めれば、さらに額が膨らんでくることが明らかであります。

本村においても滞納者が多く、収納課が中心となり徴収率の向上と収入未済額の縮減に向け、積極的な取り組みを行っております。

収納課では、平成27年度美浦村村税等滞納整理方針等計画に基づき、住民税から特別会計の後期高齢者保険料に至るまで、合計で滞納額5万円を超える高額滞納者に対して集中的に滞納整理を行っております。

また、納税意識の高揚を図ることも兼ねて特別職や管理職員等による特別チームをつくり、訪問徴収及び納税催告を年に2回行っております。

滞納処分の状況でございますが、預貯金、生命保険、給料、年金等の債権差押が170件、不動産差押が10件、交付要求67件で、年度内の滞納者からの徴収金額は3,275万7,000円となっております。

一方、徴収困難な案件については、茨城県租税債権管理機構に移管しておりますが、毎年10件ぐらいお願いしているわけでございますが、平成27年度は11件、本税額で842万8,000円を移管し、徴収された金額は、延滞金を含め1,067万3,000円となりました。

なお、茨城県租税債権管理機構には、平成19年度から平成27年度にかけて、2年ずつ4名の職員を派遣し滞納整理の実務研修等を行い、終了後は村の滞納整理に大きな成果を挙げております。

これらの取り組みにより、平成27年度の村税の徴収率は前年度比1.2%増の97.7%となっております。これは、県内全市町村の3番目に高い徴収率というようにございまして。

一方、本年度の不納欠損額は、一般会計で村税が1,547万2,000円、国民健康保険特別会計で1,749万2,000円、農業集落排水事業特別会計で22万1,000円、公共下水道事業特別会計で19万4,000円、介護保険特別会計で250万円、後期高齢者医療特別会計で18万3,000円、全体で3,606万1,000円となり、前年に比べると46%は減少しております。

不納欠損処理につきましては、収入あるいは資産がないとか、あるいは、住所が転居して不明になってしまったというような、やむを得ない、やむを得ず不可能となったものについて、法令等に基づき適正に処理されたものと認めますが、税収減が続く中で財政運営において大きな歳入減となるばかりでなく、納税の公平性確保の観点や村民全体の納税意識の低下にもつながりかねない問題であります。

茨城県租税債権管理機構によりますと、滞納の原因は84%が「納税意識が希薄」と分析されていることから、納税に対する啓蒙活動の大切さがうかがわれます。

また、収納対策については、当然、収納課の管轄となりますが、関係各課の理解と協力が不可欠であり、村長を中心とした関係部課長、補佐を構成員とする「美浦村収納対策委員会」これを随時開催し、常に滞納の実態を把握するとともに、問題点を共有し全庁的な取り組みを引き続きお願いし、大変な仕事であります、村財政の台所を守るためにも、歳入未済額の縮減に努めていただきたいと思います。

なお、学校給食費の滞納についても、滞納したまま子供が卒業することにより、請求事務がおろそかになり、未納になってしまっている方も多く、負担の公平性の観点、あるいは教育上の問題もあり、早急に対応するようお願いをします。

3番目に、国民健康保険特別会計についてでございます。国民健康保険加入者は、平成27年度末で2,818世帯、4,718人で前年度比48世帯、152人減少しておりますが、これは、社保離脱の減少や村外への転出、後期高齢者医療制度への加入の影響によるものです。

歳入決算額は22億8,383万円で、前年比7.6%増となっておりますが、国民健康保険制度運営の根幹をなす国民健康保険税は、4億1,143万3,000円と前年度比9.1%の減となっております。

歳出決算額は22億2,482万4,000円で、前年度比7.5%の増ですが、このうち保険給付費は国民健康保険税収入の約3.1倍に当たる12億3,785万5,000円支出されております。

国民健康保険税の歳入未済額は4,400万9,000円、不納欠損額は1,749万2,000円となっております、前年度より減少しておりますが、国の繰入基準に基づき、法定分として1億4,064万6,000円、国民健康保険税負担緩和や保険給付費等の財源分を補うため、1億5,685万9,000円の合計2億9,750万5,000円を一般会計から繰り入れている状況を鑑みれば、村財政や国保運営の健全化、国保税の公正・適正化を図るためにも、歳入未済額の縮減に努め

ていただきたいと思いをします。

なお、美浦村の国民健康保険税は他市町村に比べ安く設定されておりますが、その事を周知しながら、また、平成30年度の県域への統合の内容を見据えながら、適正な税額改正の検討が必要になってくると考えます。

次に4番目、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計についてでございます。

農業集落排水事業は、昭和62年舟子地区で供用開始以来、平成27年度末現在で、5地区で供用されており、本年度11戸の新規接続を加え1,614戸の接続となり、接続率は73.7%となっております。

歳入決算額は1億7,386万8,000円であり、前年度比7.0%の減となっておりますが、このうち、次のページをお願いします。受益者の分担金、使用料が7,612万1,000円で前年度比4.8%の減となりました。

そのほか、起債の償還や人件費等の財源に充てるため、一般会計から7,915万6,000円の繰り入れを行っております。

歳入未済額が分担金で1,307万7,000、使用料で1,745万2,000円となっております。

なお、本会計の運営の一つの目安となる収支比率は80.3%で、前年度より1.6%上昇をしております。

公共下水道事業については、平成17年12月より一部の地区で供用を開始し、以来、整備を進め、平成27年度末で全体計画の67.5%が完了しております。

しかし、計画区域内では既に浄化槽を設置している家屋が多くあることから、接続率は計画区域内では、44.6%と低い状況でございます。

下水道整備は必要不可欠なものであり、村内一円早期の完成が待たれるところですが、多額の資金も必要であり、本年度も2億5,920万円の起債を行っております。

現在、農業集落排水事業特別会計の起債残高は5億8,503万6,000円と減少傾向にありますが、公共下水道事業特別会計の起債残高は41億4,850万4,000円と、整備中ですから、当たり前のことなのですが、年々積み上がっており、これらの償還金及び運営費の一部にも、一般会計からの繰入金で賄っているのが実態であるので、加入率、接続率の向上と分担金、使用料の収入未済額の増加や不納欠損が生じないよう努め、さらなる運営改善を図っていただきたいと思いをします。

次に5番目の介護保険特別会計についてでございます。

介護保険制度が開始された平成12年度に比べ、村の人口は2,260人減少しておりますが、逆に、高齢者人口は1,684人増加しており、高齢化率も14.2%から26.5%となるなど、高齢化が進んでおります。

これに比例して介護認定者及び保険受給者は増加しており、保険給付費も8億7,608万7,000円と、前年度比4,001万9,000円の大幅な増加となっております。

歳入占める割合では、国、県交付金並びに支払基金交付金、合わせて5億7,608万2,000円の56.4%、介護保険料が2億2,501万5,000円の22.1%、一般会計からの繰入金が1億5,389万5,000円の15.1%となっております。

歳出に占める割合では、保険給付費が8億7,608万7,000円で89.6%と、大半を保険給付費が占めております。

地域包括支援センターには、保健師、ケアマネージャー、社会福祉士と専門のスタッフがそろっており、事業活動のさらなる充実が期待されておるわけでございます。

また、地域包括支援センターでは、本来の事業ではないわけではございますが、要支援者に係る支援事業及び一般高齢者に対する予防事業に取り組んでおりますが、例えば、県の出前講座を活用するなど、参加者の要望も聞きながら、より幅広く魅力ある事業内容、多くの方が、参加できる仕組みづくりなどの検討をお願いしたいと思っております。

このことが、住みなれた場所でいつまでも明るく健康な生活を送り、増え続ける医療費や介護給付費の抑制につながるものと考えます。

6番目に、後期高齢者医療特別会計についてでございます。

村の人口は減少しておりますが、本年度加入者人口は47人増加し、平成27年度末では1,997となっております。

制度の運営は、茨城県後期高齢者医療広域連合が行い、村は保険料の徴収や保険証の交付、各種申請、相談など、主に窓口業務を行っております。

本年度の保険料収入は8,576万円でしたが、後期高齢者医療広域連合給付金は1億1,624万9,000円となっており、不足分については、一般会計から3,229万3,000円を繰り入れております。

保険料の収入未済額は51万4,000円と若干増加しましたが、徴収率は高く、特に滞納繰越分については70.7%となっており、不納欠損額は18万3,000円と、前年度に比べ半減し滞納対策の成果と評価できると思います。

次に、続きまして、美浦村公営企業会計でございます。

1番目の、美浦村水道事業会計でございますが、水道事業につきましては昭和53年4月1日より供用を開始し、その後拡張工事を続け、計画給水人口1万7,530人、1日最大給水量1万1,000立米の規模で、村内ほぼ全域に供給しています。

前年度と比較すると給水人口は248人減少し、年間給水量も1万756立米減少しましたが、業務用及び営業用収益等の増加により、給水収益は5億627万3,000円と、前年度比486万9,000円増加しております。

なお、収支の状況については、会計制度改正により、営業外収益に長期前受金戻入として3,657万7,000円を計上したことにより、水道事業収益は5億4,689万9,000円となり、前年度比1.0%の増であり、営業費用等については、新たに、阿見地内不用送水管のモルタル充てん工事がありましたが、配水給水施設等の修繕費や営業外費用で償還金支払利息の

減等により 5 億 3,791 万 1,000 円と、前年度に比べ 265 万 7,000 円の減となり、平成 27 年度単年度収支は 898 万 8,000 円の収益となりました。

水道事業は供用開始から既に 37 年を経過しているものの、起債残高が依然として 10 億 5,092 万 3,000 円残っておりますが、設備の経年劣化を鑑みれば、管路など老朽施設の更新計画、これも検討する時期だと考えます。

なお、使用料の収入未済額については、今後の事業推進においても問題であるので、早目の対策を講じ、さらなる収納率の向上に努めてください。

めくっていただきまして、美浦村電気事業会計。

村直営事業として、平成 27 年 3 月 27 日より発電を開始しましたが、計画を上回る発電量、売電収益を上げております。約 114% ぐらい、計画に対して上回っているという状況です。

平成 27 年度収支では、電気事業収益が 9,592 万 5,000 円。電気事業費用 7,109 万 7,000 円となり、2,482 万 8,000 円の利益を計上することができました。

利益剰余金の中から、事業目的である住民への地球温暖化対策機器設置等補助金 351 万 6,000 円への充当のほか、平成 26 年度一般会計からの繰入金 195 万 7,000 円の償還、撤去費用の積み立て 150 万円、一般会計の繰出金 1,700 万円を計上することができたことなど、上々のスタートとなりました。

ただしですね、発電計画期間が 20 年という長期間にわたるので、今後どのような故障なり、事故などの発生、こういうものもの未知の部分もあると見込まれることから、引き続き施設や周囲の管理について万全を期していただきたい。というようなことでございます。

以上が決算審査意見書でございます。

引き続き、村長から先ほど、若干説明ありました、平成 27 年度 財政健全化及び公営企業経営健全化審査意見書ですか。これについても、ここでご説明したいと思います。別紙の健全化審査意見書をお開きいただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、財政健全化法ですね。これは、中身としては、健全化法でございますが、地方公共団体の長、いわゆる村長は、前年度の決算の決算書の提出を受けたあとですね、速やかに監査委員の意見を付して、財政健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないと、というようなことで、平成 19 年 6 月に、この法律が公布されたというようなことでございます。

この健全化法に基づき、監査委員に求められている審査を行うため、財政指標とその算定の基礎となる事項を記載した書類を提出願ひ、平成 28 年 8 月 4 日に審査を行った結果、提出された資料は、財政指標算定の基礎として法的にも、正確性の面でも適正であるとともに、公正な判断のもとに、財政指標が算出されており、適正であると判断します。

本法律により審査する財政健全化判断比率は次の 5 項目というようなことになっておりますが、先ほど説明がありましたように、1 番、2 番、そして、5 番目の公営企業会計にかかる資金不足比率、この 3 項目については、村では存在しないというようなことで、3

項、4項について触れてみます。

3項の実質公債比率は、基準値25%以下に対して4.5%、4項の将来負担比率は、基準値350%以下に対し41.5%と、いずれも基準値を下回っており、指標の上での問題はありませぬ。

前年度との比較では、実質公債費比率1.2ポイント減、将来負担比率13.9ポイント減となっております。

3ヶ年平均により算出する実質公債費比率については、1.2ポイント減となっておりますが、これを前年度単年度と比較してみますと、一般会計の元利償還金が2,374万8,000円増加し、普通交付税算入額が1,970万7,000円減少したこと等により、前年度の3.4%から1.2ポイント増の4.6%ということで、悪化しておるといふことでございます。

次に、将来負担比率については、前年度比13.9ポイント減と大幅に改善されております。

これは将来負担額から差し引くことができる充当可能基金の残高が、財源不足により減債基金の取り崩しを行ったこと等により1億2,396万円減となったものの、公共下水道事業に係る地方債償還に充てるための一般会計からの繰入見込額が5億4,359万3,000円減少したこと、退職手当の支給率の変更等により、退職手当負担見込額は1億8,700万8,000円減少したこと及び地方債残高に対する普通交付税算入見込み額が増加したことが主な要因となっております。

このように、3ヶ年平均で算出される実質公債比率ですか、それから、将来負担比率ともに前年度より改善は見られておりますが、財源不足により、減債基金から1億6,766万1,000円と多額の繰り入れを行っており、平成28年度の予算でも多額の繰入金を見込んでいる状況を鑑みると、慢性的な財源不足により、将来の数値の悪化を招きかねず、持続性のある財政運営に支障を来すおそれがあることも懸念されます。

平成27年度の税収は、決算審査意見で申し上げましたように、法人村民税は増収になったものも、個人村民税、固定資産税の減少傾向は続いており、前年度比3,815万1,000円と減少しております。景気は回復基調にあると言われますが、その恩恵は一部のもので、本村では、安定した税収の確保は、厳しい状況にあるものと思われまふ。

今後は、本年1月に策定した美浦村財政改革計画に基づき、歳入の確保、歳出の縮減を図るとともに、将来の財政状況を見極め、これまで以上に慎重な財政運営を心がけ、財政調整基金の確保等の目標値の達成に努めていただくよう希望して、報告を終わります。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 村長並びに荒木監査委員には、提案者の説明、また詳細にわたつての監査報告大変ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決算についての質疑は、決算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第16号 平成27年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第23号 平成27年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件まで、以上8議案について、議員全員をもって構成する、決算審査特別委員会を設置し、付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

それでは1時より、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで、昼食のため、暫時休憩といたします。

午後零時10分休憩

午後1時06分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1時から決算審査特別委員会があり、正副委員長が決まりましたので、議長から報告をいたします。

委員長に下村 宏君、副委員長に林 昌子君、以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 日程第27 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

紹介議員から趣旨説明を求めます。

山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ただいまご紹介いただきましたように、教育予算拡充の請願の趣旨説明をさせていただきます。

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や、教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。

また、障害のある子供たちへの合理的配慮、外国につながる子供たちへの支援、いじめ、不登校などの課題など、学校を取り巻く状況は、複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大しています。

また、学習指導要領により授業時数や、指導内容が増加しています。

教職員が子供たちと向き合う時間を確保し、子供たちの豊かな学びを保障していくため

には、教職員定数改善が不可欠です。第7次教職員定数改善計画の完成後、10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。そのため、本県を含む幾つかの自治体においては、独自財源による定数措置を行い対応しています。

しかしながら、自治体が見通しをもって、安定的に教職員を配置するためには、国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要です。国の施策として、財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが、憲法上の要請です。

また、東日本大震災以降、学校施設の被害や子供たちの心のケアの問題、子供たち、教職員の負担増など、教育関係の影響がいまだに残っており、政府として人的、物的な援助や財政的な支援を継続すべきと考えます。

こうした観点から、2017年度政府予算編成において、教育予算の拡充が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書提出をお願いいたします。

請願事項1 子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

3 震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

以上、請願の趣旨説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願については、請願文書表のとおり、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

この後、1時20分より、全員協議会を開催しますので、委員会室のほうへご参集をよろしくお願いいたします。

午後1時12分散会

平成28年第3回
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成28年9月14日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教育長	糸賀正美君
総務部長	増尾嘉一君
保健福祉部長	松葉博昭君
経済建設部長	岡田守君
教育次長	堀越文恵君
総務課長	飯塚尚央君
企画財政課長	平野芳弘君
福祉介護課長	秦野一男君
都市建設課長	青野道生君
経済課長	北出攻君
生活環境課長	石神真司君
上下水道課長	山口栄美君
学校教育課長	増尾利治君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 木 鉛 昌 夫
書 記 糸 賀 一 志

午前10時00分開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さんおはようございます。

第3回定例会へのご参集大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名です。

これより、平成28年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い発言を許します。

最初に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 8番議員 山崎です。通告に従い、環境美化条例について質問いたします。

美浦村環境美化条例の中の、空き地の雑草除去に関する部分についてですが、美浦村環境美化条例第16条で、「空き地が危険状態にある場合は、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。」第17条では、「勧告に従わないときは、その勧告に従うことを命令することができる。」とあるが、空き地の雑草除去に対しての勧告や命令を出した件数を、平成26年度と27年度分に関してお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） おはようございます。ただいまの山崎議員のご質問にお答えを申し上げます。宅造地化されております空き地の雑草除去についてでございますが、村では毎年4月に雑草除去委託料納入通知書兼領収書を、空き地の所有者に対し送付をいたしまして、委託費用を納付の上、村に除草を委託するか、または、自己により除草管理をするかにつきまして返信をいただいております。

村に委託された場合は、委託業者が7月と10月の年2回、除草作業を行います。しかし、返信されない所有者もございまして、管理されていない土地近くの居住者より、苦情が寄せられる場合がございます。その際は、個別に雑草除去依頼の通知を送付いたしまして、

対応をしているところで、現在、勧告、命令は行ってございません。それは平成26年度、27年度とともに勧告、命令は行っていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） それでは、その勧告や命令はなぜ出さないのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの山崎議員のご質問でございますが、隣接地主からの苦情、相談につきましては、相談者にかわって通知により連絡を代行しているものでございまして、環境美化条例に基づく空き地等の所有者への勧告とは異なっております。空き地等が雑草等の繁茂により、危険な状態であると判断される場合は、苦情の有無にかかわらず、勧告、命令を出すことになるかと考えてございます。

ただし、現行の環境美化条例では、危険な状態についての判断基準が明確化されてございませんので、こちらにつきましては、今後内容を再検討し、明確な基準づくりを行ってまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 空き地が危険な状態にあると判断される場合に、勧告や命令を出すとのことですが、雑草が繁茂している状態も、たばこの投げ捨てをされた場合には、火災となり、近隣の家も延焼するという、十分危険な状態と言えらると思います。

雑草が繁茂している場所の隣近所の住民は、たばこの投げ捨てによる火災をとっても心配しています。そのことに関して、住民はどのようにすればよいのでしょうか。見解をお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの山崎議員のご質問でございますが、山崎議員ご指摘のとおりですね、雑草が繁茂した土地、特に雑草が枯れた冬のたばこの投げ捨ては非常に危険でございまして、絶対にしてはいけないこととございますが、先ほども申しましたとおり、空き地等が雑草等の繁茂により、危険な状態であると判断される場合は、勧告、命令を出すことになるかと考えております。

しかし、本村には空き地であったり、畑や空き家、また、山林であったりと、至るところに雑草が繁茂しているため、その全てを除去することは不可能であり、人間としてのモラルに頼る以外に方法はないものと考えております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 勧告はやっていないが、苦情があったものに関して、雑草除去依頼の通知を送付したとのことですが、その通知を送付したことによって、解決した件数と未解決の件数はどのくらいでしょうか。平成26年度と27年度についてお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） 山崎議員ご質問の解決した件数と未解決の件数でござい

ますが、苦情を寄せられた件数につきまして、平成26年度は95件、平成27年度は101件でございます。所有者による対応が全くない未解決件数が、平成26年度、平成27年度ともに、20件となっております。

一時的な解決はされるものの、継続的に除草を行わない場合など、明確に解決か未解決か判断しにくいケースもございます。以上が質問に対しての答弁でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） それでは、その未解決の部分は、今後どのような対応をするのかお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまご質問の苦情処理の未解決の件につきましては、再度、通知等により連絡をいたしまして、個別に対応しているところでございます。

通知が相手方に届かなかつたり、会社の倒産などで連絡がつかないケースもございます。連絡できていても、全く対応いただけない場合は、環境美化条例に該当しない事例につきましては、個人間の土地の問題でございますので、役場からはそれ以上の措置はとれないといったところで、相談者ご自身から、直接、所有者へ連絡をとっていただくこととなります。

その際には、個人情報に当たります土地所有者等の内容は、お教えできませんので、登記簿上で調べていただき、対応していただくようなかたちになります。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 役場から通知を出し、地権者が対応してくれない場合は、個人間の問題なので、自分で登記簿等で調べて、個人的に対応してもらおうとのことですが、それは、あまりにも役場としての対応は冷たいのではないのでしょうか。個人間ではトラブルの元にもなります。そのために、環境美化条例があるのではないのでしょうか。見解をお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの山崎議員のご質問でございますが、環境美化条例とは、本村における環境美化を促進させるために、行政と村民と事業者及び占有者の責務をそれぞれ明確化し、禁止規定等に違反した場合に勧告、命令、公表ができることといたしまして、空き缶等の投げ捨てから、空き地の適正な管理、霞ヶ浦湖岸の美化促進に至るまで、幅広い内容を盛り込んでございます。

当然、村民の皆様からの苦情等の内容に該当するものもあると考えますが、全てをこの条例と結びつけることはできないと考えておりますので、今後も、苦情の相談は引き続き行ってまいります。行政の民事不介入の原則により、空き地等の状態により、本条例が適用できないケースもあり、そのような場合には、個人間の対応をお願いせざるを得ないと考えており、環境美化条例につきましては、条例の範囲で適応をさせていただきたいと

考えております。

そのためには、本条例の定義の明確化と、禁止規定等のガイドラインを早急に協議をしていかななくてはならないと考えてございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 現在、美浦村環境美化条例というものがあっても、空き地の雑草除去に関しては、なかなか守ってもらえないというのが現状だと思います。まして、勧告も命令も出さないとなると、なおさらのことです。住民からの相談事でこの時期、一番多いのが空き地の雑草繁茂の相談事です。雑草が生い茂っていると見通しが悪く、交通事故の危険性やたばこの投げ捨て等による火災の危険性、そして、雑草の中での犯罪等の可能性、害虫被害で近所への迷惑等々多々あります。

現条例でどこまで空き地の雑草等の除去が改善できるのか、雑草除去依頼の通知を出しても、無視をしている人が多い、空き地の所有者は、通知が来ても無視をしていればそれで通る、というふうに思っている人が多いと思います。

県内では、土浦市、筑西市、県外でも成田市、市原市、四街道市、東大阪市、泉南市、宇治市、岩沼市などでは3万円から6万円の罰則金を設けています。

抑止力アップのためにも、罰則金を条例の中に盛り込み、勧告をしても無視をしている人には、命令書の文言の中に、命令に応じない場合は氏名の公表をし、さらに罰則金も課せられます、との文言が入れば、無視はしなくなるのではないのでしょうか。

村長の見解をお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 定例会の再開日、大変ご苦勞さまでございます。

山崎議員のですね、環境美化条例ということで、26、27年度、持ち主のほうに出しても全然回答がないというのが20件ぐらいあるという話ですけども、条例をつくって、それは住民が住みよいまちづくりをするための条例を出したんだと思います。

ただ、近隣では、土浦市が先ほども、罰則は規定はつくっているという中なんです、罰則金までは科した経緯がないということでございます。

しかし、いま山崎議員のほうからですね、県内でそういう罰則金を科すというところまでも、環境美化条例の中で設定をしている、そういう自治体があるということでございますので、先ほど、岡田部長のほうからもですね、条例の中身を、先進地域のですね、そういう罰金を科すものに照らし合わせて、例え20件であっても、そういう罰則をつくって、罰則というか、罰則金をつくって、それで改善をされるのであれば、当然それは近隣に住む、周りに住む住民の迷惑にもならないし、住みよいまちづくりの一環にもつながるだろうと思います。そういう意味で、先進的な罰則金を設けているところのものを参考にさせていただいて、美浦村に適用が、それができる部分があるとなれば、導入をしていくための検討はしていきたいというふうに思います。

ただ、住宅地の建物の建っていない繁茂した除草の場合と、それから、美浦村の中にはそんなに大きな、高い山はないんですけども、平地林がまだまだ残っていて、昔ですと平地林まできれいに農家の人が清掃をしていたんですが、今は、ほぼ、荒れ放題ということもあります。そういうものについては、通学路とか、村道に迷惑のかかる部分だけ、村が緊急的にやっておりますけども、個人的な部分についてはなかなか入れ込めない、美化条例のどの部分で線を引くかも大事なことになってくるのかなというふうには思っておりますので、住まいに迷惑のかかるという部分のところまでとめるのか、その辺も先進地の規定を検討させていただいて、美浦村で罰則金をつくって、いかによそよりも住みやすくなった、住みよいねって言われるような、その条例の適用を目指していきたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ありがとうございます。私もその罰則金を取るっていうことが目的ではなくて、それによって抑止力になって、雑草を除去してもらえるっていうそういう方向につながるようにしていただきたいと思います。そして、全ての村民が健康を害することなく、みんなが「いい美浦」と感じられるように、よろしく願いいたします。

それでは、次の小中学校運動会開催時期の質問に移らせていただきます。

平成26年第2回定例会時の質問で、運動会後に行うアンケートの中に、「開催時期に関する項目も盛り込むことはできないか」との質問に対する答弁で、学校独自のアンケートを行い、その結果を判断材料にしたらいと考えているとの答弁でした。

そこで質問です。学校独自のアンケートとは、どのような内容だったのか。開催時期に関する部分で結構ですので、お示してください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） おはようございます。山崎議員の学校独自の開催期日に関するアンケートの内容についてお答えをいたします。

最初に、大谷小学校でございます。平成26年度は、開催時期について、4月、5月、6月の春、及び9月、10月、11月の秋、という月を明示しまして、希望する月を選択する方法によるアンケート調査をいたしました。平成27年度は、開催期日ではない内容で行っております。

次に、安中小学校でございますが、平成26年度、平成27年度とも同じ内容で、記述式での回答を求めるかたちで実施をしております。当日の進行状況、開催時期について、その他感想、要望という内容でございます。

木原小学校と美浦中学校では、平成26年2月以降は実施をしていない現状でございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ありがとうございます。では、そのアンケートを行った期

日はいつだったのでしょうか。平成26年と平成27年をお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまの山崎議員のご質問でございます。アンケートの実施期日についてお答えをいたします。

大谷小学校及び安中小学校では、平成26年度、平成27年度ともに、運動会終了後の9月から10月に実施をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、ありがとうございます。先ほどの質問で、アンケートを行った期日を聞いたのは、私が以前の一般質問時にアンケートをとってほしいとお願いしたところ、アンケートをとった期日が翌年の2月の寒い時期に行ったという経緯があり、「喉元過ぎれば熱さ忘れる」ということわざのように、2月のアンケートでは、運動会時の大変な暑さも忘れてしまうということがあったので、アンケートを行った期日を質問いたしました。でも、アンケートを行ったのは、運動会後の9月、10月ということでしたので、安心しました。

それでは、その開催時期に関する項目の回答で、学校ごとの結果は、平成26年度と平成27年度をお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまの山崎議員のご質問で、アンケートの学校ごとの結果についてお答えをいたします。

最初に、大谷小学校でございますが、結果につきましては、219人の回答を得まして、4月から6月の春の実施は84人、春の中では5月が66人となっております。

9月から11月の秋の実施は135人、9月が80人、10月が53人という結果でございます、61.64%の保護者の方が、秋の開催時期がよいという結果でございます。

続いて、安中小学校でございますが、実施時期について、秋がよい、9月のままでよい、10月中旬から下旬という意見が寄せられ、9月のままでよいという意見が多かったという結果でございます。

この実施時期については、各学校で山崎議員のご提言等も踏まえまして、熱中症対策には十分留意しながら、毎年、学校で検討しつつ実施をしてきているところでございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） この結果の数字は、大谷小の平成26年度のみで、平成27年度は、期日に関する項目はなかったということです。

運動会がその年によって比較的涼しいこともありますので、開催時期に関しての項目は、毎年、アンケートの中に入れてもらい、全ての学校で毎年行ってもらいたいと思いますが、可能でしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。最も適切な時期を決定する上で、アンケートの中に開催時期の項目を入れたり、アンケートを実施することが可能であると考えますが、最終的には開催時期につきましては、それぞれの学校が、PTA、あるいは地域の方々の意見なども踏まえまして、決定すべきものであると考えますことから、必要がある場合には、アンケートの実施につきましても、それぞれの学校でその内容も含め、決定していくことが適切であると考えております。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ただいまの教育長の答弁、ありがとうございます。アンケートはやりますということではないんですね、必要であればやりますということで、でも、必要かどうかはやっぱりやってみない、やっぱり私としてはアンケートは、毎回やってもらいたいと思います。

それで、学校は行事ごとに毎回アンケートはとっているっていうふうにお聞きしてたんで、その中に期日の項目を入れてほしいということをお願いしてます。その辺はもう一度検討してください。

平成28年度県南15市町村の小中学校運動会実施状況としては、中学校の5、6月実施は68校中1校のみとのことですが、小学校では、5、6月実施は165校中109校で66%です。本村小学校の先生たちに運動会を5、6月に実施するとした場合に関しての意見を伺ったところ、5月は陸上記録会があるため、運動会も春に実施するとなると、運動会の準備ができないという意見が多かったのですが、小学校の運動会を春に移行している取手市、守谷市、土浦市、つくば市等は、運動会はやはり熱中症対策のため5月に実施し、陸上記録会を9月や10月に実施しているそうです。本村でも、陸上記録会を秋に行えば、運動会を春に実施しやすくなるのではないのでしょうか。教育長の見解をお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。運動会の開催時期についてお尋ねをいただきました。

運動会の開催時期の考え方につきましてお答えいたします。まず、近隣の自治体の状況を申し上げますと、阿見町は小学校8校、中学校3校のうち、春の時期に開催しているのは小学校1校のみで、ほかは秋の時期の開催でございます。

河内町につきましては、小学校3校、中学校2校、全て秋の開催でございます。

稲敷市につきましては、小学校11校、中学校4校、全て秋の時期の開催でございます。

したがいまして、美浦村近隣の自治体におきましては、秋の時期に開催する小中学校がほとんどでございます。

一方、県内の状況でございますが、平成26年度の県内公立中学校における体育祭の開催時期は、春の時期の開催が15%、秋の時期の開催が85%となっております。

平成27年度の公立小学校における運動会の開催時期につきましては、春の時期の開催が

57%、秋の時期の開催が43%となっておりまして、傾向といたしましては、県内においては、中学校では秋の開催がほとんどでありまして、小学校では、春の時期の開催が多くなっているという状況となっております。

運動会を秋の時期に開催するか、それとも春の時期に開催するのか。これにはそれぞれ長所、短所があると存じます。秋に開催する長所といたしましては、春に比べまして練習日を確保することができるため、練習を積み上げることで、生徒たちの応援活動や、一般生徒、団員たちの自治的な力を育成できること。また、学級、学年がまとまった中で、運動会が実施できることによりまして、体育科としての成果を発表する場となること。あるいは、高学年を中心に、児童主体の運動会が期待でき、リーダー育成に絶好の機会であること。またあるいは、低学年、特に、1年生になりますが、集団行動や演技がより充実したものにできることなどが挙げられると思います。

一方、春に開催する長所といたしましては、春に実施することによりまして、生徒たちの団結力を早目に育成することができる。また、気候が比較的穏やかであり、台風などの心配がないこと。あるいは、大事な行事を早く終わらせることによりまして、2学期のスタートが落ちつくということなどが挙げられると思います。

一方、運動会につきましては、学校行事の一つではありますが、地域の皆様のご協力により成り立っており、地域にとりまして大切な行事であると考えております。

教育委員会といたしましては、中学校におきましては、応援席の設置、練習日の確保、春に実施している修学旅行など学校行事を勘案いたしますと、引き続き秋の時期に開催するのが現時点では適切であると考えておりますが、今後、さまざまな情勢の変化によりまして、開催時期についての議論が出てきた際には、学校、生徒並びにPTA、保護者の方々と話し合うなどしまして、最適な時期に開催するのがよいと考えております。

一方、小学校におきましては、駆け足などの徒競走だけではなく、鼓笛、ダンスなど、練習の時間を確保することが必要なプログラムがあることから、練習時間を確保しやすい秋の時期の開催は適切であると考えておりますが、遠足や、陸上記録会など年間を通した学校行事との兼ね合いを十分考慮した上で、学校、児童、保護者、PTA並びに地域の方々と話し合うなどしまして、各学校の地域の実情に応じた最適な時期に開催することがよいものと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。私が、最初に運動会開催時期の相談を受けた保護者の方は、やはり子供の熱中症が心配ってということで、開催時期の見直しを何とか議会のほうで上げてほしいということで相談され、もう、かなり、運動会のこの時期に関して私これで3回目くらいなんですけど、その保護者、何人か相談されたんですけど、結局、よくはならないってということも原因の一つなのか、引越されました。皆さん。そういうこともありますし、それが全ての原因ではないんでしょうけど、でも、それ

の一つにはなっているとは思いますが。

昨今はもう35度、36度っていう、昔では考えられないような、すごい暑い日が続いたりしますので、保護者が我が子を思う気持ちに伝えるため、子供たちを熱中症から守るため、春に運動会が開催できることに期待をし、質問を終わります。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

次に、竹部澄雄君の一問一答方式での一般質問を許します。

竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） おはようございます。議員番号2番竹部澄雄です。通告に従い、水道事業について質問いたしますので、よろしく願いいたします。

人間が生きていくために欠かせない水、現在、地方都市では、水道料金の値上げが相次いでいますが、その水道料金の値上げの原因の一つには、人口減で水道料利用負担者が減ること、また、一方で老朽化した水道管の取り替え費用が掛かる、この二つが大まかな原因だと言われています。

全国の自治体間では8倍近い料金格差もあると言われています。広域的な水道統合で収益の改善を図る動きも出ていますが、課題も多いのが現状であります。

日本水道協会によると、2015年4月の水道料金の全国平均は3,202円であることが発表されていますが、水道事業は各地方自治体が独自に運営しており、水道料金水準にも大きな地域差があり、最新のデータでは全国で最も安い水道料金は、山梨県富士河口湖町で835円。最も高い水道料金は、北海道夕張市で6,841円と約8倍の料金格差が生じています。これは一般家庭で月に使う20立方メートルですか、この金額であります。

これほど極端でなくても、同規模の都市間でも、1.5倍から2倍程度の料金差があるとのことですが、こうした料金差が生じる原因には、水質、地形といった地理的要因、水道布設年度や水利権などの歴史的要因、人口密度や需要構造の違いによる社会的要因などが掲げられ、水源の水質や水量、地形に恵まれていれば、浄化处理やダム、ポンプなどといった施設の設置の運営コストは少なく済みますが、逆のケースでは高くなります。

水道料金は一般家庭の水道料金単価を低く設定し、民間企業などの大口利用者の単価を高くし、帳尻を合わせているケースが基本とのことですが、さまざまな事情と歴史の中で、各自治体の水道料金差が生じているということです。

あるまちでは、水道料金が20立方メートル1,992円で、全国平均より安い自治体であったのが、市議会で値上げが可決されたそうです。その理由は、水の使用料の減少に伴う収入減、水道施設の整備費用の増大をカバーするために、水道料金の値上げを可決したそうです。

水は人が生きていくためには絶対に欠かせない生命の源であり、この源となる水道水の値上げに関しては、地域住民への丁寧な説明が完全不可欠であると思います。

読売新聞の生活調べ隊では、千葉県君津市がことし4月に水道料金を17%の値上げを実

施し、3人家族の月平均的使用料20立方メートルで1カ月3,780円だったのが4,482円になったそうです。これを美浦村に置きかえると、20立方メートル3,672円ですので、17%の値上げをした場合4,296円になると思います。

美浦村近隣自治体の20立方メートルの水道料金は、稲敷市では5,070円、阿見町では4,482円、県南水道企業団では3,780円、土浦市では4,044円の水道料金を設定されていて、美浦村の水道料金は低く設定されております。これはとてもよいことだと思うんですが、ちなみに20立方メートルの先ほども言いましたが、1番安い山梨県富士河口町の836円、それから北海道夕張市の6,841円、この8倍の差っていうのはなぜそれだけ、なぜそれを君津市は値上げを決定したのか、ということになるんですが、その理由は高度成長期に整備した、配水管などが老朽化し、漏水対策など更新費が掛かる、しかし、人口減などで水道利用が減り、値上げせざるを得ない理由で値上げに踏み切ったそうです。

今まで一般家庭向けの低価格な水道料金を支えてきた、大口需要者の水道離れ、工場など閉鎖されたり、地下水の水を使用したりして、水道水を使うのを減らしています。

また将来を見据えたビジョンや事業計画を立てて、水道料金の値上げに踏み切る自治体は、今後一層ふえると思います。

厚生労働省でも、新水道ビジョンを策定し対策を進めているので、各自治体も水道事業の広域統合や民営化を模索する自治体も今後ふえると思います。

そこで、質問させていただきます。美浦村の上水道の整備はどの程度完了しているのか、経済建設部長にお伺いします。よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの竹部議員の質問にお答え申し上げます。

美浦村の上水道の整備はどの程度を完了しているのかというご質問でございます。

本村の水道事業は日本中央競馬会美浦トレーニング・センターの開場に伴う、生活用水及び業務用水の確保に合わせ、昭和51年4月1日より村営水道事業として発足をいたしました。昭和53年4月1日より給水を開始し、美浦トレーニング・センター及び公共施設へ供給を開始し、昭和55年度には日本テキサス・インスツルメンツ株式会社に供給するため木原地区を経由し、配水管を整備をいたしました。

また、昭和59年度から第1次拡張事業といたしまして、村内全域を給水区域とする配水管の整備を開始し、概ね平成8年度に整備を完了し、平成27年度末の普及率は95.6%になっております。以上、第1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） とても詳しいご説明ありがとうございます。昭和53年4月1日の美浦トレーニング・センターの開場に伴い、昭和51年4月1日より村営の水道事業を発足し、53年4月1日より供給を開始したと。また、55年には日本テキサスに供給するために、木原地区の配水管を整備し、59年度から第1次拡張事業として、村内全域に配水区域とす

る配水管の整備を開始し、平成8年に整備を完了し、27年度末の普及率は95%ということがわかりました。ありがとうございます。

次にですね、質問したいんですが、美浦村の上水道の整備は、美浦トレーニング・センターの建設と同時に整備されたとのことですが、配水管の耐用年数の基準を超えているものがあるのかお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの竹部議員の、配水管の耐用年数の基準を超えているものがあるかというご質問でございます。

平成28年度末において、村で一番古い管が40年を迎えます。その後、毎年40年を迎える水道管がふえていくという状況にあります。水道管の更新時期に当たっては、厚生労働省の更新基準におきまして、ダクタイル鋳鉄管は60年から80年となっております。しかし、水道管は、土壌または自然環境に大きく左右して、40年ももたず腐食をしたりします。一方、横浜市では100年以上も使用したという実績もございます。

本村の更新時期につきましては、埋設管の管種、漏水事故の実績等及び事業体の実情を踏まえまして設定するという事となつてございまして、今後、更新計画を作成し、計画的に実施をしなければならないと思つております。

また、漏水の発生状況ですが、昨年、配水場にてヘッダー管の電蝕による漏水が1件、本年度におきましては、発生をしていない状況にございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） ありがとうございます。平成28年度において、村で1番古い配水管、40年を超えるものがことしからあるということで、毎年、毎年40年になっていくんですけども、厚生労働省の更新基準っていうのが、60年から80年、鋳鉄管ということなんで、それをまだまだ20年40年という期間がまだありますが、横浜市では100年をもつたという実例もあるということ。

また、更新時期について、埋設管の管種、漏水事故の実績、これも昨年1件あつてことしはないということ。事業体の実績を踏まえて、要するに設定していくということで、今後は更新計画を作成し、計画的に実施していくということの回答いただきましたので、よろしくお願ひいたします。

次に、配水管の耐用年数による更新、災害による修復、配水管の新設などは、水道料金の収益で賄えるのか、賄える状況なのか。経済建設部長よろしくお願ひします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの竹部議員のご質問にお答え申し上げます。

水道管の更新につきましては、現在の貯えでは村全ての水道管を更新することはできないと考えております。また、大規模な災害における修繕も同じと考えております。

水道管の新設につきましては、ほぼ村全体に整備が完了しており、残つたところの整備

につきましては、現在の使用料で対応することが可能であると考えます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） ありがとうございます。現在の貯えでは、村全ての水道管の更新することは不可能だと。しかし、更新の計画をきちんと立てて、実施していくということで、そういうようにしていただければ、今までの配管ですか、これに事故も余りないので、管理さえちゃんとしていけば100年もつんじゃないかと、いうふうには思われますが、その地盤とかそういう状況によってもまた変わりますんで、先ほど答弁されたように計画的に管理してください。よろしくをお願いします。

次に、質問なんですけど、工業用、商業用、農業用、美浦トレーニング・センターなどで使用される水道水は、一般家庭で使用する水道水との違いはあるんでしょうか。

また、料金体系はどれだけ違うのか、お聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの竹部議員のご質問でございます。本村におきましては、工業用水、農業用水はございませんが、工業用水は一般家庭用の水道水とは違うものでございます。水道水は、茨城県企業局より飲料水として購入しており、全ての水は同じものとなっております。

現在の料金体系といたしましては、家庭用10立方メートルまで1,836円。医院用10立方メートルまで1,944円。官公庁用10立方メートルまで1,944円。営業用第1種、これは倉庫とか事務所等でございます、10立方メートル2,808円。営業用第2種、これはコンビニまたは飲食店等でございます、10立方メートルまで2,700円。臨時用として10立方メートルまで4,968円。業務用100立方メートルまで36万7,200円と7種類の体系となっております。

美浦トレーニング・センターにおいては、親メーターよりA棟、B棟、C棟、D棟、厩舎、装丁所の使用水量を差し引いた分を、業務用として賦課をしております。

また、平成25年4月より、馬場散水用として、公共下水道の処理水を電気料のみいただいて送水をしているといった状況となっております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） ありがとうございます。工業用と農業用は、美浦村にはないことがわかりました。また、供給されている水は全て同じものであるということもわかり、7種類の料金体系があるということもわかりました。また、美浦トレーニング・センターの水道料金では、A棟、B棟、C棟、D棟、また厩舎、装丁所の使用水量を差し引いた分を業務用として賦課していることもわかりました。

馬場や構内に散水している水は、村の公共下水道の処理水を提供し、電気代のみで供給していると、これもわかりました。料金体系がきちんと考えられ、村民の負担を軽減することを重視されていることはわかりました。ありがとうございます。

次の質問ですが、村内で井戸水を飲料用として活用している所帯数はどれだけあるのでしょうか。また、飲料用に使用している井戸水の水質検査は、現在どのように実施しているのか、お聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの竹部議員のご質問の中の、井戸水を飲料水として使用している世帯と、あと水質検査をどのように実施をしているかといった内容のご質問でございます。

平成27年度末の普及率が95.6%となっており、残りの4.4%、約300戸がですね、井戸水を使用していると考えております。また、水道水を使用している中には、井戸水も併用で使用している方もおりますので、正確な戸数は把握をしておりません。

井戸水の水質検査につきましては、飲料水の安全確保のため、1年に1回程度行っていていただくよう、美浦村のホームページに掲載をさせていただいております。受付は第1、第3木曜日、検査項目といたしまして、飲用用井戸の水質検査、13項目、8,100円、ヒ素3,240円、トリクロロエチレン等2項目、1万4,040円となっており、検査機関は、財団法人茨城県薬剤師会検査センターをお願いをしているといった状況でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） ご回答ありがとうございます。27年度の給水区域とする配水管の普及率が95.6%と、先ほど言われたようにその残りの4.4%、300件が井戸水を使用しているのではないかと、また、水道と井戸水を併用しているのがあるので、確実な家庭の戸数は把握できていない。そうだと思います。井戸水というのは、ある程度微生物も含まれていますので、おいしいと感じるのもあると思いますし、水道水で菌を殺し、無菌の水道水はおいしいのは確かだと思います。それで、井戸水の水質検査は、1年に1度程度してくださいということを、安全確保の観点から実施するよう、美浦村のホームページに掲載している。これも、ホームページを見るとでていました。

ただ、美浦村広報にも、水質検査の曜日、受付曜日、検査曜日など、していただいておりますが、適度に連載していただきたいなと思います。よろしく申し上げます。

次の質問なんですが、水道事業の実態を村民にわかりやすく公表していますか。例えば配水管及び家庭内の配管された水道管の内部の写真公開とか、配水場施設の説明とか、水道料金の仕組みなどの説明などを行っているのかお聞きします。よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） 竹部議員の質問にお答えを申し上げます。村で一番古い管が40年を迎えると先ほどご説明申し上げましたが、今すぐ更新しなければいけないわけではございません。しかし、水道管の更新時期は、近い将来必ずやってきます。その時期をきちんと見極め、財政の状況、配水場施設、水道管の状態など、村民が納得できるような公表の方法を検討していきたいと思っております。

また、家庭内の給水管につきましては、個人の所有物ですので、村で公表はできないことになってございます。現在、村管理の境界線は、水道メーターまでとになってございます。

水道料金につきましては、美浦村ホームページに掲載をしております。また、新たに入居される方には、支払い方法、料金表等がわかる説明書を、開栓時に配布をさせていただいております。

それから、家庭における使用料につきましては、20立方メートル使用した場合、美浦村では3,672円、稲敷市では5,070円、阿見町ではメーター使用料162円を含んで、4,482円、県南水道企業団、これ取手市、龍ヶ崎市、牛久市に利根町ですが3,780円、土浦市においては、メーター使用料48円を含む4,044円とになってございまして、近隣市町村の中では安いと感じております。また、全国で見ますとですね、平成27年4月1日現在の全国の水道料金表では、高いほうの部類になっているのかなと感じております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 美浦の水道水は安いと思ったんですが、美浦の水道料金は高いほうの分類入るということ。それと、自分が言った家庭内に配管された水道管の内部の写真というのは、こういう状況になるんですよっていうのを、実例を挙げてじゃなくて、こういう状況の水道管があるということを知らせてほしい、ただそれだけです。個人的なプライバシーもありますので、そういうことできないと思いますので。数字とか分析表で実態を知らせることも重要ですが、写真なのでわかりやすく村民に伝える方法もあるということで、よろしくお願いします。

次に、質問しますが、水道料金の価格は、人口、企業の進出などにより、大きく変動しますが、美浦村は他の地方自治体同様に、値上げをする予定があるのでしょうか。

また、水道料金の値上げを抑える策として、企業の誘致、居住者を確保するための魅力的な住宅地の造成計画、水道事業などについて、村民との話し合いなどをすることを考えているのか、村長、よろしくお願いします。お聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それは竹部議員のですね、水道料金、今、部長のほうから、近隣では安い方に属していますけども、全国から見ると高いほうに当たるといふような話も出ました。これを安くするには、茨城県では100%、上下水道やったのは守谷市あたりは全て、100%になっておりますけども、使用してくれる戸数が多くなればなるほど、水道料金も安定的に下げられる。そして、企業が張りついていただいて、企業のほうの収益、どうしても企業のほうの業務用は高くなっておりますけども、意外と企業のほうからは、高いという話は村のほうにも、何とかならないですかという話は、調整をしていただきたいというような話は来ております。

これについてもですね、美浦村の中には工業用水というのが整備されておられませんので、その工業用水を、あればぜひ使いたいんだがっていう部分がありまして、ないということ

で、飲料水の部分では高いから、井戸水を掘らしてくださいというような、事業者の中にはおります。

議員ご存じのように、霞ヶ浦は、今、逆水門ができたんで、海水は入り込んできておりません。そういう意味でも、前は、汽水湖の一部があったんで、霞ヶ浦も場所によっては、井戸水を掘ると塩分が出てくるというのがあります。ある程度、80メートルとか、通常の家庭の井戸水であれば、40メートルから、50メートルぐらいでいい水が出てくるわけなんですけども、なかなかそれがでないような地域もあります。80メートル、100メートル、一般家庭でも掘らないと、井戸水としての使用が難しいっていう地域もありますんで、意外と95%から普及率がいつていつていうのは、そういうことも踏まえて、住民の方は、利用をされている方もいるのかなというふうに思います。

ぜひ、ここでね、県の方とお話をしても、あれなんですけど、工業用水を引いていただけますかというような、企業局への要請もしましたが、「引きますよ。ただし、費用は村負担です。」という部分なんで、なかなか難しい部分があります。

霞ヶ浦も、全部で、こっちの西浦というか、美浦村がいるほうは、9つの自治体を持っておりますけども、この9つの自治体の中でも、霞ヶ浦がそれぞれの市町村に墨分けをされております。これは総務省から、対岸との等間隔の中心を以って、美浦村の部分がご存じのように34.58平方キロ、霞ヶ浦の部分が美浦村に入っております。そういう部分もあって、その部分が果たして、美浦村の権利としてどうなるかという部分があるんで、ぜひ、議員のほうも県のほうと話を詰めていただいて、その辺、美浦村の主張がどこに、水に還元できるのかどうかということも、一つ課題もあるのかなというふうに思っております。

村も、できるだけ住民に安い飲料水を提供するという議員と同じ考えでございますので、その辺もう少し、各方面の、また、全国の水事情の部分も踏まえながら、ちょっと、検討しながら、安い方向に対応できるようになっていければいいというふうに思っておりますので、調べさせていただきたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 村長、水の件については、適切、いろいろ詳しいお話をさせていただいたんですが、企業の誘致とか、居住者を確保するための魅力的な住宅地の造成などは考えているんでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 企業誘致につきましてははですね、工業専用地域がございますけども、今、圏央道の開通、来年3月には全線開通が一応、4車線でございますけども、開通になります。そういう意味でもインターチェンジの近くの工業用地、議員もご存じのようにここ何年か、茨城県が企業誘致が一番、全国一でされてますよと言う報告はもらってますけども、当然企業が来るのには、普通の水と工業用水と整備がされてないと、高いと

ころには出て行かない。インターチェンジの近くは、それなりに県のほうも整備をして、高くても便利がよくてということでもあります。ただ、インターチェンジから美浦までは、約8分、9分ぐらいということで、そういうところでも十分立地したいところでは、結構、お話が来ております。今、幾つか来ておりますけども、優遇税制も踏まえて、村は、今、検討をしておりますので、この前も、全員協議会の中でお示しをしましたが、優遇策はぜひよそに負けない部分は、美浦では提示していきたいというふうに考えております。

あと、住宅地につきましてはですね、竹部議員ご存じのようにJRA関係の方も、中に入っている方、また、厩舎関係の方もおりますけども、大分、美浦村からひたち野うしくの周辺に出て行かれるという部分があります。それについては、土地が安いとかの部分じゃなくて、家族が住みやすい、暮らしやすいという部分があります。当然、美浦村に鉄道は入ってございませんけれども、ただ、働く場にいかに身近に、そして、仕事がしやすいという部分は、ひたち野うしくよりは、アピールできる部分があるのかなというふうには思っておりますので、また、外から定住してくれる人が、美浦村のよさをですね、先ほど山崎議員おっしゃったように、環境美化条例もその一つだというふうには思います。よそと差別化した住みやすい村というものが、認識していただけるようなPRも含めて、あと、定住化に向けての部分、村としてPRをしていければというふうに考えております。

来年の3月には、地区計画の地域交流館もできますので、この、交流館を拠点に、村外、東京あたりにも発信をしていきたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 村長、回答ありがとうございます。美浦村のよさをもっともっとアピールして、住みやすい環境を整備し、人が住みやすい村にしていきたいと思う。

村長も村民のことを一番に考えてる村長なんで、その企業の誘致や居住者確保のための住みやすい造成計画というか、宅地ができますよう、よろしくお願いします。

きょう来られてる傍聴の方も、納得したかしないかはちょっとわかりませんが、村政を担う村長の心意気に期待しますので、よろしくお願いします。

次にですね、最後なんですけども、公共事業について質問します。現在、美浦村では、水道整備や下水道の整備、舗装道路の整備、修復のための道路の封鎖などして工事を行っていますが、村民が生活道路を一時的に使えなくなる場合について質問します。

公共事業をする場合、その工事を請け負う業者に対して村は生活道路などを閉鎖したり、交互通行などを実施する場合、通行する者や車両など、近隣の住民に工事をする日時、期間と区域などを事前に掲示したり、迷惑をかける家に告知書の投函などをすることを事業者きちんと指導しているのかお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） 竹部議員の質問にお答えを申し上げます。竹部議員の本

村発注の工事において、地域の方々に対し工事の内容、また、通行制限などをきちんとお知らせをしているのかと、請負業者に指導しているのかというご質問にお答えを申し上げます。

本村発注の工事につきましては、まず、本村において工事契約後速やかに工事の区域、内容、期間、施工業者名、問い合わせ先などを記載した回覧を、工事区間の地区及びその状況により、隣接地区へ配布しお知らせをしております。

また、工事のほとんどが通行止めとなることから、稲敷警察署及びいなほ消防署などの関係機関と協議を行うとともに、ごみ収集、保育園、幼稚園、老人福祉施設などの送迎にも影響があることから、お知らせをしております。

また、施工業者におきましては、工事に先立ち、工事看板や案内板を設置し、工事場所の隣接の方々には工事内容、期間、通行制限などを説明させていただき、ご理解とご協力をいただいております。請負業者により異なりますが、各戸訪問し口頭または文書によって、工事のお知らせをしているという状況でございます。

施工中におきましては、交通誘導員を配置し、円滑な交通誘導を行っております。

さらに、工事区間内の施工部は、日々移動することが多いため、施工部の隣接者の方々には、その都度、敷地内の出入り方法について、打ち合わせをさせていただいております。その際は、前日または当日の朝に対象となるの方々にお知らせし、車のご移動などをお願いしております。

今後、工事に当たっては、引き続きご説明させていただきました方法によりまして、関係する住民の方々にお知らせをするとともに、施工業者に対しましては、なお一層、付近住民の方々に配慮するよう指導し、ご理解とご協力をいただきながら、円滑な工事を行ってまいりますので、よろしくお祈りを申し上げます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 回答ありがとうございます。村は周知徹底して、工事の区間とか内容とか、施工業者名とか問い合わせ先などを記載した回覧を、工事区間の地区とか、状況によっては隣接する地区に配布しているということ。交通誘導員なんかもきちっといるのをこの目で確かめてます。

ただしですね、入札した会社が工事をしているなら、周知徹底しているということで問題ないんですが、下請の会社が工事を請け負っている場合など、村の指導要綱を守り施工できればよいのですが、一部業者で同指導要綱の指示が行き届いていない場合が見受けられる。そのために、地域の住民から苦情があることもありますので、もう一度、周知徹底して指導していただくよう、よろしくお願いいたします。

今回、村民が思う、疑問に思うこと、知りたいこと、聞きたいことに対して、執行部と村長はとても丁寧に回答されました。ありがとうございます。村長及び執行部の方々の努力にはなお一層の期待をするとともに、私たち、議員一同も住みやすい、美浦村を築きた

めに、努力は惜しまないつもりでいますので、よろしくお願ひいたします。

これにて私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、竹部澄雄君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

11時半再開といたします。

午前11時20分休憩

午前11時30分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、飯田洋司君の一問一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） こんにちは。7番 飯田。通告書に従い、質問いたします。

最初に資料1番の保管倉庫の掲載をお願いします。まず災害備品について質問します。

初めに、村で保管する食料、備品などの在庫管理について、期限の短いものを告知していただき、村内行政区または諸団体への活用をしていただけないのか、今後の管理、それなどをお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。最初にですね、災害用備品の備蓄の現状について、申し上げたいと思います。

災害用備品の主要なものを申し上げますと、食糧、飲料水を中心として、500ミリリットルのペットボトルこれ24本入りのものなんですけれども、これを100箱。それから、アルファ米炊き出しセット50食分、これを9箱。豚汁けんちん汁セット、これ1箱30食入りなんですけれども、これを5箱。それから生活用品といたしまして、災害救助用の簡易トイレ、袋型、これ1,000枚入りなんですけれども、これを100箱。毛布を、これ10枚入りでございます、13箱。フェイスマスク、50枚入りを20箱。トイレットペーパー12ロールを15箱等を、その他にもございますが、主要なものとしてはこれらのものを備蓄しております。

食料、飲料水につきましては、消費期限の長いものですね、当然長期の保存が考えられるものになってきますので、そういうものを選んで備蓄しております。食料品、飲料水については5年ぐらい、だいたい消費期限が5年ぐらいのものが主体となっております。

そうした消費期限の長いものを選んで備蓄しているわけですが、当然、消費期限はいずれにしてもやってまいります。そうしたことからですね、消費期限が迫ったこうした備蓄品の有効活用としまして、これまでも、村主催の防災訓練、この際にですね参加していただいた方に試食をしていただく、また、各地区で行っております防災、防火訓練の際に、乾パンでありますとか、飲料水等を参加者に配付しております。

ただ単にですね期限が迫ったので廃棄をすると、そういうことではなく、防災意識の向

上、啓発につながるように、有効にこれまでも活用してまいりました。

防災用備蓄品については、2011年の東日本大震災の経験を活かしまして、この震災後に本格的に村でも備蓄をしております。本年度、各小学校に備蓄倉庫を設置することにより、これからは、消費期限の迫る食料品、飲料水ある程度まとまったかたちで、まとまった量で出るということが想定できます。

飯田議員ご指摘のように、村内、行政区、諸団体への活用、あるいは、教育委員会等連携を図りまして、各小中学校の生徒を対象に防災教室を開催する際になどですね、どのように備蓄品が有効に活用できるかということを検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、食品ロスの問題も提起されている中、ただ単に廃棄することがないように、しっかりと有効活用できるように考えてまいりたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 3.11より6年目。当然村で保管する写真のような、防災倉庫、当然、当初一つ、翌年一つというかたちでふえてきておると思うんですけども、当然ふえれば、在庫管理のほうも大変なると思います。その中で、いかに期限の切れる、期限の近いものが有効利用できるようにですね、住民の方にもお知らせし、また、今言ったように、小学校単位、中学校、各学校区で使えるようなかたちでぜひ対応をしていただきたいなと思います。

次にですね、以前にも質問しましたが、備品管理の件で、今、役場近辺中央公民館に防災倉庫を置いてありますが、5年くらい前に小泉総務部長のときに質問したんですけども、ぜひ、学校区単位でこの防災倉庫を置いていただいて、管理できないのかというかたちで質問したんですけども、その辺のところ、5年経ちましたけれども、どういうかたちになるのか、お伺いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 災害用の備蓄品の考え方でございますが、議員ご指摘のようにですね、以前、小泉総務部長時代に一般質問の中でもご質問いただきました。自分、そのとき総務課長をしておりましたので、そのときの答弁よく覚えてるんですけども、それまで、その答弁をいたしました当時はですね、村の考え方としまして、本村の地形あるいは地理の現状、それから道路の整備状況からですね、仮に震災によって幾つかの道路が通行不能になったとしても、迂回路を利用することで、ある一定の地区、集落が孤立をしてしまうということは考えにくいだろうと、というような想定のもとで、役場周辺で一極集中管理と、備蓄品の一極集中管理ということの考え方を示させていただきました。

しかしながらですね、その後ですね、議会からの一般質問でご指摘もいただきました、あらゆる被害想定のもと万全を期すという観点から、各学校区にも備蓄倉庫を整備したほうが、より一層村民の皆様の安心安全につながるということで、本年度、平成28年度当初予算において、各小学校への備蓄整備のための予算づけをし、8月末日にその設置を終了

いたしました。今、画面にでておりますのは大谷小学校、各小学校に、このように備蓄用の倉庫を整備をいたしました。また、倉庫内に収納します備蓄食糧ですね、あと、本年4月に発生しました熊本地震、この災害支援として熊本県宇土市へ備蓄品の一部を災害援助として送っております。こうした補充のための関係の予算を、本9月定例議会に上程をさせていただきます。

災害に備えたさまざまな対応はこれで完璧ということはありません。今後もですね、村民の皆様が安心して生活を送っていただけるよう、そして、有事の際はその被害を最小限にとどめることができるよう、今後もですね、その対応策の充実に努めていきたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 本年8月の30日にですか、台風くる時期だったんですけども、雨風なかったの、工事して30日に設置完了というかたちで、私もちょっと各小学校へ行って写真は撮ってきたんですけども、長かったかなと、5年かかったのかなという感じはしております。

これも当然、役場のほうで管理運営するんでしょうけども、1年目で全部が備品がうまるということはないと思うんですけども、当然、備品購入するときにはですね、3年でいっぱいにするのか2年でいっぱいにするのか、5年でいっぱいするかわかりませんが、できる限り一度に購入しないようなかたちで、やはり備品のほうもそろえていただけると、あと、利活用するときにも大変役に立つのかなと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にですね、本村のICT授業についてお伺ひします。平成22年より総務省の援助でICT授業、本村、小学校3校全てに4年、5年、6年生ですか、において1人1台ずつPCを預けてICT授業というものを進めてまいりました。

実際6年で経ちますけども、このICT授業の中で5年後の反省点ということも前にも質問しましたけども、6年経ってですね、どういった形で実績が上がってきているのか、その実績の評価など、内容報告をちょっとお伺ひしたいなと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えをいたします。

美浦村は、国の教育振興基本計画における義務教育情報化の施策を推進し、質の高い教育を支える環境の整備ということで、学校情報化の充実を図ってまいりました。具体的には、教職員の授業支援の効率化と、校務負担の軽減を図り、内部管理費の低減化、児童、生徒に対する教育活動の質的改善を目指し、取り組んでいるところでございます。

小中学校が毎年度作成しておりますICT活用事例から、5点ほど成果を紹介させていただきます。

小学校2年生の生活では、実際に見てきたことや、見学で気づいたことを、写真と一緒に紹介することで、内容をわかりやすく伝えることができた。

小学3年生の社会では、発表することが苦手な児童でも、投稿という形をとったので、スムーズに自分の意見を表現することができた。また、電子黒板に全員の意見が投稿されており、自分の意見に自信がついた。

小学校4年生の国語では、考えを共有できるので、比較、検討が容易になった。

中学校2年生の国語では、作成した資料をパワーポイントにまとめ、電子黒板に投影しながら発表したことで、全生徒が顔を上げた状態で発表者に耳を傾けることができた。

また、平成24年度は木原小学校と安中小学校、平成27年度は大谷小学校と安中小学校と、どちらも6年生の国語の授業で、スカイプを利用したテレビ会議を通じた授業を行いました。

平成24年度では読み取ったことを比較し、読みを広げる視点で行い、学級の中で解決できなかったことを議題として、話し合いや伝え合いを通して、自分の言葉表現する力を伸ばし、新たな視点で考える場面がふえた。

また、27年度はプレゼンテーションの発表として利活用し、実際に聞く相手がいることで、発表意欲が高まった。自分のプレゼンテーションに必要な資料を選ぶ力がついた。などが効果として挙がっているところでございます。

また、小学校からICTでの授業を受けてきた本村の中学生は、タブレット等の機器の扱いになれており授業がしやすい、調べ学習も短い時間で多くの情報を得ることができる。という、村外の学校から美浦中学校に転勤された先生の感想もいただいております。

以上の事例、感想から、確実にICT教育が授業の中で、効果的な役割を果たしてきていると考えられます。今後も多様な教科やさまざまな教育活動において、日常的、継続的、一般的に活用を広げ、次世代を担う子供たちが、情報社会の進展に主体的に対応できるよう、また、確かな学力や社会力を育てるために、ICT教育の充実に取り組んでまいりたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 次にですね、資料提出のほうですけども、アクティブラーニングの、ありがとうございます。今、次長のほうから答弁いただきましたけども、私も何度も中学校行き、小学校行ったりして見てきております。写真も撮ってきました。

本当に授業中、隣の人と話したりとかではなくて、電子黒板をよく見て授業をやっているなというかたちで拝見いたしました。

この資料によってですね、村内の小学生、中学生の方が、慣れてもらうというかたちでやってきて、今、やっと実績として、慣れてきたところからですね、授業に本格的にわかる授業というかたちで進めてまいっているところだと思います。

そこで8月、この写真はですね、8月の教育の骨子として文部科学省のほうで、20年度

からですから、教育要望として取り入れるという、アクティブラーニングというかたちで講習を受けたんですけども、当美浦村のですね、小学校、中学校の方はこの授業を既に先取りしてやっているとします。先ほど次長が言いましたけども、なかなか発言しにくい子供、内気な子供がですね、このPCによってですね自分の意見を書いて、自分の意見を言って、それで電子黒板に自分の意見が出てきますよね。そうすると子供たちも、「えー誰々ちゃんこんな意見もってんの。こんなに見てんの。」今までは手を挙げて、こう思います、答えはこうです、というかたちでやりましたけども、こういう形で誰々ちゃんがこういう意見を持ったり、こういう考え方をしてんだなってのはわかりますので、コミュニケーションツールとしてもそうなんですけれども、その子にすごく自信をつけるというかたちで教師の方々も聞いてますと、他の小中学校に比べるとですね、そういう部分では、本村の小学生、中学生は進んでいるのかなと私も自負しておりますし、やはり、外にいったときにうちの小学校、中学校生は、PCに関してはそこそこ進んで、国が進めようとしているアクティブラーニングなんかも現実には一部ですけども、取り込んでやっていますよと。仮に具体的に言うと、スカイプですか。これで、各小学校とのあるテーマについてですね、安中小もしくは大谷小、木原というかたちで現在取り組んでいるようですので、本当にICT教育がやっとなりについてですね、これから、どんどん進化していくのかなと思います。

そこで、次の質問なんですけども、さらに、いいかたちでのICT授業が進むようにですね、成人式で、ぜひ、ICT関係に専門ということもないんでしょうけども、行政側で執行部側でいろんなアンケートなどをですね、新人の成人式に来ている、20歳になる若い方のね、意見をアンケートによって、意見を吸い上げてですね、よりよいICT授業、進めていかなければならないと思っておりますので、そこら辺の対応、何かちょっとお聞きしたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えをいたします。小学校に電子黒板と4年生以上にタブレットを導入した、平成22年度当時の子供たちが、成人になるのは、2年後の平成30年になるかと思えます。

成人式において、村づくりであるとか、ICT教育などの、広範囲におけるアンケート調査等は、その後の教育行政や村づくりにとって貴重なものとなり、大変有意義なことと考えているところでございます。

また、実施に関しては、アンケートの回収率を上げるために、スマホでの回答や、内容についてもICTにかかわる質問にかかわらず、村づくりに関する内容のものなどを入れながら、実施に向けて検討してまいりたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） ぜひ、アンケート、内容のいいものを、そしてですね、今までや

ってたようなアンケートではなくてですね、スマホで簡単に回答ができてですね、回答するのがおもしろいような、構成にしていきたいと。内容は真剣なアンケート内容なんでしょうけども、それに回答するときにはですね、ちょっとおもしろくて、友達同士でおもしろいよというようなかたちで、ぜひ、回答率がね、70%、80%あるようなアンケート調査をぜひ、していきたいなと思っております。

そこです、次の質問なんですけども、6年間進めてきまして、確か24年5月にですね教育ICTのホームページをアップして、本年度の9月、本年度の3月ですが、閉鎖はしましたけども、そのときにですね、以前のホームページの運用実績、それと廃止した理由などをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまの飯田議員のご質問にお答えをいたします。教育委員会ホームページにつきましては、スマートフォン表示に対応したものではありませんでしたが、美浦村ホームページが、スマートフォンに対応してリニューアルされることに伴い、教育委員会のホームページも、効果的な表示方法を検討いたしまして、本年4月より美浦村公式ホームページ内に統合しているところでございます。

美浦村公式ホームページのトップページに設置したことによる、美浦村教育委員会ホームページのアクセス数を申し上げますと、変更前の本年3月のアクセス数は26件でございましたが、変更後の4月のアクセス件数は339件といった状態となっているところでございます。こういった現状を見ますと、美浦村公式ホームページを閲覧する方が多く、効果的に運用されているものと考えております。

今後、最新の情報を更新しながら、情報の提供をしていきたいと考えますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 今、映像映っているものですね、ことしの4月から運用開始して、途中で5月ころに多分バージョンアップしてるかなと思うんですけども、ただ起動するのに遅かったりとか多少問題はあるんですけども、バージョンアップ前に比べると随分進化して使いやすくなっているのかなと思います。

こういった形で、情報ですね、欲しい方に登録していただいて、先行した情報ですね、早い情報を配信していただけたらなと思っております。

当時、500万円くらいの事業で開発した教育関係のホームページですけれども、当時、確か、情報が村のホームページと多少重なる部分が多かったもので、どうなのかなと、何年続くかなでなくて、うまく更新できるのかなと、あれだけ大きいホームページですから、更新する方もさぞ大変だろうなというのは、感じておりました。現在こういったかたちでのスマホ対応のアプリができてですね、本当に技術の進歩ですか、そして、ICTの進歩の変化が早すぎてですね、私たち、今、使っているiPadもなかなか追いつけない

状況です。セキュリティも3年前に比べると随分上がりましたので、そういうところではなかなかついていけないなと思っております。

しかし、今度のアプリに関しては、すごくフレキシブルにですね執行部のほうも対応していただいておりますので、先ほど、次長が申したようにですね、26件から300件ですか、約10倍のかたちでアクセス数がふえたということは、やはりリニューアルして、今の技術を使ったアプリケーションが効果を奏しているのかなと思っております。

次の質問に参ります。本村の入札制度について質問します。公共事業の入札ですね、詳細の資料を議会に配信できないのか。それともっと情報公開を進めてもらいたいというのがあります。今、村のほうでホームページに情報公開しているものでも、隣の市町村に比べるとですね、確かに同じような内容で、同じような項目で出しております。できればですね、この中にですね、落札率とかですね、年間の公共事業の配分というのかな、道路であったり、公共下水道であったりと、いろいろあるんですけども、そういった大まかに教育関係であったり、総務関係であったり、経済関係であったりと、そういったかたちでの公共工事の金額と、そこに至る落札率ですか、そういうものもできれば公開してほしいなと思うんですけども、その辺の対応をお伺いしたいのでよろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 飯田議員の入札情報の公開にかかわるご質問お答えをいたします。飯田議員ですね、ご質問の中でですね、今、iPadのほうに映っておりますけれども、村のほうでは公共事業の入札結果について、美浦村のホームページのトップページの行政情報、それから入札契約、入札結果ということで順次入っていただきますと、平成22年度から最近までの入札結果、これが閲覧できるようになっております。

情報としましては、今、映っておりますように、工事名、工事場所、工事内容、工期、指名業者名、落札業者、落札金額これを公表しております。ホームページにアップするのもですね、できる限り早くというようなことで、現在、だいたい入札実施をしました2日後、遅くとも3日後には、村のホームページのほうにアップをしているということでございます。

ご質問の中ですね、落札率でありますとかということなんですけれども、ごらんのようにですね、村のほうではホームページの中では予定価格というのは公表しておりません。これについては実際のところ業者の方には入札する際ですね、予定価格も公表しております。そういうことで、今後はですね、予定価格についても公表をしていくかたちで、ホームページのほうの様式を変えたいと思います。

議員の皆様にも配信ということなんですけれども、さきに申し上げたようにですね、遅くとも3日後には、村のホームページのほうに情報が載りますので、できましたらそちらのほうをご覧いただきたいということでお願いをしたいと思います。

次に広報みほへの掲載も、情報公開として考えられるかと思うんですけども、広報紙

については、ページ数の制約もございます。私も過去に広報紙の担当しておりました。毎月担当者のほうはですね、広報紙、どういうものを載せたら皆さんに読んでもらえるのか、あるいは村民の皆さんが、広報紙としてどんな情報を広報紙から知りたかっているのかというようなことを考えて編集をしております、こうした作業の中で、実際どういうものを載せるかということの絞り込みをしております。村民の皆様がですね、入札結果の情報をホームページに掲載することを望むかどうかということはですね、慎重に調査して、今後検討してまいりたいと思います。

当面はホームページでの公表をさせていただいて、それをご覧いただくということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（沼崎光芳君） はい、ここで飯田洋司君の質問の途中であります、会議の途中であります、昼食のため暫時休憩といたします。

午後1時再開といたします。

午後零時04分休憩

午後1時00分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

飯田洋司君からかな。答弁もらいましたもんね。

飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 途中休憩が入りまして、記憶しっかりしてやりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

先ほど総務部長の答弁いただきましたけども、確かに広報みほの掲載はページの制限もございまして、こういった専門的なものに対して、逆に、ホームページよりも少ない感じがいいのかなと思っております。

しかし、ホームページのほうのこの掲載に関しては、データの保存量の制限というのございまして、広報みほみたいな制限に比べると随分緩いですので、このホームページのところですね、落札率、積算金額、半期と決算後に関して、年間の平均落札率とか、各課の発注した公共工事の割合、そして、平均落札率そういうものも、掲載していただければいいなと思っておりますけども、それに関してはどうでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 公共工事のですね、情報の公開なんですけれども、美浦村で公表しております内容につきましては、近隣の市町村並みの情報公開をしております。

さらにですね、今、飯田議員おっしゃるようになりますね、さらにどのような、内容のことを、もし追加して公表するとすればよろしいのかということはですね、飯田議員のご意見も伺いながらですね、今後検討をさせていただきたいと思ひます。

村としては決してほかの町村に公表内容が劣っているという現状ではないことだけはち

よっと、述べさせていただきたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） ほとんどホームページ、近隣の市町村見ると同じような項目で、大体同じようなかたちで情報公開しております。できれば本村に関してはICT相当進んでますので、そういう部分でも、他の市町村に先駆けて、出せる情報は出させていただきたいなと思います。ぜひご検討のほど、よろしくをお願いします。

続いてですね、次の資料、交流館の資料をお願いします。これは、来年2月に完成予定の仮称美浦村交流館の完成予想図でございます。この交流館のですね、ほぼ3分の2くらいは公設なのですけれども、3分の1、1階のある部分、物産館に関しては、営業という形で、公の部分から多少外れると思うんですけども、今現在、経済建設のほうで担当している企画立案していると思うんですけども、できれば来年2月に向けて半年ちょっとしかありませんので、館長、そしてもしくは物産館の店長こういうものを、公募というかたちでできるのか、またほかに違った対象があるのかお伺いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） 飯田議員のですね、交流館のほうの館長または、物産館のほうの館長の募集との考えはあるのかというご質問でございますが、美浦村地域交流館は公設公営の部分、これは子育て、多世代交流、共用スペースと、公設民営の部分である直売所に分けられると考えてございます。

公設公営部分につきましては、行政サービスを提供する場であることから、村直営で運営をする考えであるため、館長の公募は考えてはございません。現在、庁内の部課長及び担当者を含めた運営委員会で協議し、村民の方が利用しやすい環境を整えるための協議をしている状況でございます。ご質問でございます、交流館の公設公営の館長につきましては、村職員を充てるのが適当であると考えてございます。

また公設民営の直売所につきましては、茨城かすみ農業協同組合へ匿名での指定管理をお願いするというところで、ご理解をいただいたところでございますが、ご質問にある店長につきましては、JAが主体的に行っていくものでありますので、直売所の店長を含めた職員採用につきましては、JAにお任せをすることになろうかと思っております。

とはいえ、指定管理は公の施設の管理権限を委任することになりますので、本村の意向に沿った直売所の経営をしていただくことが求められるわけでございます。つまり、交流館に設置する直売所は、出荷する生産者、加工者、納品者の販売額増による生産意欲を高めると同時に、利用するお客様に満足いただけるサービスを提供することで、交流館全体の相乗効果を高める必要がございます。村が単にスーパーを経営するのではなく、交流館に人だかりができ、定住人口の流出を抑制し、新規農業者の育成とともに、地域の活性化を図ることが、本交流館の設置目的でもございますので、そのためにも店長となる人物は、直売所の経験者という肩書だけでなく、出荷者と消費者との心のかけ橋になれる方を切に

願いたいと思っております。以上が答弁になります。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 確認ですけれども、館長は本村の職員ということと、店長に関しては物産館店長に関してはJ A、運営管理もJ Aというかたちで、本村の管理からは離れるということによろしいですね。経営管理、運営管理上の問題も責任上J Aというかたちで認識しますけれども、後日、覚書もしくは契約書などの後日公開というかたちで提示をしていただけないか、それをちょっと伺いたいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの飯田議員のですね、指定管理の公開というかたちによろしいのでしょうか。これにつきましては、公開をぜひさせていただきたいと考えてございます。ただいま指定管理ということで、J Aかすみのほうにですね、指定管理をお願いするわけですが、そこで、店長ということですね、J Aかすみのほうが店長募集というようなことになりました場合ですね、ぜひとも、本村の意向に沿ったかたちでですね、そういう方に店長になっていただきたいといったところで、要望のほうもはっきりしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 公の部分に関してはですね、村職員が入りますので、多分、細部にまで目が届くのかなと思っておりますし、また経験上、経験のある方が多分館長やるでしょうから心配しておりませんが、物産館に関してはJ Aさんといってもこういった物産館を直接経営するなんていうのは、「ポケットファームどきどき」さんとかっていうのがありますけれども、なかなか茨城県内、全国でもそれほど広がっていませんので、人材的には、多少、見つけるも大変なのかなと思っておりますけれども、ぜひ美浦の物産館でですね、年商1億とはいわず2億、3億というかたちで、初年度に大きな目標を掲げていただいて、なんとかその目標に近づくように、できるような店長を、ぜひ、充てていただきたいなと思っておりますので、ぜひ、経済建設の方もそこら辺の努力をよろしくお願ひしたいと思います。

続いてですね、放射能汚染土と避難についてなんですけれども、まず第1に本村の放射能汚染土の今後の処理、現在まで各小学校、中学校、幼稚園、保育所、村が決めたところに埋めておりますけれども、どんどん6年経ってきて放射能の数字も下がってきました。最終的に国のほうでも、そういう技術的なものができればですね、予算上国のほうで出して、処理は各市町村でやってくれということになってますけれども、本村としてどういったかたちで処理し、また今後どういったかたちで対応していくのかを伺いたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの飯田議員ご指摘のですね、放射能汚染土でご

ございますが、平成23年度と平成24年度において、面的に時間当たり0.23マイクロシーベルトを超えた子ども関連施設について、国の補助事業で除染を行い、小中学校及び公園に埋設を行っております。埋設は被覆を行った上で、十分な覆土をしております。放射性物質汚染対策特別措置法において、1キログラム当たり8,000ベクレルを超える物質を、指定廃棄物としておりますが、本村で保管しているものはございません。しかし、除染事業で発生した土壌は、埋設されておりその処分について国は次のような方針を示しております。

一つ目といたしまして、放射性物質汚染対策特別措置法上は、除染土の処分は市町村が行うこととしております。

二つ目といたしまして、現在埋設してある除染土の処分方法は、減容、これは大幅に体積を減らすというようなことですが、これを含む適切な方法が確立されていない。

三つ目といたしまして、技術が確立されれば放射性物質汚染対策特別措置法により、国の財政負担のもと市町村が処理を行う。

以上のように、速やかな処分は困難でございますが、現状で子どもたちの安全は確保されており、国が方針を決めれば速やかに村が対応することとしております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 3月11日以降、私どもはその年の8月に初めて議員やらせてもらってますけれども、そのときにも多分、質問何度かしていると思うんですけども、国の方針、県の方針決まらなないと、今のままでずっといくというようなかたちで、いつくらいなのか、時期はいつなのかなって話をしたと思うんですけども、現在6年たってこの状況ですと、やはり、今、岡田部長が言ったようにですね、国の方針に沿っていくと、そのまま状況で今後5年、10年、新しい技術が確立するまで、もしくは、中の放射能がほぼなくなる50年後くらいに、やっと解消されるのかなっていうな状況判断をせざるを得ないと思います。これも費用のほうも、国のほうで出すということですので、村としてもこれ以上の経費も出すということもなかなか難しいと思います。今のままで、本村に関しては相当低い放射能レベルでございますので、安全性には全く問題ないのかなと思っております。5年10年後、どういった形で判断されるのかわかりませんが、今の状態で保管管理していただきたいと思います。

次にですね、本年、国のほうでおりてきまして、茨城県のほうで、北茨城のほうの住民90万人ですか、そこら辺の避難計画を出してきました。それで各14市町村のほうに、避難する人数を割り当ててはありますが、我々からすると全く今の状況だと、美浦村に3,000人近くの間人々が来て果たして生活できるのかという問題もございますので、そこらへんのところの、今後の対策、県との協議、国との協議も当然あると思うんですけども、執行部の方でどういうふうを考えているのか、お伺いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。本村とあと県のほうですね、これの放射能の災害が起こった場合の避難計画、これは県のほうで定めておりますし、村のほうでも定めております。

まず県のほうなんですけれども、茨城県では、茨城県地域防災計画、原子力災害対策計画編の中でこの対応を定めております。それにこれに加えて、今、議員が質問の中で述べました避難の計画が定められております、これが原子力災害に備えた茨城県広域避難計画というものがあまして、その中で議員が触れられた内容が計画をされております。

茨城県広域避難計画、原子力災害対策避難計画でございますけれども、これの概要について説明をさせていただきます。

計画の基本的事項として、避難の対象市町村は、東海第2原子力発電所からおおむね30キロメートル圏内の14市町村96万人を対象とし、避難先として県内の30市町村及び県外が避難先として定めております。この茨城の地図で、丸く点線で囲んであるところが、ちょうど30キロの圏内になります。30キロの圏内に14の市町村があるということで、14の市町村が白く抜けているところが14の市町村になるわけでございます。ここで避難対象が約96万人いますよと、いうことになっております。

ご覧のとおりですね、美浦村は避難の対象区域には入っておりません。避難対象地域から避難された方を受け入れる側として、美浦村は計画に位置づけをされております。美浦村にどれぐらいの人が避難してくるのかということは、先ほど議員が申し上げた、ひたちなか市の人が避難するという計画になっております。ひたちなか市の住民の人口約15万7,000人のうち約3,000人が美浦村に避難をしていきますという県の計画になっております。

現在ですね、避難対象の市町村でありますひたちなか市のほうで、詳細の避難計画を策定中でございます。ひたちなか市のほうからですね、策定中の計画が明らかになってきた場合、ひたちなか市との間で、村としては綿密な協議をしなければいけないということでございます。約3,000人の人が避難してくるということでございますので、その避難計画が実効性のあるものにするためには、かなり綿密な計画を事前に打ち合わせをしておかないと、美浦村でなかなか受け入れが難しいということにもなろうかと思えます。

計画の詳細が明らかになってきましたら、ひたちなか市のほうとそのため協議が必要になってくるものと認識をしております。

一方、美浦村でございますが、美浦村地域防災計画の中に放射性物質事故対策計画として、原子力災害予防、原子力災害応急対策を定めております。原子力災害が発生した場合、国、県と密接な連携のもと、被害を最小限に食いとめるべく対策を実施してまいりたいということで考えております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 本当に、県北の96万人、14市町村から避難者が各県南のほうの市

町村に分けて、国のほう、県のほうで数字を上げてきましたけども、ちょっと聞くところによると、ひたちなか市だけではないんですけども、避難にあたる14市町村のほうでも、今、一生懸命どういったかたちで避難するのかというかたちで、もんでると思うんですけども、もんでる中でやはり、各市町村との協議もこれしなければならないと思うんですよ。ひたちなか市だけで、こういうかたちで受け入れてくれって言ってもなかなか難しいでしょうから。とにかく時間が掛かると思います、多分4年、5年で、最終的に、詳細な避難計画ができるのは5年後くらいになるのかなと思いますけども、とても今の状況で美浦村に3,000人近い方が避難してきても、多分、受け入れることはできないと思います。当然、美浦村でも受け入れるスペース、当然、とらなければならないと思います。当然、国、県の支援もいただかないと、美浦村だけではありませんけども、これ96万人を受け入れるわけですから、相当広大な避難所が建設されないと、本当に絵に書いたもちみたいなかたちの避難計画なると思うんで。時間は掛かりますけども、ひたちなか市と十分協議をしてですね、進めていただけたらなと思います。そして半年、1年後でも結構ですから、当然、ひたちなか市さんのほうでいろんな協議の内容でご相談に来ると思うんですけども、その度にできれば情報、出れば議会のほうにお知らせいただければなと思っておりますけども、そこら辺のところは大丈夫でしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） お答え申し上げます。もちろんですね、ひたちなか市のほうから避難計画の詳細が明らかになって、村が協議にそこに入るという段階になりましたら、議会のほうにもですね、もちろんその詳細の計画きちっとをご報告をさせていただきます。

ちなみに申し上げますと、この対象市町村になってる町村でもやっぱり計画の進捗がそれぐらいあるようでして、8月31日の茨城新聞にちょっと載ってたんですけども、東海村では現実的にその受け入れ市町村と、避難のための訓練をするというようなことも新聞に載っておりました。

当然ですね、ひたちなか市のほうで詳細計画が示されてきた場合、おそらく美浦村としてもひたちなか市と協議をしてのことになりますけれども、実際にこうした避難訓練を行わなければ、3,000人を受け入れるというのは、非常に、議員おっしゃるように、村として本当にできるのかなということを自分でも率直に感じます。そのためにもですね、計画ができてきた段階でひたちなか市のほうと、あと当然この県にも入っていただかないと、だめだと思います。先ほど申し上げましたけれどもですね、計画が本当に実効性のあるものなるように、きちっとですねひたちなか市のほうと協議をしていきたい、その中身についてはきちっと議会のほうにも報告をさせていただくということで考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） ご答弁ありがとうございます。本当に長い時間かかるとは思いますけども、避難民を3,000人を100人にしてくれというような話じゃなくてね、なるべく

3,000人、それ以上の方が避難してきても、美浦村で受け入れられるよというような施設をつくるのか、計画をするのかわかりませんが、今後の課題として、ぜひ、いろいろな問題でましたら、協議会でもなんでもいいですけども、議会のほうに報告のほうよろしくをお願いします。以上で質問は終わりにします。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○1番（松村広志君） こんにちは。1番議員の松村です。通告書に従って質問をさせていただきます。

一つ目がフードバンク活動支援について質問いたします。

初めにフードバンクとは、賞味期限内で完全に食べられるにもかかわらず、規格外や包装ミスなどを理由に、メーカーなどが廃棄処分する食品や、個人からの食品を引き取り、困窮者に食料支援を行っているボランティア団体のことであります。

現在、国内ではまだ食べられるのに捨てられてしまう食品が、年間約632万トンも発生しております。これは平成25年度の推計です。これは、国民1人当たり、茶碗1杯分のご飯を毎日捨てている計算になるといいます。この量は、世界で飢えに苦しむ人々への年間食料支援量約320万トンの2倍以上に相当します。また、ある試算によるとこれらの食品ロスは、4人家族の家庭では、年間約6万5,000円の負担といわれております。アメリカなどで約50年前に始まった食品ロスへの取り組みは、国内では、2000年以降に活動が始まり、県内ではフードバンク茨城として、2011年に設立後、活動が開始されております。

昨年4月に生活者困窮者自立支援制度が始まり、各自治体が支援窓口を設けており、本村でも、社会福祉協議会を通じて困窮家庭への食品支援をしておりますが、その利用状況、また、課題についてご説明をお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

ただいま議員のほうでもご紹介ございましたけれども、再度この事業の目的のご説明をちょっとしたいと思います。

これはありましたように、企業や個人からですね、食料品の寄附を受けまして、福祉施設や経済的に厳しい生活を送る人たちに配給する活動及び活動を行う団体ということになっております。

次にこのフードバンクの活動についてでございますけれども、社会的支援や食品提供などの事業のほかに、食の大切さを広げるための啓発事業、フードバンク活動を普及するための調査や研究事業なども含め、活動を行っているところでございます。

2002年3月に外国人留学生が、日本で初めてフードバンク団体を設立しまして、2004年にセカンドハーベストジャパンと改名をし、活動開始し、2010年にフードバンク山梨が、

日本で初めて設立され、現在では日本各地に広がり、取り組んでいる団体が40団体ほどあり、NPO法人のような民間団体が担い手となっているようでございます。

県内の状況をご紹介しますと、近隣では牛久市、龍ヶ崎市、土浦市、つくば市などが本活動にかかわっており、NPO法人3団体、生活協同組合、市民の有志約20名の方々がフードバンク活動を展開し、現在30の自治体と社会福祉協議会、NPO法人など20団体、そして、障害者児童施設など50施設等へ食料品の提供を行っております。

なお、本村では社会福祉協議会が、平成25年3月から必要に応じて、NPO法人フードバンク茨城からの提供を得まして、状況に応じて食品の提供を行っているところでございます。フードバンク茨城より提供いただいた食品は、賞味期限の管理をしながら、デイサービスセンターの冷蔵庫や書庫等で管理保管をしております。

これまでに利用された方々の実績は、平成25年度で9名、延べ回数13回、平成26年度が14名、延べ利用回数にしまして21回、平成28年度が11名、延べ利用回数にしまして33回、これは28年度につきましては8月16日現在でございます、という状況となっております。利用につながるきっかけとしましては、主に生活相談時や生活保護費支給までのつなぎや、小口資金貸し出し相談時などを通じて、相談内容によって食生活の状況も伺って、本人に責任を持っていただいた上で、必要に応じて米や缶詰、レトルト食品など、一時的に提供を実施しているところでございます。もちろん提供時はですね、期限内には必ず消費してくださいという誓約書をいただいております。

しかしながら、本来の目的とする要支援者等の自立支援を手助けし、自立までのつなぎ支援としてのあり方や、需要と供給の面などを考慮し、実施している状況についての宣伝啓発は現在行っておりません。今後は、本活動の社会的環境などが整ってくれば、社協だよりや、社協のホームページなどで掲載することも考えております。

一方で、事業を展開していく上で、全く課題がないというわけではございません。例えば、食事面のセーフティネットとして実施し自立促進を促しておりますが、あくまで、生活再建のための社会貢献支援活動であることから、過剰提供によることによって、安易にあてにする利用者がふえ、本当に必要な方への公平な提供ができるかどうか。また、企業など提供する側としては、転売などの不正が起きないかどうかなどが考えられます。

現在、事業展開上本村では、社会福祉協議会が請け負っておりますが、支援を希望する方がふえてくればですね、維持管理、運用に専従的にかかわる必要性も出てくる可能性も出てくるので、PRも含めたところでの必要性は十分承知しているところでございます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ありがとうございます。フードバンクとしては、具体的な支援の方法として、きずなBOX、食品収集箱のことですけれども、への食品の寄附をお願いしておりますが、現在のところ、県内には20個のボックスしか設置されておらず、実情として支援量に対し、集まる寄附が追いつかない日もあるとのこととあります。

先日、牛久事務所でボランティアとして仕分けの作業していた折、他の自治体からの要望を受け、用意した母子家庭3人の、2週間分の食料が次の写真のとおりです。繰り返しますが、これは母子家庭3人、小学生2人の2週間分です。最低でも一度にこれだけの量が提供されるわけです。提供可能な食品種については、先にご覧いただいたパンフレットのとおりであります。

ご答弁にもあるように、現在、本村でも多くの方々が、フードバンクからの支援を受けております。このことから、他の自治体任せではなく、本村としてもぜひボックスを設置をしていくべきではないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問にお答え申し上げます。

ただいま議員からご紹介がありました、きずなBOXでございますが、フードバンク事業の連携手法に、きずなBOXの設置がございます。きずなBOXとは、食べられるのに廃棄されてしまう食品を届けるため、食品を集める活動をフードドライブといいます。缶詰、インスタント食品など、賞味期限が2ヶ月以上ある食品を提供してもらうもので、現在、近隣では牛久市、龍ヶ崎市、つくば市、取手市、土浦市など県内のコープ店や福祉センター、コミュニティセンター、社会福祉協議会など、事業所や公共施設20カ所に設置されており、理解と協力をいただきながら利活用されております。さらに、現在も県内の大手スーパーなどの協力を得るなど、設置カ所の拡大を図っているようでございます。

しかしながら、運用については絆BOXに提供され、集められた食品は、一度、パルシステム茨城牛久センターへ移送され、一旦、一括管理され供給していることから、運搬や仕分けなどの人的確保が、今後の課題となってくるように思っております。

このようなことを踏まえ、食品を扱う以上は管理責任が求められると考えますので、役所内等の設置については、取り扱い方法等の確認を踏まえた上で、設置管理体制を総合的に検証し、安全安心な設置が確認できるような体制が確立できれば、設置については検討していけるものと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 前向きなご答弁、ありがとうございます。茨城フードバンクによれば、多くの方々の善意に支えられ、これまで大きなトラブルもなく、活動してこれたと感謝されておりました。その上で、生活に困窮した家庭の実情や、対応に苦慮している各社協さんの奮闘とあわせ、食糧不足、栄養不足に苦しむ方が多くいる現実、私たちが向き合わなければならない事実がそこにある、生きるための支えになればと訴えておられました。すなわち食は命であります。本村としても、今までなされていなかった当ボランティア活動の周知と、支援の協力依頼は必要と思われませんが、本村の見解を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

この8月にフードバンク茨城が、暮らし活動助成基金助成事業を利用して、食のセーフティネット実態調査報告書を出しておりますので、その結果を少しご紹介いたしますと、寄贈食品を活用した生活困窮者の実態では、家族のつながりが薄い、半数以上が生産稼働年齢層である、半数が保護を受けていない、食料支援に対する考え方には社協により違いがある、社協に来る理由の半数は食料支援を期待している、食料支援が恒久的になってしまう可能性がある、などの実態があることが、今回、浮き彫りとなっているようでございます。

このような現状の中で、今後さらに生活環境等の格差拡大を背景に、日々の食事にも困る人は確実にふえている現状を踏まえまして、国立社会保障人口問題研究所調査では、過去1年間に経済的な理由で必要な食材が買えない経験をした世帯は14.8%、ひとり親世帯では約3割に上がったとする調査結果を公表しております。

生活困窮者自立支援制度は、自治体が病気や失業などで生活に困っている人を見つけ、生活保護が必要になる前に、地域の民間機関等と連携をし、自立に導くのが狙いで、相談窓口等できょう食べるものがないと訴える人に、最低限の食事保証をする仕組みとなっていないことなどもあり、そのため、緊急性の高いニーズに応じられるフードバンク事業頼みが増加している現状があるとしております。

全国にはNPO団体と自治体が連携し、活動を実施しているところもありますが、そのほとんどは、自治体から委託された社会福祉協議会と協定を結ぶかたちで行っているようでございます。つまり、認知度や活動の本質などがまだ浸透していない実情があり、行政とフードバンク運営主体との関係は、まだ道なかばであると考えております。

先ほども申し上げましたけれども、本村では、現在、食品提供事務を社協にかかわっていただいているところでございます。状況から、当面は、本活動支援を維持していくことと、フードバンクとの連携を継続していくことは大切でございます、かつ必要だと考えておりますが、一方では、法的な定義等がないことや、保険制度の整備、食品の管理保管、品質管理など、種々の課題がある中で、今後事業が一般化しふえていくこととなれば、外国では国策として位置づけていることから、本村においても、国を初めとする社会の動向を見ながら、公的支援も含めた自治体のあり方や、かかわり方などを検証していく必要性が出てくると考えてはおります。

このことから、今後の自治体として支援のあり方については、現段階では、本活動は、全員扶助の考え方に基づいていることから、民間のNPO法人団体や、一般住民の有志、そして、フードバンクとしての活動拠点をふやすことや、個人支援の食のセーフティネットを拡大するなど、その活動への理解や公的支援、PRも含め、後押しできるような関係づくりを進めていくことが、重要になってくると感じております。

さらには仮に行政が主体的にかかわる上では、食品を扱う上で衛生管理、保管場所、責任上、規則や要綱などの整備も視野に入れて考えていく必要もあると思っておりますし、

まだ課題はあるものの、国が進めている食品ロス削減、年間632万トン、先ほども議員からございましたけれども、食品ロス削減問題と、食料の生命的根源から進めるフードバンクの意義はあると考えております。

今、行っている現状では、支援を必要とする方が相談窓口としての役所や社会福祉協議会へ直接支援を求めるため、フードバンクからの提供に頼っているかたちをとっておりますので、現に社会福祉協議会が事業を実施していただいていることを踏まえ、慈善活動としての広域的な動きが高まり、ネットワークが拡大されていくことを見守りつつ、現状を継続した上で、行政と社会福祉協議会の協力関係を今後さらに深め、運営方法や支援も含め、活動を行っている他市町村の団体等の実態や課題などを確認しながら、検証を視野に入れ、考えていくことも大切かと思っております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 貴重なご答弁、ありがとうございました。現状を含め、今後の支援や取り組みの方向性などについてご説明いただきました。

最後に、きずなBOXの設置について、今後、実際に身近な場所として、本村役場内への設置は可能かどうか。総務部長のお考えを伺います。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 松村議員のご質問、本村役場内へのきずなBOXの設置、これが可能かどうかというご質問でございます。

前段の保健福祉部長からの答弁で、フードバンク事業の県内の活動の状況、また、本事業の要支援者等の自立支援を手助けし、自立までのつなぎ支援とするという本来の事業目的、これに対する村の考え方、さらには、事業を展開していく中での課題等について答弁をさせていただきました。こうしたことを踏まえ、保健福祉部長から役所内等のきずなBOXの設置についての考え方も、示させていただいたところでございます。

繰り返しになりますが、もう一度述べさせていただきますと、食品を扱う以上は、管理責任が求められます。役所内等への設置については、取り扱い方法等安全性の確認を踏まえた上で、設置管理体制を総合的に検証し、安心安全な設置が確認できるような体制が確立できれば、設置について検討していける、との答弁をさせていただきました。

庁舎管理を担当しております自分としましても、保健福祉部長が先に申し上げた通りの考え方でございます。懸念される課題がクリアされれば、他の市町村が既に行っているように、社会福祉協議会が主体となってこの事業を行うのか、あるいは、村が主体となって行うことがよいのか、あるいは、そのきずなBOXの設置についても、役所内に置くことがいいのか、それともその他の公共施設あるいは民間の施設に置くのがいいのかというような議論になってくると思います。

保健福祉部長がですね、さきに申し上げました、いろいろな心配されることがございます。そうしたことがクリアできればですね、事業主体でありますとか、繰り返しになりま

すけども、置く場所についても、そういう議論のほうに移っていけると思います。決して役所内に置くことがだめですということをごさいます。その前段となるいろいろな問題をクリアされればということをごさいます。

事業自体は、自分としても有意義な素晴らしい事業かと思ひます。ぜひそうした前段の課題ですね、そういうものをクリアして、どこに置くは別としまして、あと事業者も主体がどこになるかということも今後の検討になるかというふうにごさいます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 前向きなご答弁、ありがとうございます。1日も早い設置の実現を、よろしくごさいます。

続きまして、二つ目の質問をいたします。

「全国みほちゃんネットワーク」について、私からの提案とあわせ本村の意向をお尋ねいたします。これは、本村のさらなる周知と地域活性に向けた、交流強化のための取り組みであります。

今、我が国は人口減少や少子高齢化に伴い、行政はもとより産業や企業にあっても、多くの分野でダウンサイジングが迫られてきております。この閉塞的な社会の硬化に抗するためには、地域性のある新たなオリジナルなアイデア、トレンドづくりが必要と思ひます。本村においては、注視すべき素材は幾つかありますが、特に、愛らしい本村名「みほ」を活用する取り組みを提案いたします。

これは全国多数の「みほちゃん」「みほさん」や「みほ」と名付く自治体、企業などに対し、本村の認知を広げ連携を図る中で、大きな交流につなげ明るいネットワークを構築していくものであります。そのためには、村長、議長や、マスコットキャラクターを先頭に、アクティブに皆で本村をアピールし、インバウンド、アウトバウンドに次ぐ本村美浦村初の美浦バウンド、これ私の造語です、すいません。を起こしていきたいと思ひますが、いかがでしょうか。本村の見解を伺ひます。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 松村議員の質問にお答弁申し上げます。美浦村ではですね、以前に、美しいという漢字、美浦村の「美」ですね、このつながりで「美しい村サミット」、それと馬に関係する市町村で交流をしていた「全国市町村ホースサミット」というものがごさいました。

「美しい村サミット」は市町村合併により、参加自治体が減ってしまったこと、それから、「ホースサミット」のほうは、加入市町村が一堂に会することが困難になってしまったこと、こういうことで二つの事業は現在行われておりません。過去にもですね、こうしたことで村の活性化に取り組んで経緯がごさいます。

さて、松村議員から提案の「みほ」つながりにより、村の活性化を図るといふ、「全国みほちゃんネットワーク」については、交流人口をふやすための方策の一つとごさいます。

で、今年度、国の地方創生推進交付金、これがいただけることが決まっております。この交付金を活用しまして策定を予定しております「美浦村シティプロモーション戦略プラン」、これを本年度策定することになっております。この計画の中で検討をしていきたいと考えます。

「美浦村シティプロモーション戦略プラン」とは、小さな拠点化の推進とそれに資する地域交流拠点施設を中心とする、地域振興策を具体化するため、「美浦村まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び美浦村の総合計画を踏まえた戦略プランでございます。特に、村外を中心に、本村の特産品や観光情報、良好な居住環境等を積極的にPRし、交流人口の拡大、ひいては転入者の増加につなげるということを目的に策定をするというものでございます。この戦略プランの中で、具体的な取り組みの方法を検討をしますので、さきに松村議員からご提案いただいた「全国みほちゃんネットワーク」についても、この策定過程の中で検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。近年、多くの自治体がシティセールスまたはシティプロモーション理論を推進しております。これは都市や地域の魅力やイメージを効果的かつ継続的にアピールすることで、そのブランド価値、優位性を高め、発展させていく取り組みとされております。ある専門機関が提唱するシティセールスの目指す方向性、目標、目的をまとめたものが、画面の1から8なります。この中から特に3点を要約すると、一つ目の自治体の認知度の向上とは、自分たちの自治体の認知度を上げ、観光客の誘致などにつなげていく取り組みです。次に、4番交流人口の増加とは、自治体を訪れる交流する人口をふやす取り組みで、観光や買い物客、または通勤その他の目的も含まれるとしています。三つ目として、6番の共働人口の増加、これは居住の有無に関係なく、自治体やさまざまな組織団体と一緒に地域づくりをする人口増加のことです。端的に言うと、その自治体のファンづくりといえます。

時間の都合上、ほかは割愛させていただきますが、以上のポイント踏まえ、私の思うところの美浦バウンド、「みほちゃんネットワーク」構築への具体的な取り組みを幾つか紹介させていただきます。

一つ目は、個人向けの美浦ふるさとプランであります。これは個人名で、本村を訪問いただける「みほさん」に対し、さまざまな特典を行う取り組みであります。例えば、仮称地域交流館を訪れた方の氏名を館内に残す、また、仮称地域交流館を訪れた方へのすてきなプレゼント、また、地域交流館のオープンセレモニーにご招待、その中で、ご来館いただいた方のご当地をPRしてもらったり、また、みほつながり、みほ系の有名人、芸能人もセレモニーに呼ぶなど、そして、すてきな名誉住民証カードの発行や、定期的に美浦村ふるさと総会などです。

二つ目といたしまして、「みほ」と名付く全国自治体、企業、団体とのミホなかよし姉

妹交流であります。互いの各イベント等の往来、互いの産業、文化交流に向け、相互協力など、以上の提案について本村の見解を伺います。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） お答え申し上げます。ただいまですね、松村議員のほうから本年度村が策定しようとしておりますシティプロモーションについて大変わかりやすく説明をいただきましてありがとうございます。

さきの質問の全国「みほちゃんネットワーク」構築の具体的取り組みとしてですね、今、議員のほうから、具体的に二つの提案がいただいたとっております。

一つが美浦ふるさとプラン、そして、二つ目がミホなかよし姉妹交流、この二つの具体的な、提案をいただきました。これ繰り返しになってしまいますけれども、本年度村では「美浦村シティプロモーション戦略プラン」というものを策定いたします。具体的に提案いただきました、二つの案につきましては、この計画策定の中でしっかり検討させていただきます。途中経過についても、議会のほうに報告をさせていただき、議員の皆様のご意見もいただきながら、作業を進めていきたいということで考えております。

松村議員のおかれましても、そうした際にご意見をいただきまして、「美浦村シティプロモーション戦略プラン」が実効性のあるすばらしいプランとなるよう、ご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの松村議員のご質問の中で、地域交流館を管轄する観点からですね、私の方からご答弁をさせていただきます。

地域交流館は、村民の方の交流機会を深めたり、生き活きとした村民生活の形成に寄与するための施設でございます。直売場では生産者と消費者、子育て支援センターでは親子の交流など、個人の楽しみだけではない、地域づくり、仲間づくりを目的としておりますが、この交流館のネットワークが村内に限らず、幅広く周知し利活用していただく施設として、自治体との交流や企業間の交流にも活用でき、企業誘致、移住、定住の促進にもつながるような、企画運営のほうも行いたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 両部長の貴重なご答弁、大変にありがとうございました。

最後に村長のご見解を伺います。よろしく願いします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 松村議員のですね、美浦村のインバンドを含めて、美浦村をどうアピールし、美浦村の認知度を高めていくかという部分については、いろんな、他市町村で行っているようなところもたくさんあります。町村間の中で、今回も全国で50幾つかな、いろんな取り組みをしている、茨城県の中では、今、美浦の話があるんですが、実は、大

洗町と阿見町がちょっと紹介をされておりました。これは、大洗町は、要するにキャラクターの、あれは「ガールズ&パンツァー」というね、アニメの部分でかなり茨城県の中では、町村、市も含めて44の中では、あれだけよそに認知度がある自治体の事業はないのかなというふうに思っております。これについては、美浦村とのつながりは地域交流という関係で大洗町とはやってるんですが、ここ3年ぐらい、いろいろと村の文化祭にも来ていただいていたたり、また、大洗町のあんこう祭に村も参加をさせていただいております。当初、3年ぐらい前だと、5万人ぐらいというような話があったんですが、昨年あたりは10万人を超えているということで、身動きがとれない、しかも、女の人よりは20代から40代ぐらいの男の人が異様なぐらい参加をされているという部分については、ものすごい発信力があるなど。

茨城県の中に笠間があったり、それから水戸の観梅とかね、そういうものもあるんですが、大体、愛媛県の松山市でも400万人ぐらいしか、年間の誘客っていうかインバウンドで呼ぶ部分はないんですが、大洗は560万人が来ると聞いております。そういう意味もあって、海のものが、やっぱり海をもたない、県が結構、関東の中にもありまして、美浦は海はもってませんが、霞ヶ浦がありますけど、そういう、観光で訪れるっていうのに関しては、全国でも有数な、面積的には小さいし人口も少ないんですが、大洗は「ガールズ&パンツァー」では、すごい発信力があるなどというふうに思っております。

それに負けじと、議員の「みほちゃん」のキャラクターが果たして、どの辺まで行っていただけるかっていうのは未知数なんですが、ぜひその辺は議員のいろんなアイデアの中で、先ほど部長も参考にして、来年の交流館の中で検討をしていきたいという答弁もされましたので、ぜひ発信力がどのように発信されるかによっては変わってくるのかなというふうには思っております。

美浦村も、大洗町また、阿見町と同じように、また、ちょっと阿見町の紹介しますと、阿見町は、高齢者を呼び込むという部分で載ってました。これについては、高齢者を呼び込むことについては、どのぐらいの年数を阿見町の中に居住していただくかっていう部分もあって、これは個人的な部分で呼ぶんじゃなくて、要するに、三菱総研とかそういうところの研究機関とタイアップして、リタイヤをした人を呼び込むというふうにね、話がありましたけども、若い世代が来るのと違って、リタイヤをした人たちを呼び込むってのは、住所まで全部異動してくるということになると、その先10年先、15年先がどのように変わるのかなっていうのは、一つ、心配な部分もあって、実は一緒にやろうという話があったんですが、今、高齢化率、美浦村の話ももう聞いていると思うんですが、他市町村より早目に40%、50%というところに行くのはちょっと、危惧される部分もあるんで、呼び込むんだったら、阿見町で1万人呼び込もうのに、1,000人でもいいから若い人の方が、私は将来の希望性が持てるかなというふうには思っております。

ぜひ議員のいろんなアピールの仕方一つ、大洗町でもそういう事例がありますので、

ぜひ、その辺をうまくPRできて人が呼び込める、つけ加えますけど、大洗町も1万8,000人あったのに、今、人口は幾ら「ガールズ&パンツァー」が有名になっても、地元に住む人の人口は減っていて頭の悩みがあるそうです。その若い20代から40代の10万人も来る人が、果たしてそこにどれだけ居住してくれるか、定住してくれるかは一つの大きな課題かなというふうに思っています。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 村長からの前向きなご答弁、大変にありがとうございました。以上で私の質疑は終了いたします。ありがとうございました。失礼します。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中であります、暫時休憩といたします。

2時25分再開といたします。

午後2時10分休憩

午後2時25分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡沢 清君の一问一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 6番岡沢です。通告書に従って質問させていただきます。

1点目の質問は、就学援助制度に関してのことです。

就学援助制度は、全ての子に等しく安心して学ぶ機会を保障する重要な制度で、特に、小中学校への入学準備にかかる費用は金額も大きく、援助費は実際支出する入学前支給にすることを求めるという趣旨です。就学援助金については、年3回学期末に支給されているとのこと。県内では入学前の支給を実施している例がないようですが、石川県の白山市や福岡市では、入学前の支給を実施しているということです。

資料を示します。就学援助制度交付費目です。私が入学前支給にすることを求めるというのは、全ての援助項目ではなく、（カ）の新入学児童生徒学用品費の部分です。

小中学校の入学準備にかかる費用は確かなデータがあるわけではありませんが、制服や体操服、自転車、その他小学校では約15万円、中学校では約20万円の出費になると考えています。（カ）の新入学児童生徒学用品費について、具体的にどの出費に当たるのかわかりませんが、先ほど述べた制服や体操服、自転車、その他も含め、つまりは入学準備にかかる費用だと考えます。入学準備にかかる費用なのでから入学前に支給すれば保護者に喜ばれると考える次第です。

新入学児童生徒学用品費の支給時期を学期末から入学前にかえるといっても、対象者の認定手続きなどいろいろ変更しなければならないと考えますが、特に財政負担が増えるというものではないと思います。執行部の考えをお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） 岡沢議員のご質問にお答えをいたします。就学援助制度につきましては、学校教育法第19条において経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村長は必要な援助を与えなければならないとされております。就学援助の対象者は生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める準要保護者となっており、準要保護者の認定基準は市町村が規定するものとなっております。

本村におきましては、美浦村就学援助規則及び事務取扱要綱に基づき、就学に必要な費用を援助しているところでございます。就学援助の補助の種類としましては、学用品費、通学用品費、校外活動費、学校給食費、新入学学用品費、修学旅行費、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費といった9項目が援助の対象となっております。

議員お尋ねの小中学校への入学準備にかかる費用としては、ランドセル、かばん、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等の購入費の額の援助ということで、新入学学用品費として支給をしているところでございます。

要保護者におきましては、修学旅行費のみが援助の対象項目となっております。今回お尋ねの入学準備にかかる費用として支給している新入学学用品費は、生活保護費の教育扶助として毎月支給されているところでございます。

準要保護者においては、本村においては、先ほど述べました9項目が援助の対象となっております。平成26年度より準要保護者の認定基準につきましては、世帯全員の前年度の収入額が、生活保護法による生活保護基準の1.2倍の額未満から1.3倍の額未満に変更をし、かつ、その状況が本年も継続しているといった場合に、地区の民生委員の確認を経て、教育委員会の承認後に、7月、12月、翌年3月の学期ごとに交付をしているところでございます。

現在、近隣市町村で新入学学用品費を入学前に交付しているところはございませんが、1市が検討に入っているということを知っております。

議員おっしゃるとおり、小中学校入学の際には準備にかかる費用の負担も大きく、経済的理由によって就学が困難と認められる世帯にとりまして、義務教育を円滑に受けるためには、有効な支援のあり方の一つであると考えます。

先ほど申し上げましたとおり、現状の交付基準は前年度の収入額が算定基準となることから、毎年6月の住民税確定後に審査、決定をしております。これを仮に入学前の4月以前に交付するようにした場合、収入額を前々年度基準とするなど要綱の改正、さらには細部にわたった運用方法等の見直しが必要となっております。従いまして、周知方法や期間等も考慮し、また、近隣市町村の動向を見ながら、新入学学用品費の入学前の支給ができるよう検討してまいりたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 新入学児童生徒学用品費の入学前支給という方向で検討していただけるのは大変ありがたいと思います。検討期間が必要ということは、来年度から実施するのは難しいとも受けとめられますが、では、再来年度には実施できるという、その程度の検討期間と予想してよろしいでしょうか。別に、言質をとって約束事と捉えるつもりはありません。その点をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育次長 堀越文恵君。

○教育次長（堀越文恵君） ただいまの質問にお答えをいたします。先ほど申し上げましたとおり、収入額の基準の検討、その援助項目に限ってその所得基準年度改めるか、あるいは全体的に見直していくのかなど、就学援助事業全体について運用方法の検討をするとともに、民生委員に対する2回の時期にわたる状況調査への協力、学校との調整、さらに、教育委員会会議での協議など、実施に至るには検討に要する時間が必要でございます。

従いまして、いつからということとは明言できませんが、整備が整い次第、就学支援の本来の目的に念頭を置き取り組んでまいりたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 以上で、就学援助制度についての質問を終わります。

2点目の質問に移ります。

村独自の大学生、専修学校生、高校生等への奨学基金制度の創設を求めている趣旨です。ここ数年、貧困や格差の拡大、労働者の正規から非正規の置きかえ、実質賃金や可処分所得の目減りという現状が続く、大学、専修学校、高校で高等教育を受ける若者やその保護者にとってなくてはならないのが奨学金制度です。

奨学金制度といってもいろいろあります。県の奨学金制度、日本学生支援機構が実施するもの、金融機関の教育ローン、財団や個人の出資による基金が実施するもの、医療機関が実施する医学生に対する奨学金、大学や高等学校が実施する奨学金、NPOが実施するものなどさまざまです。返還不要のいわゆる給付、利子つきでの返済、無利子での返済などさまざまな形態がとられています。

茨城県が実施する奨学金制度は、毎年の募集人員が80名程度で狭き門といえるのではないかと考えます。また、日本学生支援機構の奨学金には年約5%の利子が原則ついていて、奨学金で大学を卒業したが、大学で学んだことを活かせる就職先が見つからない、あるいは、正規の職につくことができず低賃金を余儀なくされ、債務が本人のみでなく家族や連帯責任者に重くのしかかっている現状が、新聞やテレビなどで取り上げられています。

多くの諸外国では、大学等の入学金や授業料が無料、国の将来を担う人材を国が育てるのは当たり前といった話を読み聞かすと、GDP第3位の日本で高等教育を受けるのに多額のお金がかかるのはなぜなのだろうと考えてしまいます。奨学金だけでは足りず学費を払うために、居酒屋などで深夜までアルバイトに明け暮れるという話もテレビで映像つきで流されていました。本来は、国の責任で誰もが等しく高等教育を受けられるようにす

るべきだと思います。しかし、日本では国の教育関連予算がOECD加盟国の中で最も低い現状を考えると、本村でも村独自の奨学金制度があればよいのではないかと考えます。

県内他市町村で、現在奨学金制度があるところを調べてみました。資料のとおりです。給付の場合は高校生が対象となっていて、金額も無利子の貸与型よりも少ないようです。また、金額に幅があるのは大学生、専修学校生、高校生と対象によって変わっています。募集人員もさまざまです。募集要項を見ますといずれも所得認定があり、また、成績については平均評定が3から3.5以上となっています。もちろん貸与の場合は連帯保証人が必要です。他の制度を利用し給付や貸与を受ける場合には、対象にならないのが原則です。

仮に本村で奨学金制度を実施したとしたら、どの程度の財政負担になるのか簡単に試算してみました。高校生が対象、給付による月額1万円、募集人員5名と仮定して、1万円掛ける12ヶ月掛ける5名掛ける3学年で毎年180万円となります。あくまで私が勝手に仮定した試算です。貸与の場合は金額の設定によりかなりの幅が考えられますが、いずれものちに返還されるのが前提です。

私が一般質問通告書を提出した日の翌27日の新聞には、文部科学省が大学進学者への無利子奨学金を2万4,000人分増やし、成績や所得の基準を満たした希望者、全員への貸与を目指す方針を決めたとありました。また、別の新聞には給付型奨学金の創設についても2018年度実施に向けて検討すると書かれています。

今後の国の動向を見極めることも必要になると思われそうですが、そういった観点も含めて奨学金制度の創設に関する考えをお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 教育長 糸賀正美君。

○教育長（糸賀正美君） 岡沢 清議員のご質問にお答えいたします。村独自の大学生、専修学校生、高校生などへの奨学金制度の創設についてお尋ねをいただきました。

奨学金は生徒が自らの力で有意義な学生生活を送り、将来の夢をかなえるための貴重な手段であると考えます。しかしながら、雇用環境など社会情勢の変化によりまして、奨学金を借りることなしには、子供を大学に通わせることが困難な家庭が増加したことや、大学を卒業しても安定的な職についてない人が増加いたしまして、奨学金の返済が困難になり、社会問題化している状況がございます。

まず、高校生や大学生などに対する奨学金をはじめといたしました就学支援の状況についてでございます。高校生に対します就学支援でございますが、茨城県の県立高校につきましては、平成26年度から保護者などの市町村民税所得割額の合計が30万4,200円未満の世帯の生徒に対しまして、高度学校等就学支援金制度が実施され、授業料が不徴収となっております。

一方、私立学校の高等学校に就学いたします生徒に対しましては、低所得世帯の生徒に対する就学支援金の加算の拡充が図られておりまして、低所得者世帯に対しましては所得に応じ就学支援金が基本額11万8,800円でございますけれども、それに対しまして、1.5倍、

2倍、2.5倍の加算額まで設けられております。さらに、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生などがいる低所得者世帯に対しましては、就学のための給付金、いわゆる就学給付金が年間1人あたり最大13万8,000円ではありますが、こちらを支給しているという状況でございます。

この他、授業料の減免事業といたしまして、先ほど申し上げました高等学校等就学支援金に加えまして、経済的理由により授業料の納入が困難な児童生徒に対し授業料減免を行う学校への補助も行っております。

次に、奨学金の現状であります。まず、国における奨学金制度である日本学生支援機構が行っている奨学金制度でございます。現在、国では高等専門学校、専修学校の専門課程、短期大学、大学及び大学院に在学する学生に対しまして、貸与型の奨学金事業を実施しております。このうち返還利息の有無によりまして、奨学金は第1種奨学金及び第2種奨学金に分かれております。第1種には利息はなく、利息付きの第2種奨学金の方が家計、学力といった貸与要件を緩和されているものでございます。

次に茨城県の状況でございます。現在、県では4つの奨学金事業が実施されております。まず、大学生等を対象といたしました茨城県奨学資金が国の制度に相当するものでありまして、その他高校生等を対象としたものが3つあり、いずれも無利子でございます。国の制度に相当いたします茨城県奨学資金でございますが、大学院を除いた大学、短大の学生及び専修学校専門課程の学生を対象としております。家計の要件については、国の第1種奨学金と同じでございますが、学力の要件が緩和されております。

次に、高等学校在学者を対象とする茨城県育英奨学資金は家計、学力が貸与要件となっております。茨城県高等学校等奨学資金は貸与要件は家計のみで、茨城県育英奨学資金よりも所得基準額を低く設定しております。

次に、茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程就学奨学資金は、定時制通信制高校に在学する勤労青少年を対象としておりまして、卒業または高等学校卒業程度認定試験合格によりまして、返還を免除しているものでございます。

このように、高校生及び大学生徒にいたしましては、就学支援金や奨学金によりその就学を支援しているところでございます。

この他、村の教育委員会におきましても、各種団体から奨学金についての周知依頼がありましたものにつきましては、中学校を通しまして各保護者に周知をしております。

このような中ではありますが、経済的な事情で進学を諦めざるを得ない子供たちに希望を与え、現在生じている奨学金の問題を解決していくには、無利子の奨学金の貸与枠人数の拡大、例えば、希望者全てに貸与する、あるいは支給要件の緩和など貸与型の奨学金の充実に加え、ある程度の月額あたり大きい金額を給付し、返済の必要のない給付型の奨学金の制度の創設など、検討していく必要があるものと考えます。

しかしながら、このような奨学金は、大きな財源を恒久的に必要とするものであり、一

つの自治体としていわゆる美浦村といたしまして、そのような奨学金制度を創設することは財政的に難しいものと考えます。

全国知事会では国に対しまして、大学専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金や無利子奨学金の拡充など、制度の充実強化を図ることを要望しております。

全国町村会におきましても、国に対し大学生等を対象とした給付型奨学金制度を早期に創設することを要望しております。

さらに、全国都道府県教育長協議会におきましても、奨学金制度の充実として高校生の進路保障のため、国の責務として実施することとなる大学等奨学金について、成績条項の撤廃、有資格者全員採用、無利子奨学金の貸与枠拡大、大学入学一時金を含む給付型奨学金制度の創設、入学時特別増額貸与奨学金の交付時期の繰り上げなど、制度の充実を図ることを要望しております。

先ほど議員からもお話ございましたが、文部科学省は意欲と能力の有る学生等が経済的理由により進学等を断念することがないように、安心して学ぶことができる環境整備をすることが重要だとして、無利子奨学金の貸与人員の増員や、低所得世帯の子供たちに係る無利子奨学金の成績基準の緩和に取り組むことなど、平成29年度の予算の概算案の要求に必要な経費を盛り込んだところでございます。

いずれにいたしましても奨学金につきましては、税負担の公平性、財源の確保、対象者の選定、給付のあり方など日本社会を今後どのように考え、子供を育てていくかに関わる問題であり、国として国民の理解を得ながら、国の責務として奨学金制度の改善や社会の状況に即した新たな奨学金制度の構築を図っていくべきものと考えます。

教育委員会といたしましては、今後、市町村教育長協議会などを通しまして、奨学金の貸与の拡大など、奨学金制度のより一層の充実について働きかけてまいりたいと存じます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 続いて村長の見解をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは、岡沢 清君の教育の援助制度、今、教育長のほうからですね、県のほうの対応の仕方もいろいろと答弁をさせていただきました。

議員おっしゃるようになりますね、GDPも3位というね世界の中でこれだけの財政を保っている国で、やっぱりこういう奨学金制度というのは充実されてない、これは、本来であれば人を育てるためにはやっぱり国が率先してやるべきであって、茨城県も自治体もやっているんですが、茨城県の中では28の市町村がやっております。そういう中で、一般財源からも、繰り入れたり、それから基金からという部分もあります。

貸与型と貸与をしなくてもいいよと、無償で出しているところもありますけども、これは人材を育成するんであれば貸与ではなくですね、その制度がうまく使っていただくとい

うことで、そういう制度が確立するのが本来であれば、国の教育の中の一環でやっていただけることが望ましいというふうには思っております。

そういう意味でも、よそでは基金を使ってやっているところが一つ、鹿嶋市のほうであるんですね、「高塚正義基金」というのがありまして、そういう慈善家の方で、本当に鹿嶋の中では、特出してやられているのかなというふうに思いますけども、村は2つあって東海村はやっているんですが、24市3町1村がこれを行ってますんで、美浦も同じようにそういう学力を有している方には、ぜひ国、県そして地元へ貢献できるような学問をしていただいて、そこに貢献をいただく。ただ、よそでも茨城県の中で自治体に戻って貢献をするというような1項が入っているような部分もあるそうです。貸与の場合だと、そういうふうに地元に戻ったり、県が出せば県のほうに戻って貢献してくれるというふうなれば、貸与ではなく返済はいいというような制度もしていただければ、これも、就学する人にとっては道が開けるのかなというふうには思います。

ただ、美浦村の選択肢、どういうところにあるのかな、大学を出て村の職員として地元のために貢献をしたい。それから、美浦村の中にある事業所に入って、そこで貢献をする、それから、病院等で働いて地域の医療に貢献をするというような目的がはっきりされれば、貸与をしたものを返済しなくてもいいというようなものは、これは必要なのかなというふうには思っております。

ただ、議員おっしゃるように本人の選択肢は、学べば学ぶほど視野が広がって美浦村、茨城県を問わず全国、または、日本を飛び出してまで、人類のために貢献をしようというような部分もあるので、どの辺で美浦村としては線を引けるかなと、そういうものは理解をされて、それを利用する生徒の方が、貸与でもいいよというような部分が出てくれば、将来というかこの先そういうふうな制度をうまく活用していただくということはいいのかなというふうに思います。

まず、県内で28市町村がいろいろと取り組んでおりますので、その取り組んでいる成果、今までの成果も踏まえて、情報を集めて、また、議会のほうにも報告をさせていただければなというふうに思っております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 質問の冒頭で述べさせていただきましたが、国が責任を持って国の人材を育てる立場が徹底されていれば、村が頑張って財政負担をする必要はないわけなんですけど、先ほど新聞記事の紹介もしましたけど、そういう方向に向かっているわけですけども、でも、まだ、それが全ての若者に希望を与える制度には至っていない、それで、資料で紹介したように自治体が一般財源や基金を使って奨学金制度を設置しているわけです。ですから、こういう今の現状に当たっては、私は検討していただきたいという、今の時点では率直に言って検討していただきたいという気持ちです。

なお、税の負担の公平性であるとか、本村における財政状況ということも検討というこ

とになりますけれども、奨学金制度に税金を投入することが、将来の美浦村を活かすことになるかという観点では、私は不公平性にはならないと考えます。

また、本村財政の現状については、資料で募集人員というところを紹介させていただきますが、これは、各自治体の募集要項などを見た募集人員です。ですから、例えば河内町などは募集人数によると書いてありますけれども、基金による運営なので、ここ数年の基金の運用状況だと、10名ぐらいは対応できるんですが本年度は3人しか応募がなかったと。ですから、単純にこの金額を募集人員に当てはめて財政負担ということでも、近隣に電話で聞き取り調査しましたけども、そういうわけではないみたいです。

ほかに紹介しました県の奨学金とかいろいろ奨学金ありますから、そういった奨学金でなかなか対象にならない人も含めて募集しているということですから、そこら辺も、そんなに募集人員とか月額金額から見ても、大きな財政を措置を伴うような奨学金制度の創設を求めているということではありません。

しかし、教育長の答弁を聞きましても、村長の答弁を聞きましても、本村独自で奨学金制度を設置するという趣旨については、反対されてもいないし否定もされていませんので、お二人がお答えになったように今後検討していただきたいと思います。

これにて奨学金制度設置についての質問を終わります。

3点目の質問に移らせていただきます。本村における児童虐待の現状と児童虐待防止対策について質問します。

近年、新聞紙上等で「年々増加する児童虐待」といったタイトルの記事を見ることがあります。私自身の身边では児童虐待といった話が聞かれないので、身近な問題と捉えていませんでしたが、偶然、インターネットで児童虐待の件数に関するものや、児童虐待防止法の解説を読んで、地方自治体などの地方公共団体にも児童虐待防止対策をとる責務があることを知りました。

児童虐待の種類としては、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の4種類に分けられます。厚生労働省の平成24年度児童相談所による児童虐待相談件数の内訳に関する資料をお示しします。総数6万6,701件、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べて5.7倍となっています。児童虐待防止対策は、主に県の児童相談所が中心となって、警察や医療機関などと連携して取り組んでいると思っていましたが、児童虐待法の児童虐待防止法の解説を読んだら、地方公共団体の責務の改正として、児童虐待の防止及び早期発見から児童虐待を受けた児童の自立の支援まで、これらの各段階に国及び地方公共団体の責務があることを明記するものとする。国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に寄与するように関係者に研修等の必要な措置を講じるとともに、児童虐待を受けた児童のケア並びに保護者の指導及び支援のあり方、その他必要な事項について調査研究及び検証を行うものとする。国及び地方公共団体は、重大な児童虐待事件の事例の分析を行うこととする。地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会の設置に努めなければならない

ものとする。と書かれています。そこでまず、本村における児童虐待の実情、相談係数などについてお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

近年、児童虐待相談件数は増加傾向にあり、その背景には少子高齢化の急速な進展と核家族の増加等のほか、平成16年10月の改正児童虐待防止法の施行により、通告対象者が虐待を受けた子供から虐待を受けたと思われる子供に拡大されたことや、社会を騒がすような痛ましい児童虐待に関する事件の発生等により、国民や関係機関に児童虐待の認識や理解の高まりが見られ、児童相談所共通ダイヤル「189」の全国的運用等により通報件数が増えたこと、さらに、平成25年8月には心理的虐待の例示に「兄弟に対する虐待」が追加されたこと等が挙げられます。

虐待件数についてご紹介を申し上げますと、平成26年度で全国では8万8,931件、茨城県では1,258件でした。平成14年度の全国の調査と比べますと2万3,738件、茨城県で452件であり、全国で3.7倍、県で2.7倍に増加しております。

その内容については、緊急かつ高度な専門技術対応を求められる一方で、育児不安等身近な子育て相談ニーズも増大しており、児童相談所や行政をはじめ学校、警察、医療機関、保健所や関連施設等との強固な連携のもと、総合的な支援体制づくりが必要不可欠となっております。

本村の実情をご紹介しますと、児童相談所等と連携を含めた相談対応件数は平成26年度8件、平成27年度13件、今年度は8月末までですが7件となっております。さらに件数を種類別にみますと、平成26年度8件では、身体的虐待1件、ネグレクト5件、養育相談2件、平成27年度13件では、身体的虐待1件、心理的虐待1件、ネグレクト6件、養育相談5件、平成28年度7件では、身体的虐待2件、心理的虐待1件、ネグレクト3件、養育相談1件となっております、やや増加傾向にあります。

現在も福祉介護課、健康増進課、学校教育課を中心とし、土浦児童相談所、稲敷警察署、県福祉事務所、各関係施設等と連携をとりつつ継続して支援や見守りを実施しているところでございます。

また、県や児童相談所等の開催するネットワーク会議や、支援、援助等に関する研修会に参加し、現状の把握や対応を含めた連携強化と、防止強化のための研修会等に参加し理解を深めております。

今後も相談件数がふえることが危惧され、発生予防、早期発見、早期対応等への課題はありますが、実態の把握ができることは非常に重要なことなので、継続して児童の福祉を守るために努力を重ねていきたいと思っております。以上です。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、本村における児童虐待防止対策がどのように捉えているの

か、先ほどの答弁にも一部含まれていますがお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 保健福祉部長 松葉博昭君。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ご質問のいただきました対策についてでございますが、平成12年度まででは、児童福祉法による要保護児童対策として対応しておりましたが、平成12年11月に児童虐待の防止等に関する法律、通称、児童虐待防止法が施行され、児童虐待の定義や住民の通告義務が明文化されました。

以降、年々増加する虐待通告や相談に対応するため、平成16年と平成19年に児童虐待防止法と児童福祉法が改正され、平成20年と平成23年には児童福祉法が改正されました。

平成28年度、厚生労働省で行われた児童相談所長研修では、児童虐待対策の今後の方向性として発生予防、早期発見、早期対応、子供の保護、保護者支援を上げており、平成29年4月に児童福祉法等の一部を改正する法律が施行されます。

今回の改正では、国、都道府県、市町村それぞれの役割や責任の明確化、しつけを名目とした児童虐待の防止、母子保健施策を通じた虐待リスクの早期発見・早期対応、母子健康包括支援センターの設置努力義務、要保護児童対策協議会調整機関などにおける専門職配置のほか、児童相談所から市町村への事案送致が新設され、ますます市町村の役割が重要になってくるものと考えております。

本村では、平成16年の児童福祉法改正により児童家庭相談所に応ずることが市町村の業務として明確に規定されたことを受け、美浦村要保護児童対策協議会を設置しております。

要保護児童対策協議会の目的は、子供の安全を守るためにその家族と子供に関する各機関が連携して役割分担をしつつ、支援をしていくことであり、前年度も個別ケース会議を年3回、今年度は既に1回行っております。

構成機関である福祉介護課、学校教育課、健康増進課、各保育所や児童館、各小中学校、民生委員児童委員、土浦児童相談所や稲敷警察署のほか、その都度、必要な関連機関に参加を呼びかけ各機関連携のもとケース支援を行っております。今後も必要に応じて会議を開催していく方向で考えております。

育児の孤立や不安の防止、早期発見、早期対応体制の強化、適切な介入、親子統合に向けた養育者への支援など今後どう展開していくことが望ましいか課題は多々ありますけれども、今後も必要な施策として子育て支援事業の普及推進、乳幼児健診や赤ちゃん訪問事業、虐待防止意識の啓発、相談体制のさらなる充実、人材や専門性の強化、要保護児童対策協議会の効果的かつ活発な運営、地域ネットワークの構築などを進めていくことが重要であると認識しておりますので、市町村と児童相談所等の各関連機関、さらには、日ごろから地元地域の方々や民生委員、児童委員の方々と連携をさらに強化し、児童虐待防止強化に向けた対策を模索していく必要性を感じております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

3時半再開といたします。

午後3時15分休憩

午後3時30分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、林昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林昌子君。

○11番（林 昌子君） それでは、通告に従いまして2点質問をさせていただきます。

まず1点目の質問といたしまして、霞ヶ浦の魅力を活かす構想について伺います。

琵琶湖に次ぐ広さを持つ霞ヶ浦、広く豊かな水をたたえる霞ヶ浦は、景観もよく癒やしのスポットであるとともに、遊覧船、クルージングする水陸両用バス、釣り、サイクリング等家族連れやカップルの最良のデートスポットでもあります。

資料1をご覧ください。霞ヶ浦湖面の自治体割図面であります。白黒でちょっと見にくいかと存じますが、美浦村の面積66.61平方キロメートル中、霞ヶ浦湖面が何と32.58平方キロメートルと、美浦村の土地面積と同等の面積を所有しております。

霞ヶ浦の魅力を活かしながら、美浦村の地域活性化につながる有効な活用構想をどのようにお考えか、まず1点目、質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） それでは、林議員の霞ヶ浦の魅力を活かした有効な活用構想という質問でございますけども、現在、大山水防拠点付近において、家族連れや仲間同士でジェットスキー等が盛んに行われております。また、霞ヶ浦堤防上はサイクリングやウォーキングをされる方が年々増加傾向にあると思っております。

昨年策定した「美浦村観光地化計画」において実施した村内アンケートでも、多くの方が村内で好きな場所は霞ヶ浦と回答しております。また、あったらいいなと思うものについては、娯楽施設や貸しボート、貸自転車という回答が多く集まりました。

昨年度、地方創生型の地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金で策定いたしました、美浦村の観光地化に向けた構想では、霞ヶ浦と美浦村と近隣市町をどのように結びつけるか、どのように相乗効果が得られるのかを、今年度より10年間の計画で取り組んで行くこととなっております、そのための実証実験を行ってまいります。

例えば、木原地区において、「美浦村の歴史と霞ヶ浦の自然」では、土浦市と共同で、土浦市の港から観光客を船に寄せ、木原漁港に入港し、木原城址城山公園で城山の歴史と木原地区のつながりを観光客に体験していただく予定でございます。

また、大谷地区では、地域交流館を中心にJRA美浦トレーニング・センターとかかわ

り合いながら、ふれあいの空間を楽しんでいただくメニューを用意しております。

そして、安中地区では大山の水防拠点付近の活用や、陸平貝塚の体験メニューを活かしたプログラムを生涯学習課職員と一緒に実施し、利用客の増加を図ってまいります。

本村にとって、霞ヶ浦は重要な資源と考えておりますので、今年度予定しております、「美浦村シティプロモーション戦略プラン策定事業」で、PRするための施策、「東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地活用基本構想策定事業」におきましても、湖岸から至近距離であることから、集客のための施設等を盛り込んでいきたいと考えております。

また、霞ヶ浦の特産品におきましては、天然ウナギの放射能による出荷制限が解除になり、つくだ煮等の水産加工品のPRを生産者と協力し、地域活性化と認知度向上を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁となります。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 丁寧なご説明ありがとうございました。アンケートの結果を教えてくださいまして、その中で好きな場所は霞ヶ浦、あったらいいと思うものは娯楽施設や貸しボート、貸自転車等とありました。この回答に答えることが、美浦村の住民がより快適に過ごすための後押しになると確信をいたします。

その意味においても「美浦村シティプロモーション戦略プラン」は木原地区、大谷地区、安中地区、それぞれの地域の特性を活かした活性化につながるすばらしい計画です。ぜひ、実証実験をしながら、地域の方々に有効利用されるとともに、村外の方々の集客を見込める総合的なプランの構築を期待をさせていただきます。

現在は陸上部分の計画が多いのですが、霞ヶ浦湖面も美浦村として大切な自然資源として、有効活用の構想が可能ではないでしょうか。

それでは、ここで資料2をご覧ください。9月18日、三市合同観光帆引き船実施のチラシです。かすみがうら市、行方市、土浦市あわせて8艘の帆引き船を所有しております。その8艘がこの日に限って一堂に会し行われるという荘厳なイベントで、毎年とても人気を呼んでいるイベントであります。行方市、土浦市、かすみがうら市では、帆引き船の継承とともに、このイベントで市としての地域活性化を図っているというのがうかがわれます。実は、土浦市から出航している観光帆引き船見学ツアーでは、美浦村のそばまで来ています。そのコースを延長して大山ドックに乗り入れできれば、太陽光パネル施設見学や、東京医科歯科大霞ヶ浦分院跡地の活用事業にリンクして、人が賑わうシティプロモーション戦略プランの実現につながると考えます。

そこで、土浦市観光協会と連携をして、大山ドックに帆引き船の乗り入れを検討できないかということをお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの林議員の、大山に帆引き船の入港ができないかというお話でございました。その質問にお答えを申し上げます。

帆引き船は、風力を利用して網を引っ張る帆引き漁法として、明治13年にかすみがうら市の漁師さんが考案し、それまで20人以上必要だった船が2人で操業できるようになり、漁民の暮らしを大いに安定させました。昭和40年代には一旦すたれたものの、帆引き観光船として復活をいたしました。「帆引き船見学ツアー」は、観光客が遊覧船で出航し、湖上で帆引き船を眺めるツアーとなっております。

この事業は、土浦市、かすみがうら市、行方市、3市合同PR協議会で実施をいたしております。帆引き船は各市の漁業組合の協力のもと成り立っております。また土浦市では、帆引き船を見ための、遊覧船を株式会社ラクスマリーナで行っております。

昔は、美浦村でも帆引き船による漁が行われていましたが、現在は、設備、人材とも不足をしており、帆引き船操作等は引き継がれておりません。

また、帆引き船を見ための遊覧船が大山のドックに入るには、設備改修等も必要になります。

ことは、既存の漁船でできるツアーを検討し、今後、大山の水防拠点付近と一体となった活用、観光地としての魅力度向上や、利用者増加のための方策を検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） どうもありがとうございました。即、既存の漁港でできるツアーの検討、また、大山水防拠点付近と一体となった活用を検討するという、前向きな答弁をいただきました。

このチラシのように18日、見ようと思いましたが敬老会がございましたので、先日、観光船に乗ってまいりました。一艘の見学ではありましたが、しばしの間現実を忘れられる癒やしのときを過ごさせていただきました。

帆引き船のこともよくお調べいただきましたので、帆引き船の歴史がよくわかりました。少し補足をさせていただきますと、帆引き船はかすみがうら市出身の折本良平さんという方が、漁師振興のために考案されまして、つくだ煮と煮干しの生産増加に貢献をし、最盛時期は何と900艘にも及びました。

機械化によって姿を消していったわけですが、多くの人の脳裏に焼きついて離れず、青い湖と湖面に映える白い帆の復活を望む声が高まり、昭和46年8月に再び霞ヶ浦の湖面に帆引き船が現れ、当時歩崎水泳場に来ていた水泳客を驚かせたとされております。

先ほどの答弁で、帆引き船を見ための遊覧船が現在の大山ドックに入るには、設備改修等も必要とありましたけれども、国交省により占用許可をとっていただき、早期実現しますことをご期待を申し上げます。

次に、資料3をご覧ください。水郷筑波サイクリングマップです。皆様もご覧になったことがあるかと思います。このように、霞ヶ浦湖岸のそれぞれの地域でいろんな特色を出しています。その中で最近漁師さんにサイクリングされている方々から、自転車と一緒に

船に乗せてもらえないかとの要望が寄せられているそうです。青い線の霞ヶ浦ショートコースがご覧になれるかと思えますけれども、時間の関係でこの青いショートコースでも、さらにカットしたいそうです。確かに周遊コースはあっても、縦断コースがありません。

そこで提案ですけれども、資料4をご覧ください。次の資料になりますと魚釣りができるポイントが示されている漁港の地図です。美浦村の木原港から、かすみがうら市か土浦市の沖宿漁港の定期便の導入を検討できないかということ、これ以降お尋ねをさせていただきます。

昔は木原漁港から旧出島村まで、霞ヶ浦を船で渡っていたと伺っております。その人の交流の中で結婚をされた方が多く、現在でもかすみがうら市で毎年8月16日実施の「あゆみ祭」に、美浦村の方がたくさん参加されていると霞ヶ浦観光協会の方に伺いました。

定期便の実現がなされれば、サイクリング利用者のショートカットの実現という付加価値が漏れなくついてきます。

帆引き船が出ている期間は、土日を帆引き船観光船、ウィークデーは一般の定期便として、南北地域間の交流さらには、土浦協同病院へ通院する足としても利用される可能性が出てきます。そこで、定期便の計画を検討できないかということをお尋ねさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 林議員のご質問、美浦村からですね、かすみがうら市の漁港への定期便の検討はできないかというご質問でございます。林議員ご質問の中で、定期便の目的として、二つのことが示していただけたかと思えます。

一つは村民の日常の足、公共交通機関としての定期便としての役割、それからもう一つが観光目的としての定期便の役割ということ、二つのことをご提示いただきました。

まず、公共交通機関としての定期便のことなんですけれども、「非旅客船」、これ旅客定員が12人以下の船舶を「非旅客船」と言うようでございます。この船で人を運送する場合には、国土交通省地方運輸局長への届け出が必要になってまいります。

すでに旅客船を運行している業者に委託する場合は、比較的簡単にですね、できるかと思えます。ただ一般の漁船を使用する場合には、必要な資格、書類をそろえて届け出をするということになりますので、定期船を運用する方が、果たしていらっしゃるかということが一つ課題となってまいります。

また利用人数、これを想定した場合ですね、美浦村とかすみがうら市の漁港を定期便ということで考えた場合には、利用者の人数から考えて、大型の旅客船あるいは大型の漁船を使うということはちょっと考えられないと思えます。そうなりますと天候によってその運行が左右されるということになってまいります。ということで、今、議員のほうから病院への通院にも使えるんだというお話がありましたけれども、そういうことで、天候に左右されるような公共交通機関が、果たして病院への通院の足になるかということも一つ疑

間がございます。そして、さきに申し上げたように、その船があまり大きなものが考えられないとなると、天候によってその運行が大幅に左右をされてくるということが一つ懸念されます。

仮にですね、定期船が運行できた場合なんですけれども、美浦村側から沖宿の漁港に渡ったとしても、そこから仮に今度新しくなりました土浦協同病院に行く方法を考えますと、土浦協同病院から最短の距離で船が停泊できる場所が、土浦の沖宿の漁港になるわけです。漁港から土浦協同病院までの距離が約1.8キロほどございます。漁港から土浦協同病院までの約1.8キロの交通手段を考えなければならないわけなんですけど、最寄りのバス停は漁港からですね、約900メートルほど離れた沖宿入口というバス停がございます。沖宿入口を通るバスなんですけども、霞ヶ浦環境科学センターから土浦駅行きのバスが通っております。朝1便、夕方1便しかございません。美浦村で土浦市内の公共交通機関を運営することは不可能ですので、漁港から土浦協同病院までの約1.8キロの交通手段を確保するというのも一つ課題になってくるかと思えます。

さらにはですね、美浦村から公共交通機関として、今、病院に行こうとした場合には、JRバス関東で土浦駅まで参りまして、土浦駅から関東鉄道のバスに乗りかえて行く方法がございます。仮に村が定期船を運行した場合には、このバスの利用者も減ってくるという可能性もございます。

さらに林議員ご指摘のとおりですね、バスや自家用自動車が少なかった時代は、船によりまして対岸の出島との交流は昔は盛んだったかと思えます。そして、現在も「あゆみ祭」等のイベントの際には、美浦村の方がたくさんかすみがうら市を訪れているというのも事実かと思えます。しかしながら日常的に考えてみますと、自家用車が発達した現代においては、かすみがうら市との交流は昔ほど盛んではないというのが、これは現実かと思えます。

以上のようなことを総合的に判断しますと、村民あるいは美浦村を訪れる方たちの日常生活の足として、また、公共交通機関として、定期船を運行するという事は極めて困難であると言わざるを得ないと思えます。

次に、議員ご指摘の目的の観光目的、二つの目的の観光目的でございますけれども、さきの質問の中で、岡田経済建設部長が、ことしは既存の漁港できるツアーを検討し、今後、大山の水防拠点付近と一体となった活用、観光地としての魅力度向上や利用者増加のための方策を検討していきたいと答弁しましたとおり、観光目的での船の運行については、これは現在の定期便とは別に、臨時かもしれませんが、観光目的の船というのは霞ヶ浦で実際に運行されているわけでございます。

今後ですね、霞ヶ浦の沿岸市町村と連携をとりながら、美浦村とかすみがうら市との定期便を、観光目的であっても定期便として運用するかどうかは先の課題となると思えますけれども、観光目的の船の運行というのは、これから沿岸の市町村も観光目的で霞ヶ浦

を利活用していくというのは、どこの市町村も、これは抱えている課題であって、既にその連携していろんな計画をしているわけでございます。そういう中で観光目的の船の活用、運行というのは、これは可能性としてあると思いますし、これから検討していかなければならない課題かというように考えます。

○議長（沼崎光芳君）　ここで会議の途中でありますけども、暫時休憩をいたします。
再開を4時15分とします。

午後3時52分休憩

午後4時15分開議

○議長（沼崎光芳君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

林　昌子君。

○11番（林　昌子君）　先ほど部長より細かくよく調べていただき、またそれに合わせた答弁をいただきました。私も実態調査しましたので、現状は理解させていただいております。その上で要望するわけですが、そこで最後に村長にお尋ねをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいま部長から、定期便を運行することは極めて困難との答弁をいただきました。現在ないところに新たな動線を提案しているわけですから、1度の質問で可能になるとは思っていませんでしたので、想定内の答弁ですけれども、実現するまで提言し続けたいと、新たに決意をさせていただきました。

なぜ提案をするのか、それは今住んでいる住民の方にずっと住み続けていただきたい。そして、日ごろの生活に夢があり癒される時間を過ごしていただきたい、その一心で提案をしております。美浦村から帆引き船を見るにしても、上にいかないといけないというのはすごく不便なんですね。そういう意味で美浦発というところを提案させていただいております。

現在の美浦村は人口減少の一途をたどっており、その歯止めとなる施策は駆使することが必定であります。その点は、中島村政も同じではないでしょうか。

地域住民が、高齢者になっても健康で住み続けられるために、若い人を頼らずとも病院に通える利便性と、観光化による収益アップの実現には時間がかかります。ですので、今ある資源の有効活用として動線確保をする提案をさせていただいております。

先ほどの答弁で、資格に関しても、やる方がいるかどうかは課題とありました。美浦村漁業組合の体制が整うまでは、かすみがうら市では盛んに漁業が行われておりますので、かすみがうら市の漁業組合の協力をいただき、旅客船を運行している業者に委託をすればよいと思いますので、幾らでも可能性はあると思います。実際にかすみがうら市の方、土浦市の方ともお話を伺い、少しでも希望の見えるお話を伺ってきましたので、今回、決意を持って質問をさせていただいております。

そこで、部長答弁を踏まえつつ、改めて村長に提案をいたします。

資料の5をごらんください。写真ですけれども、これ現地に行って写真を撮ってまいりました。美浦村の木原漁港からと対岸の写真の対比をさせていただいております。

1番上2つの写真ですけれども、土浦協同病院近くの沖宿漁港が見えますね。これ木原漁港から見えています、で、対岸から木原漁港から沖宿漁港ということでもありますけども、本当に対岸が近いです。これは船で15分ぐらいの時間で着くそうです。

中段の2枚ですけれども、木原漁港から一番近い牛渡漁港ですね、公園敷地もあり、ここは、美浦村から10分間で着くという場所にあります。

最後、下2段の5枚になっておりますけれども、歩崎公園、水族館がある志戸崎漁港の様子なんですが、市民活動支援センターがあります。ここは、現在、観光船の船着場もございまして、木原漁港が開港すれば、20分でここまでいくという計算になります。

ただし、先ほどの部長の答弁でありましたように、一貫した定期便というのは厳しいと思いますので、そこは認識しております。運行目的別に分けて、提案をさせていただきます。ですので、ウィークデー運行と土日観光船に分けて提案をさせていただきます。

先ほどの資料を再度ご提示いただきたいと思います、資料4ですね、先ほどの漁港の位置を確認しながらお聞きいただきたいと思います。

まず一つ目は、ウィークデー運行に関して質問をいたします。一つのウィークデー運行としても二つのコースを提案させていただきます。

一つのコースは観光交流として、志戸崎漁港への乗り入れコースです。現在、観光船乗り入れ漁港でありますので、水族館やキッチン、レンタサイクル、資料館としてお城も建築され観光スポットとして有効であります。賑わっております、いつ行っても。

二つ目のコースは、高齢者向けの土浦市の観光と土浦協同病院への足の確保として、沖宿漁港への乗り入れコース。若い人は車で行動可能ですので、若い方に頼らずとも行けるという観点で、沖宿漁港へのコースを提案させていただいております。

現状、私も確認してまいりました。漁港から土浦協同病院までは約1.8キロとご説明いただきました。土浦市やかすみがうら市にも乗り合いタクシーはございます。お互いの地域間協力で幾らでも可能と考えますので、これは各市との連携が、協定ができれば可能になる道筋があると考えます。

二つ目の提案は、土日運行観光船について提案をさせていただきます。日本国内で帆引き船を見られるのは霞ヶ浦のみです。皆さん有名な坂本九さんのご家族が八郎潟、秋田のほうに一度、帆引き船の継承を行いましたけれども、そちらのほう一時期運行しましたけれども、今はやっていないということで、日本国内で霞ヶ浦でしか帆引き船は見られない、これは貴重な財産であると思います。帆引き船観光客の人気はすたれておらず、他県からの観光客もたくさん利用されて、順調に運行されているのが現状です。もしも木原漁港から帆引き船観光定期便が出航となれば、阿見町、稲敷市その他広域の方々が、美浦村に来

る可能性が見込まれます。

近年漁業組合の仕事も減り、このような構想は雇用の拡大と美浦村の木原商店街や安中地区の活性化に大きく貢献するものと確信をしております。

また、サイクリングロードとの絡みで、現在のサイクリング利用者は半時計回りをしています。その理由は、霞ヶ浦南側にゆったりと食事できる施設がないために、土浦市を出発して、下を回り、お昼には行方市やかすみがうら市でお昼を食べるからです。

美浦村が湖岸の有効的な活用をすれば、時計回りになることも可能になってくるわけです。かすみがうら市側からも、美浦村の湖岸利用や陸平文化財センター、地域交流館が完成すれば、そちらも可能になりますけれども、さらには、一番魅力を感じているのが、阿見町のアウトレットが近くなるという相乗効果を、かすみがうら市側としては見込んでおります。

ぜひ、近隣の市町村と連携をして、湖面上の活用で新たな動線拡大と、自然豊かな地域にしかできない活性化事業を実現してほしいと要望いたします。

以上のことから、木原漁港から沖宿漁港また志戸崎漁港への定期便や観光構想を、村長としていかがお考えかお尋ねをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員のですね、霞ヶ浦の魅力を活かすという部分で、いろんな構想を述べていただきました。

県も交えていろんな構想は、今、着実に進めようとしているのは、筑波、霞ヶ浦のサイクリング、日本一長い180キロメートルのコースということで、いろんなイベントも企画をしながらやっていると思います。

霞ヶ浦、琵琶湖に次ぐ大きな湖ということで、なかなか発信できていないのがもったいないなあというのは、わかっております。ただ、前にもですね、環境の部分でいうと、霞ヶ浦の水質をですね、いかによくするか、泳げる霞ヶ浦っていうのは、霞ヶ浦市民協会も随分もう前からやっておりまして、また、世界の湖沼会議も前にもやりましたし、今度もまた、やるということになっておりますけれども、いかんせんなかなか水質の改善がされていないというのが、現実の流れなのかなというふうには思っております。

そういう意味で、まずはここを観光地化することが水質をよくすることだと、水質がよくなってから観光地化するではなくてですね、まずは、観光地化をして水質を併せてよくしていくというようなことも、逆説なんですけど、これもあり得る部分なのかなというふうには思います。

霞ヶ浦と言っているのは、私たちが言っているのは西浦の部分なんで、北浦のほうまで私らは霞ヶ浦って小さいころから思っていなかった部分があるんですけど、北浦も霞ヶ浦の一部で、要するに常陸利根川のところでつながって、利根川に入るまでが全部霞ヶ浦というふうにされておりますので、こちらの西浦のほうで9市町村、北浦のほうで今は4市町

なのかな、全部で13の市町村がかかわる、茨城の中ではね、それに千葉県の香取市も一部加わっているっていうのが、霞ヶ浦の現状なのかなというふうに思います。

水質をよくするために、ここに流れる、霞ヶ浦に流れてくる河川が56本ぐらいあったと思うし、当然、先ほど言った香取市のほうからも来るし、栃木県の益子ですか、そこから支流の一番出発点が栃木県ということもあります。

そういう中で、西浦の部分で占める割合では、行方市が一番面積をもっておりまして、その次がかすみがうら市、その次が美浦村ということで、美浦村の占める位置は、霞ヶ浦の中で一番重要な部分、3番目なんですけども、重要な部分をもっているのが、大山の地先、スロープを抱えているということが、これはもう戦前から、昭和14年のころに、鹿島航空隊ができたときに、霞ヶ浦で訓練をするのにということ、一番いい条件が、美浦村が指定をされたということで、安中のところに、太陽光をやったところと、今度、議会の同意を得て取得をいたしましたけども、あの部分が、よその地域には見られない、いい条件の場所ということになっているんだろうと思います。

ただ、船を停泊できる部分は、ドックができてはいるんですが、係留する、船をつなぐ、そういうものが、現地につくられてないっていうことで、ラクスマリーナのほうでも、美浦に行きたいという話は、木原漁港じゃなくて、安中の大山のところに行きたいという話があるんですが、係留する、そういう施設をつくっていただければという話は聞いたことがございます。

これも、実は去年計画をして4市町村、土浦市、稲敷市、阿見町、美浦村で4市町村で霞ヶ浦南岸の活性化ということで、土浦市に代表をやらしてもらおうと思ったら、なかなか土浦市長が腰を上げなくて、お前のところがやれということで、私のほうで、美浦村でやって、これはJTBさんを利用して、バス1台で土浦市、稲敷市、阿見町そして美浦村を、1日周遊していただいた、その結果のデータもいただいておりますけども、まだまだそれに匹敵するような魅力のあるものが、この4市町村の中でもできていないっていうのが、現状なのかなというふうには思います。

そこで、議員おっしゃるように、土日は観光船、平日は定期的便ということで、対岸のほうにやってはどうか。これもものすごくいいアイデアかなというふうには思います。

部長のほうは、ちょっと今の部分では困難だという話を、答弁をされたかと思うんですが、実質、漁港にもそういう船舶をとめる、係留するような施設ができてないということと、漁業の係留する場所と、それから乗客を運ぶ船のものとは、同一に考えてできるものなのかどうか。1日の使用とかですね、城山まつりに土浦から来る1日の便だけという部分であれば、河川事務所とか、国交省の許可がおりるかどうかという部分もありますけども、定期便になると、やっぱり漁業権という部分もあろうかと思っておりますので、その辺も視野に入れながら、また、それを運行する地元の事業者が出るかどうかという部分もあります。一番これを目玉にしてやっているのは、土浦のラクスマリーナなんで、これは潮来ま

でも行っております。

先ほど、志戸崎それから歩崎ですか、それから牛渡あたりもそういう降りる場所があったんですけども、実質は船着場はなかったんですね、沖合で小舟を出して、そこに乗って船着場に行ったという部分が、私もそういう経験もございますので、新たに、停泊させるだけの施設を、接岸するだけの施設をつくるっていうのは、どのぐらいのイニシャル投資がかかるのかどうかも、全然今のところないんですが、土浦協同病院の利用については、船でいくよりは、私は県のほうも構想があるんですが、霞ヶ浦に橋をかけるというのが、今、これはもとからあるんですね。これについても、県のほうに陳情はそれなりにしているんですけども、なかなか動かないというのが一つあります。これもどのぐらい掛かるんですかっていう話を聞きました、四国には3本の橋が架かってますけども、霞ヶ浦、向こうのものと玉造、今の行方にかける橋はもうできましたけど、そういう意味で、こちらの南岸から向こうのかすみがうら市のほうに架かる橋というと、約4キロあるそうなので、その4キロの橋を架けるのに、約1,000億円かかるそうです。今の試算でいいますと。県は1,000億円、今、県のいろんな負債的な部分を考えると、約2兆円ぐらいあるんで、私は1,000億円ぐらいふえても、別にあんまり大きな問題ではないのかなと。でも、1,000億円かけて、逆に、そこを通る交通量とか、経済の波及効果が全体的に2,000億円ぐらい出れば、それはもう四国に橋を架けたものに匹敵するぐらいのものは出てくるんじゃないのかなっていうふうには考えております。

そういう意味でも、霞ヶ浦をうまく、どうやって活用したり、PRするか、実は、今月の10日東光台で人力飛行機を、世界の記録をたてようという話がありましたけれども、どうも、天候の部分で延期になったようでございます。

もう一つ、11月の26日に、土浦市でエアショウという、飛行機の速さを競うというやつですか、日本人パイロットは1人しかいないんですが、室屋義秀さんという方が、今年、どこの大会だっけかな、パイロットが20人いないんですね。この中でチャンピオンになったということで、ちょっとメディアで紹介がありましたけども、これを土浦の商工会議所の方たちが呼んで、ことしショーをやりたいということで、美浦村にもぜひ参加をしていただきたいという話は来ております。

そういうところで、エアショウというと世界でいろんなところで会場を移しながら大会をやっているんですが、なかなか、近くでは見られないという部分もありますし、美浦村だけじゃなくてですね、霞ヶ浦のこの西浦をどうやって、北浦もそうなんですけども、アピールしていくかということが必要だし、美浦村だけで考えることじゃなくて、近隣の13市町村全体で考えるべきこともあるのかなというふうに思います。

それと、大山のところなんですけど、水上飛行機のピッコロ飛行場ということで、国土交通省の許可をいただいております。今でも飛んでいて、たまに10人乗りぐらいの水上飛行機も来たりすることがあります。

そういうことも踏まえて、観光地化するのにも、船も一つ重要かもしれませんが、よそにない、水上飛行機とかそういうものも含めてPRができれば、これは美浦しか飛びませんので、よその地域では飛ぶことはできません。そういうことも、これは立ち上げた会社が、瀬戸内シープレーンという会社がもう、日航とか、ANAですか、日本航空のとか、全日空の、一緒か、そこでやってたパイロットが参加して立ち上げた会社ということなんで、その辺ともいろいろ関係を取りながら、美浦しかない部分で、そういうものを使って美浦村をアピールすることができれば、霞ヶ浦の一つの観光の目玉にもなっていくのかなというふうに思っております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 村長、より細かく、いろいろ考えられていること、プランも伺わせていただき、水上飛行機のこと何っておりませんでしたので、これも本当にいい目玉になったらよろしいかと思えます。

関係者に私も伺ってきていますので、船泊がないっていうところでは、お金をかけずに船を留めるのに1番最良なのは、浮きドックがあるということで助言をいただきました。ですので、関係者の方が木原漁港でもそれをつければ留まれるよという、浅いってというのは聞いておりますけれども、そういうことも伺っております。

ですので、現在、私がこのような質問をするのも、やはり住民から要望をいただいていることで提案させていただいているわけでありまして。住民の意向をくみ取る柔軟な対応が、協働のまちづくりにつながるのではないのでしょうか。

より魅力のある美浦村となり、住み続けられる一つの要因となるように検討されますことを要望いたしまして、1問目の質問を終わりにさせていただきます。

次に、自主防災組織のスキルアップについて質問をさせていただきます。

昔の人は言いました。「災害は忘れたころにやってくる。」しかし、近年は、災害はいつ起こってもおかしくないと言われるようになりました。また、その規模も想定外の災害が起これ、世界的に災害対策が必要な時代となりました。

東南海トラフの巨大地震、マグニチュード8以上の地震や首都圏直下型マグニチュード7程度の地震は、長年のひずみの蓄積から、発生率、切迫性が高いと言われており、茨城県も多くがそのエリア内にあり、美浦村も警戒地域とされております。

今、全国の自治体で、災害に強いまちづくりを目指し、避難所運営を素早く開始できるための訓練が行われています。それは、被災して一番先に開設するのが避難所だからであります。自分たちで避難をして避難所運営をできるようにするためには、現実に即した継続した訓練が必要ですし、隣近所の人と協力して助かる命を助け合う意識づけが必要です。これは、災害があったときに急に動けといっても動けない、日ごろから訓練をしていることで体が動くという、それにはやっぱり日ごろからの積み重ねが必要ということが裏づけられております。

そこで、資料1をご覧ください。昨年9月の関東東北豪雨で鬼怒川の堤防が決壊して、常総市では市面積の3分の1が浸水し、死亡者2名、住宅5,118棟が全半壊の大被害を受け1年がたちました。これも皆様の記憶に新しいところであると思います。

三坂町の本堤防が本年5月に完成し、断裂した道も開通し、復旧が進んでいるものの、生活の目途が立たない方や、現在でも79世帯、197人の方が、まだ、公的住宅で仮住まいをされています。住民は、復興が完了するのはまだまだ遠いと感じているそうです。悲惨な経験を繰り返さないとの思いで、今、常総市の多くの方が自主防災活動の大切さを痛感し、防災大学や防災研修会で研鑽を重ねています。

大規模な自然災害が発生しても、消防や救急などで行政の支援が届くまでには時間がかかります。災害対策の拠点となる、役場庁舎が被災し使用できなくなる例も少なくないことから、災害時は、家庭、自助ですね、役場、地域、共同での対策が基本となります。そこで、現在美浦村でも組織化している自主防災組織のスキルアップが最短と考えますが、今後のそのような計画があるかどうか、お尋ねさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 林議員のご質問にお答えいたします。自主防災組織のスキルアップ、今後の計画ということでございます。

議員ご指摘のとおりですね、防災対策の中で避難所の運営、これは被災者支援、被災者の生活支援として、非常に重要な防災対策の一つであると考えております。

避難所の運営については、美浦村地域防災計画の中で、自治体側では福祉介護課、国保年金課で編成する福祉班、学校教育課、各小中学校、幼稚園、各保育所で編成する教育班、生涯学習課で編成する学習班が担当をすることになっております。

さらに、自治会、PTA、自主防災組織等、住民のリーダーから成る避難運営委員会を立ち上げ、避難所の自主運営体制を確立するというので、美浦村の防災計画の中で規定をしております。

こうしたことから、既存の自主防災組織のリーダーの中から、そのスキルアップを図り、避難所運営の中核を担っていただくということは、避難所の自主運営を進めるためには、取り組まなければならない課題であると認識しております。

一方、自主防災組織の役割としては、日ごろから取り組むべき活動として、防災知識の普及、地域の災害機器の把握、防災訓練の実施、火器使用設備器具等の点検、防災用資機材の整備等があります。また、災害時においては、情報の収集伝達、出火防止、初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出、救護、給食給水等の活動が挙げられます。

災害時の活動、初動の活動をしていただいた後に、さきに申し上げた避難所の運営に積極的にかかわっていただけるのであれば、これは村としても、理想とするところであり、そこに向けて努力をしていかなければならないものと考えます。

しかしながら現実問題として、さきに申し上げた災害初動の活動に加えて、避難所の運

営までお願いすることが、既存の自主防災組織にとって過度の負担にならないか、さらに、今後、新たな自主防災組織を立ち上げていく際の障害とならないか、自主防災組織を立ち上げると避難所の運営まで自分たちがやるしかないんだというようなことで、自主防災組織を新たに立ち上げていく際の障害とならないか、ということをご心配するところです。

既存の自主防災組織の組織率を見た場合、自治消防団を除いた自治会レベルでの自主防災組織の数は7地区にとどまっております。まず、この自治会レベルの自主防災組織の組織率を上げることを第一に行いたいと考えます。そして、7割、8割の地区で組織化できた次のステージで、自主防災組織が避難所の運営にどのようにかかわってもらえるのか協議していくということで、段階を踏んで村の目指す理想とする形にもっていきたいと考えております。

また、避難所の運営とは別に、自主防災組織のスキルアップのために、毎年、美浦村が実施している防災訓練の中に、自主防災組織と連携した訓練項目を入れたいと考えております。本年度は安中地区を対象に防災訓練を実施します。安中地区には花見塚地区、牛込地区、大山地区、見晴台地区と4つの自主防災組織が結成されています。

本年度の訓練では、自主防災組織と連携し、地震による被害を想定し、地域での声かけによる安否確認や、ライフライン及び被害状況の確認などを行う訓練、また、安中郵便局には、本年度、建物の外側に誰もがすぐに使用できるかたちでAEDを設置いたします。こうした設備機器を取り入れた訓練ができないか検討していきたいと考えます。

また茨城県では、地域防災の中核となる自主防災組織の新規結成や活動の促進を図るため、その中心的な役割を担う防災リーダーの育成を目的とした、防災啓発研修会を県内3会場で開催しております。こうした研修会に参加いただけるよう、自治会や自主防災組織などへの周知を図ってまいりたいと考えます。

林議員ご指摘のとおり、自主防災組織のスキルアップは、進めていかなければならない課題と認識しております。今後も自主防災組織のスキルアップと、村民の皆様への防災意識の向上と啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 細かくご説明いただき本当にありがとうございます。

スキルアップは段階をおってということで、自主防災組織を村内地区の7割から8割になってから次のステージにいくとの答弁でしたけれども、できれば、スキルアップと啓発活動を並行してお願いしたいと考えております。

本年2月実施の美浦中学校での防災訓練は参加数226名で、内容がとても充実しておりました。参加された方は、皆さん防災に関しての意識が変わったように感じました。

ただいま、増尾部長から安中地区の防災訓練の構想をお示しいただきました、大変にすばらしい視点だと思います。防災啓発研修会の参加周知活動は有効であると思いますので、ぜひ参加者を募り、意識づけがなされることを期待いたします。今後は、自主防災組織の

スキルアップと、自主防災組織の拡充が課題であると確認をさせていただきました。

次にですね、自主防災組織の具体的な内容を伺おうと思いましたが時間がございませんので、割愛をさせていただきます。たくさん資料を用意していただいたのに、申しわけございませんが、次の質問に移らせていただきます。

7地区の方が地道に活動されていることが、調べていただいたわけですがけれども、組織率向上に対しての部長の意気込みを感じる答弁をいただいているところでございます。

そこでですね自主防災組織のスキルアップの一つとして、防災士の資格取得をしていただくことを提案します。

資料の2をごらんください。防災大学の様子の写真です。参加者はとても熱心に受講されています。昨年は美浦村からも、岡田部長初め4名受講されて皆さん合格され、防災士として、合格されました。現在美浦村は県でも実施している、防災大学受講費の補助を行っている認識しております。経費もかからず、防災の勉強していただくことで、防災意識の向上等確実にスキルアップにつながります。ぜひ働きかけをお願いしたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） 議員ご指摘のとおりですね、美浦村では防災士の資格を取得する際の補助金の制度を設けております。日本防災士機構が認証する研修機関で実施する防災士研修講座の資格試験受講料、防災士認証登録申請料を対象経費として、上限3万円として制度をつくっております、原則本人の負担なしで防災士の資格が取得できる制度となっております。

議員ご指摘の自主防災組織のスキルアップの一つとして、防災士の資格取得に向けて働きかけてみてはどうかということでございますが、確かに自主防災組織を立ち上げている地域については、防災に対する意識が高い地区でありますので、さきに申し上げた補助制度のこともお知らせしながら、防災士の資格取得に向けた働きかけをしてまいりたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ぜひ、啓発活動をよろしく願いいたします。実は年1回の防災大学の開催の案内をなかなか目にいたしません、そこで、要望ですけれども、啓発を兼ねて、広報みほや美浦村ホームページに募集の案内チラシを掲載していただきたく要望いたします。

次に、資料の3をごらんください。これは避難所運営ゲームHUGの教材を写真をとらせていただきました。このような内容のカードが現実、美浦村でも財産としてありますので、この有効活用ができないかお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 総務部長 増尾嘉一君。

○総務部長（増尾嘉一君） HUGゲーム、避難場運営ゲームの有効活用についてお答え

を申し上げます。これまで、一般質問あるいは決算の特別委員会の中で、このHUGゲームについてご指摘をいただいてまいりました。これまでも、公民館講座の中にHUGの研修を含めた防災講座を開催しようとして、募集をかけたこともございます。

また、27年度の防災訓練、村で行う防災訓練の中で、そのHUGゲームを取り入れることができないかというようなことも検討いたしました。昨年度は美浦中学校で消火、救助訓練を大がかりに行ったことから、HUGゲームの実施までには至らなかったという経緯もございます。

避難所の運営については、ある程度中長期になった場合、自主運営をしていかなければならないわけですが、初動時期はもちろん、その後においても、ある程度、村の職員が中心的役割を担わざるを得ないと考えております。

そういうことを考えた場合、まずは役場の職員がHUGゲームをやってみると、つまり職員研修の一つとして組み入れるということを検討してみたいと考えます。職員がそうした経験を積むことにより、実際の避難所運営に役立つことになるわけですし、村民の方に、HUGゲームを体験していただく際の指導、助言もできるということになるかと思えます。まずは、職員研修の場でやってみて、それを自主防災組織さらには、一般の村民の方に拡大していくということで、HUGゲームの有効活用を推進してまいりたいと考えます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ぜひよろしく願いいたします。まずは職員からということで理解をさせていただきました。

時間もありませんので、最後に村長に一つお答えいただくんですけれども、東日本大震災から5年6カ月、昨今は事前防災という言葉が聞かれるようになりました。

先進的事例を挙げますと、高知県の黒潮町で、人口約1万2,000人の町です。ここは南海トラフ巨大地震で全国最大となる30メートル級の津波が来襲し、犠牲者は最悪の場合2,300人にのぼると想定されている場所であります。町を挙げて犠牲者ゼロを目指し、挑戦をしているわけです。環境面では、既存の津波避難タワーの高さと数が不十分と判明したので、より高い頑丈なものを6基つくることを計画しております。

ソフト面では、一人一人の避難方法を把握する個別避難カルテを、全世帯の作成を完成しております、これはどのようにしたかといいますと、集落の最小単位である班、10から15世帯ごとにワークショップを開き、住民自身に記入してもらったそうです。自分で書くということが防災意識が高まり、避難行動が早くなる効果があるというわけです。年1回行われている総合防災訓練には4,000の方が参加するとのことでした。

ぜひ美浦村も犠牲者ゼロを目指す対策がなされますことを要望いたしますので、そういう意味で最終的に村長の防災計画に対しての思いをお聞きしたいと思えます。

○議長（沼崎光芳君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） いろいろ思いはたくさんあるんですが、今までの中で、部長のほ

うが、総体的に防災士も含めて、また、防災訓練も含めて、答弁をされたと思います。私も思いは一緒でございます。

ぜひ、住民が被害にあわないよう、1人もそういう被害にあわないようにということは、私だけでなく、議員各位もそうでありますし、職員もそう願っていると思いますので、いろんな訓練をしながら、最善の安全策を考えながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

以上で、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後4時56分散会

平成28年第3回
美浦村議会定例会会議録 第3号

平成28年9月15日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第4号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例
議案第5号 美浦村職員の退職管理に関する条例
議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第7号 美浦村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例
議案第8号 美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
議案第9号 美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例
議案第10号 平成28年度美浦村一般会計補正予算(第5号)
議案第11号 平成28年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第12号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議案第13号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第14号 平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第15号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算(第2号)

(一括上程・委員長報告・討論・採決)

- 議案第16号 平成27年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件
議案第17号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第18号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第19号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第20号 平成27年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第21号 平成27年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第22号 平成27年度美浦村水道事業会計決算認定の件
議案第23号 平成27年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

(委員長報告・質疑・討論・採決)

請願第1号 教育予算の拡充を求める請願

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1 番	松 村 広 志 君	2 番	竹 部 澄 雄 君
3 番	葉 梨 公 一 君	4 番	小 泉 嘉 忠 君
5 番	塚 本 光 司 君	6 番	岡 沢 清 君
7 番	飯 田 洋 司 君	8 番	山 崎 幸 子 君
9 番	椎 名 利 夫 君	10 番	下 村 宏 君
11 番	林 昌 子 君	12 番	小 泉 輝 忠 君
13 番	石 川 修 君	14 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	糸 賀 正 美 君
総 務 部 長	増 尾 嘉 一 君
保 健 福 祉 部 長	松 葉 博 昭 君
経 済 建 設 部 長	岡 田 守 君
教 育 次 長	堀 越 文 恵 君
総 務 課 長	飯 塚 尚 央 君
企 画 財 政 課 長	平 野 芳 弘 君
税 務 課 長	中 澤 真 一 君
住 民 課 長	武 田 すみ江 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	高 橋 利 夫 君
都 市 建 設 課 長	青 野 道 生 君
経 済 課 長	北 出 攻 君
生 活 環 境 課 長	石 神 真 司 君
上 下 水 道 課 長	山 口 栄 美 君
学 校 教 育 課 長	増 尾 利 治 君
生 涯 学 習 課 長	埜 口 哲 雄 君
大 谷 保 育 所 長	小 崎 佐 智 子 君
木 原 保 育 所 長	沼 崎 公 江 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 木 鉛 昌 夫
書 記 糸 賀 一 志

午前10時00分開議

○議長（沼崎光芳君） 皆さん、おはようございます。

第3回定例会へのご参集大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は、14名です。

これより、平成28年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第4号 美浦村部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 議案第5号 美浦村職員の退職管理に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第6号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第7号 美浦村地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 議案第7号の地域再生法に基づく、いわゆる特別事業所の要件については、条文第4条に書かれています。この中で、本社とか本社機能とかは、記載がないわけなんですけども、議案要約説明書を見ますと、本村も県同様、企業の本社機能の村内立地を支援することにより、本村経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため制定するとありますが、条例の内容からすると、議案要約説明書に書かれている、いわゆる本社機能であるとか、あるいは、本社機能でなくても登記のみの本社移転ということも考えられますが、そういった本社という概念は、関係なく適用されると考えてよろしいでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 都市建設課長 青野道生君。

○都市建設課長（青野道生君） 岡沢議員のご質問にお答えをいたします。このたびの固定資産税の不均一課税につきましては、国及び県の施策の一つとして行われております。

当然、美浦村もあわせて、全員協議会等でも説明させていただきましたように、進めていきたいということで議案のほう、あげさせていただいております。

本社機能を登記のみ美浦村に移すというようなお話も対象になるのかということなんですが、あくまでも、これについては地元の雇用という部分が必要になってまいります。実質的な機能が来ない限りは対象にはなりません。

当然、県への計画書等の提出があって初めて、認められたものに対して認めるということになりますので、架空的なものみみたいな取り扱いのものについては、不均一課税の対象にはならないということにあります。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 再度確認のためにお聞きしますが、既に村内にある企業で、例えば工場施設のみの機能、あるいは研究施設のみの企業がある場合、そして、本社は東京であったり大阪であったりする場合に、登記のみの移転ということがあるんですけれども、企業の業績によっても違いますけれども、たとえ登記上であっても、本社が本村内に登記されるということであれば、優良企業であれば法人事業税とか、ぐっと上がるわけなんです。そして、もし雇用要件を満たしていたとしても、例えば、業務拡張によって、地元の村民を10人雇うとか、そういう前提というか状況があっても、いわゆる機能がなければ、登記だけでは地域再生法に定められる要件は満たさないということではよろしいでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 都市建設課長 青野道生君。

○都市建設課長（青野道生君） 岡沢議員のご質問にお答えいたします。あくまでも雇用、いろんな要素があるんですが、今、雇用の問題を一つ取り上げますと、基本的に雇用があるということが条件になります、地元のですね、地元の雇用があるということが条件になりますので、当然、雇用があるということは、機能をそこで何らかの、本社機能の全てではなくてよろしいですが、一部でも結構なんですけれども、いわゆる本社機能といわれるものの一部がそこで稼働すれば、それは対象になるということです。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） ただいま雇用条件を満たしているという前提で、本社機能の一部が、という表現でご説明いただきましたが、例えば、工場でなら工場での人事総務課であるとかそういう部門があります。本社は全国を網羅した人事部という、たいていの会社はそういうふうになっていると思うんですが、例えば、本社機能の中で人事部が、余り考えられないことなんですけれども、あるいは本社の研究部門が工場に移転してきた、研究施設移転してきた、それで、それに伴って雇用も増えたという場合には、それも本社機能の一部移転という考えてよろしいのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長 岡田 守君。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいまの岡沢議員のご質問でございますが、本社機能の移転型というものにつきましては、計画終了時までには10人以上の増加が見込まれるもの

ということになってございます。移転型につきましては、過半数が東京23区からの転勤者であるといった内容となっております。

○議長（沼崎光芳君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第8号 美浦村企業立地の促進等のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第9号 美浦村企業誘致条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第7 議案第10号 平成28年度美浦村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

石川 修君。

○13番（石川 修君） 議案書の42ページなんですけれども、道路新設改良事業費で、委託料、路面性状調査等委託料が208万7,000円計上されていますけれども、路面性状調査というのは、具体的にどのようなことなんだか説明をお願いしたいと思います。

○議長（沼崎光芳君） 都市建設課長 青野道生君。

○都市建設課長（青野道生君） 石川議員のご質問にお答えをいたします。このたび補正をお願いしております208万7,000円の内容の中で、路面性状調査というのはどういうものかということだと思います。

これについては現在、全国的な規模で路面の劣化状況の調査を全国的なレベルで、今、国の補助金等も出て作業をしております。この中で路面性状調査については、専用の調査車両というのがございます。それで、基本的には路面の傾き、それから、凹凸、それから亀裂等を測定する特殊な機械を搭載した車両がございまして、その車両が路上を走って、今の時代ですから全てパソコンに取り込んで解析をしたもの、それをするのが今回の調査ということになります。

調査内容としてはそういう部分なんですけど、調査延長としましては、今回、本村の道路は約169キロメートルございます。その中で主要道路といわれるもの、約32.5キロメートルをこの度調査をし、次年度から調査内容に従って、重要度の高い場所については、補修等してまいりたいと考えております。補修に対する費用についても現在の状況の中では、やはり、社会資本整備総合交付金の防災安全の中で、その費用も補助金としていただけるということになっております。以上です。

○議長（沼崎光芳君） 石川 修君。

○13番（石川 修君） その件につきましては了解をいたしたところでございますけれども、補助率は。

○議長（沼崎光芳君） 都市建設課長 青野道生君。

○都市建設課長（青野道生君） ただいまのご質問にお答えをいたします。
補助率については55%です。

○議長（沼崎光芳君） その他、質疑ございませんか。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第8 議案第11号 平成28年度美浦村国民健康保険特別会計
補正予算（第1号）を議題といたします。
質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第9 議案第12号 平成28年度美浦村農業集落排水事業特別
会計補正予算（第1号）を議題といたします。
質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第10 議案第13号 平成28年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 議案書81ページの2番、公共下水道整備事業の中の負担金補助及び交付金、下水道接続工事費補助金、これは何世帯分だったのか、お願いします。

○議長（沼崎光芳君） 上下水道課長 山口栄美君。

○上下水道課長（山口栄美君） ただいまの山崎議員の質問にお答えいたします。負担金及び交付金の200万円に対して、何軒の見積もりしているかということでございます。4万円の補助金を交付しますので、50件を見ております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） これ200万、当初予算で予定してたものよりも、200万、そうすると、接続してくれる人が多くなる見込みということで、補正で200万を追加したっていうことでよろしいのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 上下水道課長 山口栄美君。

○上下水道課長（山口栄美君） ただいまの質問でございますが、50件増えるという見込みで上げております。よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） はい、了解しました。

○議長（沼崎光芳君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第11 議案第14号 平成28年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第12 議案第15号 平成28年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第13 議案第16号 平成27年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第20 議案第23号 平成27年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件を一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 下村 宏君。

○決算審査特別委員長（下村 宏君） ご苦労さまでございます。

平成27年度美浦村決算認定8議案について、特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、平成28年9月6日、本会議において設置され、同日、議案第16号 平成27年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第23号 平成27年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件、8議案が委員会付託となりました。

特別委員会は、9月6日、9月12日、9月13日の3日間、開催をいたしました。

9月6日の特別委員会では、正副委員長の互選を行いました。指名推選により、決算審査特別委員長に、私、下村 宏、副委員長に林 昌子君が選任をされました。

9月12、13日の特別委員会では、議案第16号 平成27年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第23号 平成27年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の8議案について審議を行いました。

審査の結果、議案第16号 平成27年度美浦村一般会計歳入歳出決算の認定の件から、議案第22号 平成27年度美浦村水道事業会計決算認定の件の7議案は、全員賛成により認定をするものと決定をいたしました。

また、議案第23号 平成27年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件についても、全員賛成により可決及び認定するものと決定をいたしました。

以上、審査の結果を会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

○議長（沼崎光芳君） 委員長の報告が終了いたしました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため、省略をいたします。

○議長（沼崎光芳君） これより、日程第13 議案第16号 平成27年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） これより、日程第14 議案第17号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第15 議案第18号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第16 議案第19号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第17 議案第20号 平成27年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第18 議案第21号 平成27年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第19 議案第22号 平成27年度美浦村水道事業会計決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第20 議案第23号 平成27年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって本案は、可決及び認定することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第21 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長 林 昌子君。

○厚生文教常任委員長（林 昌子君） 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願の調査の結果をご報告申し上げます。

厚生文教常任委員会は、今定例会において、当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、9月7日水曜日、午後1時30分より委員会を開催いたしました。

この請願は、提出者 茨城県教職員組合 吉田 豊氏ほか62名、紹介議員は山崎幸子議員です。

委員より、趣旨説明文中の「外国につながる子供たちへの支援」とは具体的にどのようなことかと質問がなされ、紹介議員である山崎議員に確認をとり、説明を受けました。

外国籍で短期就労ビザにて子供同伴で日本に滞在する方がふえており、そのお子様が、日本の学校で、他の日本人同様に授業を受けられるための補助教員が必要となっている。現状では、各自治体が独自で教員を雇っており、財政も圧迫しているとの説明により、趣旨は納得をいたしました。

日本に住む全ての子供たちが、全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは、守られなければならない基準であり、それを満たすための体制の整備と拡充は必定であると考えます。

また、このような請願は、平成21年度からでも6回提出をされており、これまでも採択してきた経緯もあるため、教育予算の拡充を求める請願に対し、厚生文教常任委員会としては、採択とすることに決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位におかれましては、ご理解の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみであります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択することです。

この請願は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり、採択することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第22 発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（沼崎光芳君） 提案者の説明を求めます。

林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 発議第1号 教育予算の拡充を求める意見書の案件に関しましては、ただいま事務局が読み上げたとおりでございます。

議員各位の皆様におかれましては、ご理解の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決し、議会の意見書として、関係機関に送付することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第23 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長からの、閉会中の所管事務調査について申し

出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成28年第3回美浦村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 沼崎光芳

署名議員 小泉輝忠

署名議員 石川 修

署名議員 松村広志

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 1 号)

平成 28 年 9 月 6 日 開会

1. 審査案件

- 1) 特別委員長の互選
 - 2) 特別副委員長の互選
-

1. 出席委員

委員長	下村宏君
副委員長	林昌子君
委員	松村広志君
〃	竹部澄雄君
〃	葉梨公一君
〃	小泉嘉忠君
〃	塚本光司君
〃	岡沢清君
〃	飯田洋司君
〃	山崎幸子君
〃	椎名利夫君
〃	小泉輝忠君
〃	石川修君
〃	沼崎光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	木鉛昌夫
書記	糸賀一志

○議会事務局長（木鉛昌夫君） それでは、決算審査特別委員会、大変お疲れ様でございます。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、美

浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、小泉嘉忠委員が年長の委員でありますので臨時委員長をお願いいたします。

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいま事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから決算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時決算審査特別委員長の職務を行います。委員長の互選まで、ご協力よろしくをお願いいたします。

午後1時01分開会

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいまの出席委員数は、14人でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

これより決算審査特別委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別委員長の互選は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 指名推選とのことでございますので、委員長の互選の方法は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認め、委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

指名推選の方法については、私が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認め、下村 宏君を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、下村 宏君が委員長に当選されました。

ご協力ありがとうございました。

それでは委員長と交代をいたします。

○委員長（下村 宏君） それでは、委員会を再開いたします。

これより決算審査特別副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別副委員長の互選の方法は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶものあり〕

○委員長（下村 宏君） 指名推選とのことですので、決算審査特別副委員長の互選は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認め、副委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認め、林 昌子君を副委員長に指名いたします。ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、林 昌子君が副委員長に当選されました。

○委員長（下村 宏君） 以上で、決算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の決算審査特別委員会は、9月12日午前10時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

ご苦労さまでございました。

午後1時05分散会

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 2 号)

平成28年9月12日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第16号 平成27年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 2) 議案第17号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 3) 議案第18号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 4) 議案第19号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 5) 議案第20号 平成27年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 6) 議案第21号 平成27年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 7) 議案第22号 平成27年度美浦村水道事業会計決算認定の件
- 8) 議案第23号 平成27年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

1. 出席委員

委員長	下村	宏君
副委員長	林	昌子君
委員	松村	広志君
〃	竹部	澄雄君
〃	葉梨	公一君
〃	小泉	嘉忠君
〃	岡沢	清君
〃	飯田	洋司君
〃	山崎	幸子君
〃	椎名	利夫君
〃	小泉	輝忠君
〃	石川	修君
〃	沼崎	光芳君

1. 欠席委員

委員	塚本	光司君
----	----	-----

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島	栄君
----	----	----

教 育 長	糸 賀 正 美 君
総 務 部 長	増 尾 嘉 一 君
保 健 福 祉 部 長	松 葉 博 昭 君
経 済 建 設 部 長	岡 田 守 君
教 育 次 長	堀 越 文 恵 君
総 務 課 長	飯 塚 尚 央 君
企 画 財 政 課 長	平 野 芳 弘 君
税 務 課 長	中 澤 真 一 君
収 納 課 長	菅 野 眞 照 君
住 民 課 長	武 田 すみ江 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 竹 美 佐 子 君
福 祉 介 護 課 長	秦 野 一 男 君
健 康 増 進 課 長	高 橋 利 夫 君
国 保 年 金 課 長	桑 野 正 美 君
都 市 建 設 課 長	青 野 道 生 君
経 済 課 長	北 出 攻 君
生 活 環 境 課 長	石 神 真 司 君
上 下 水 道 課 長	山 口 栄 美 君
学 校 教 育 課 長	増 尾 利 治 君
生 涯 学 習 課 長	埜 口 哲 雄 君
幼 稚 園 長	鈴 木 美 智 子 君
大 谷 保 育 所 長	小 崎 佐 智 子 君
木 原 保 育 所 長	沼 崎 公 江 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	木 鉛 昌 夫
書 記	糸 賀 一 志

午前10時00分開議

○委員長（下村 宏君） 皆さん、改めましておはようございます。

決算審査特別委員会へのご参集、大変ご苦労さまです。

○委員長（下村 宏君） ただいまの出席委員数は13名です。

塚本光司君の1名が欠席となっております。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

付託されている案件は、お手元の議事日程のとおり、議案第16号から、議案第23号まで、各会計の決算認定及び剰余金の処分の8議案となっております。

なお、執行部からの説明は、議案上程の際にいただいておりますので、省略をいたしません。

広範囲な審査となりますので、委員の皆様には、質疑の際、決算書のページ数及び科目等を示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。また、執行部の皆さんも同様に、明解な答弁をお願いいたします。なお、先ほど事務局からありましたけれども、発言をする際には挙手の上、発言の許可を得てから、マイクを使用して、わかりやすく、はっきりと発言するようお願いをいたします。

それでは、審査に入ります。

○委員長（下村 宏君） 議案第16号 平成27年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

石川委員。

○委員（石川 修君） 改めましておはようございます。初日の決算審査委員会、ご苦労さまでございます。

私のほうからですね、資料の提出をお願いしたいと思いますが、決算書の287ページ、基金がありますけれども、財政調整基金から始まって収入印紙等購買基金までありますけれども、決算年度中増減高がございます。これにつきましては、利息であったり、繰入金、繰出金の関係でプラスマイナスが出ているというふうに私は認識しておりますけれども、これの明細について資料の提出をお願いしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） ただいまの石川委員の資料の提出ということで、287ページの各基金につきましては、石川委員がおっしゃったように、前年度末と年度末ですね、の比較で増減が載っております。

当然、この中では、基金として利息だけを積み立てるもの、あるいは事業として使ったもの等ありますので、年度内の出入りをですね、資料を提出いたします。

年度内の出入りについては、金額の増減のみの資料になりますので、各基金からの事業については、ちょっと簡単にご説明いたします。

まず基金として、地域振興基金、ちょうど上から、すみません、地域福祉基金ですね、上から6番目ですか、ここの基金については、年度中の決算が808円ということで、少ないんですけども、事業としては敬老会に一部を使用しております。利息の分もありますので、金額的には増減が少ないんですけども、敬老会に使っております。

それから、復興まちづくり基金、これにつきましては平成27年度で終了した基金になり

ます。これにつきましては、県から貰ったものを積み立てて、昨年度までで事業が終わるということになっていましたので、これは、役場の耐震工事に使っております。

あとは中段ですね、陸平基金、これについては陸平の各種事業に充てております。

先ほど申しましたとおり、詳細のそれぞれの基金につきましては、資金の出入りの表を、これは、議員の掲示板でよろしいですかね、データとしてあげるということ。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 掲示板で結構です。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） それでは、休憩をはさみまして、そのときにでもちょっと下にデータをあげるように話しますんで、今日中にはあげるようにいたします。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） それはですね資料の提出を待って、提出いただいた後に、質問をさせていただきますので、早急なアップをお願いしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） ほかに質問のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の247ページの上のほうの9番の地区公民館補助事業費、これはどこの公民館の、何の補助金として出していたんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 埜口生涯学習課長。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） おはようございます。ただいまの山崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

地区公民館補助事業費196万4,000円につきましては、宮地茂呂田園都市センターの屋根の改修工事として、100飛んで

○委員長（下村 宏君） 埜口課長もっと大きな声でわかりやすく。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 宮地茂呂田園都市センターの屋根改修工事といたしまして106万円、余郷公民館の天井の修繕といたしまして11万8,000円、桜木地区の集会所の設置工事といたしまして78万6,000円の補助金を交付しております。以上です。

○委員長（下村 宏君） すいません。埜口課長もっとゆっくりお願いします。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 申しわけございませんでした。

宮地茂呂田園都市センターの屋根の改修工事で106万円、余郷公民館の天井の修繕といたしまして11万8,000円、桜木地区集会所の設置工事といたしまして78万6,000円。

それぞれ掛かった事業費の3分の1を補助としております。以上です。

○委員長（下村 宏君） 次に質問のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の14ページ、15ページです。村民税の法人住民税で、不納欠損額が319万9,600円、収入未済額が15万8,200円とありますが、これは具体的に何社、そ

れぞれ不能欠損額と収入未済額、それでこの不納欠損額に該当している事業者と収入未済額に該当している事業所は、現在も事業を続けているのか事業を終了しているのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 菅野収納課長。マイクましてください。

○収納課長（菅野眞照君） おはようございます。ただいまご質問いただきました、法人税の不納欠損額と収入未済額についてですが、事業所名等に関しまして、今、私、申し訳ございません手元にございませので、休憩のときに。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 言葉足らずですいませんした。事業所名は教えていただなくても結構です。具体的に何社が該当して、それでこの不納欠損額と収入未済額に該当する会社が、現在も事業を続けているのか、それとも事業を廃止している部分があるのかを教えてくださいたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 菅野収納課長。

○収納課長（菅野眞照君） 不納欠損に該当した社の数と、その事業所が今も事業行っているかというご質問でよろしいか。

それに関しましては、大変申し訳ございません。私、今、手元にございませので、休憩のときに、資料を用意させていただきまして、休憩後に答弁をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 休憩後に資料を提出してください。

それでは葉梨委員お願いします。

○委員（葉梨公一君） ただいまの岡沢委員の質問に関連していると思うんですが、美浦村収納対策推進委員会が設置されておられますが、これは何回ぐらい開催されているんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 菅野収納課長。

○収納課長（菅野眞照君） ただいまのご質問にお答えいたします。収納対策委員会の事業といたしまして、夏と冬に特別滞納対策事業といたしまして、管理職が参加いたしました特別滞納整理を行っておりますが、その事業の執行をもちまして、現状では対策会議という位置づけをさせていただいております。事業が完了いたしました折には、その特別滞納対策の実績を監査委員までご報告させていただくと、そういう流れでやらさせていただいております。現状の特別滞納対策事業といたしましては、27年度の中で2回やらせていただいたということで、委員会の実は開催というものは、準備会議というものに置き換えさせていただいております。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） おはようございます。よろしくお願いたします。

決算書の172ページと173ページなんですけれども、こちらの農業総務費の中の予算現額

の19で負担金補助及び交付金で649万3,000円で、その右側、翌年度繰越で事故繰越に368万4,468円が計上されているわけなんですけれども、こちらの金額は、繰り越された理由と、どこに使うべきものが繰り越されたのか、この事故繰越という項目の説明をちょっと教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 北出経済課長。

○経済課長（北出 攻君） この事故繰越のほうですね、もう一度、ちょっとすいません調べて、後ほどご説明申し上げたいと思います。すいませんです。

○委員長（下村 宏君） 後で調べて連絡するということです。

石川委員。

○委員（石川 修君） それではですね予算書の47ページ。学校給食収入で、決算書、ごめんなさい。学校給食収入で収入未済額が544万7,174円となっています。昨年度を見ますとですね、555万飛び飛び69円で、10万2,895円が滞納分として、収入になってんのかなというふうな想像するんですけれども、この内訳について、教えてほしいんですけれども。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） 表をですねつくってありますので、コピーをさせていただいて、お配りさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） はい、そういうことでよろしく願いします。と同時にですね、もう一つ、事業報告書の中で、定期監査報告の中にもあるんですけれども、村が立て替えているわけですね、544万がしは。教育上の観点など考慮すれば、難しい問題もありますけれども、このまま放置する訳にはいかないというふうに明記されてございます。

そして、3校を交え、今後の対応を協議をし、早急に結論を出していただきたいということがございますけれども、そういうことで明記されておりますけれども、こういう予定はあるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） 現在計画しておりますのは、表のほうでも、見ていただくとよくわかるんですが、26、27は比較的小さな数字でございますので、これを完璧にゼロにするという目標で、今、進めております。過去、平成15年から滞納額があって500何万となっているわけですので、これをですね、とりあえず通知をですね9月に1回出す予定ではおります。

時効の援用というのがございまして、請求する権利はあるんですが、それ以上の権利はちょっとないところなので、一応、その旨の通知だけはとりあえず送ってみて、反応を見るということで計画しております。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 安中小学校はとにかくゼロなわけございまして、小学校、大谷

と木原、それから中学校であるんですけども、やっぱり現場の先生もね、大変は大変なんですよね、卒業しちゃってますから、それで行くと連絡も何もないというところで、担当の先生も大変呆れているような状況なんで、できれば早急に、そういうものもですね、役場のほうから通知を出していただいて、幾分でも、とれたらいいのかなというふうに思ってますんで、なるべく早急にその手配はしていただきたい。そういうふうをお願いしておきます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書21ページの、上から2段目、保育所入所児保育料の備考欄の滞納繰越分となっていますけど、これのやはり内訳と過去の推移、それをお願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） ただいまのご質問にお答えいたします。1万5,000円の収入未済が決算書にございますが、こちらはですね、平成28年4月に納入がされておりました、ちょっと計上が6月になってしまった関係で決算書にはこの額が出ておりますが、28年度で処理をしておりますので、ゼロとなっております。

これに関連しまして、決算書23ページの子ども子育て支援使用料、大谷保育所で4万円の未済がございます。こちらでもありますね、6月に収入がされておりますので、現在はゼロとなっております。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 事業報告書ですね93ページ、15番の公害対策関係で、下のほうなんですけれども、大須賀津川と大塚川については、交互に年6回で計12回の水質検査を実施している。その結果、全窒素全リンは全ての月で基準値を超えていて、注意が必要と考えられるということでございますけれども、どのような対応をしているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） ただいまの石川委員のご質問なんですけど、大須賀津川、大塚川、2カ月に1回、年に6回の水質検査を行っているところでございますが、水質検査の状況を見て、事業者さんとともに同じ数値を見まして、注意をしているということでございまして、特別今のところは、どのような方策ということとはとっていないかと思えます。よろしく申し上げます。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 聞き取れないんですけども。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） すいません。事業者さんと、この通知を共有しまして、注意を図っていくということで、特別こういう対策という対策はとっていない状態です。

よろしく申し上げます。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） ここに明記されているようにですね、工場排水と家庭排水が放流されているということでございますけれども、その基準の数値がですね、我々、わかりませんので、河川に流していい窒素、リンの基準はどのくらい、どれ以下だったらいいのか、その辺のこともわかれば教えてほしいし、ここに工場ということがありますんで、この工場については担当課では把握しておるんでしょうけれども、対応はしていないよということなんですけれども、霞ヶ浦を囲んでいる市町村では、泳げる霞ヶ浦を目指そうということでやっていますんで、なるべく小さなことからですね、こつこつやらないと、なかなかそういう状況には戻らないのかなというふうに私は認識しておりますんで、ぜひともその辺は早目の対応をしていただきたい。

それと、先ほども申しましたように、数字をどのくらい、窒素がどのくらいなのか、それからリンがどのくらい以下だったら放流していいのか、その辺のことをちょっと、何かあれば、教えてほしいんですけれども、よろしく申し上げます。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） ただいまのご質問なんですけど、今後、どういった小さな方策とかで、霞ヶ浦の水質浄化に向けるようなことができるか、ちょっと考えていきたいと思えます。それと窒素、リンの放流可能の基準値のほうなんですけど、ちょっと今、申しわけありません、ちょっと手元にございませんで、休憩後にお示ししたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） はい、じゃあそういうことで、資料のほうの提出を待っていますんでよろしくお願ひいたします。

○委員長（下村 宏君） 時間が経過してしまうので、質問を用意している方はどうぞ、質問のほうをしていってください。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 事業報告書の94ページに、LED街路灯事業ということで、各学校や役場に、非常電源を備えた街路灯を設置するとのことがあるんですけども、これはACアダプタをつけているところが一つ、各学校でも役場でもあるんですけど、普段はACアダプタは、非常時ということで普段は使えないんですか。その辺のことをちょっと、初めてなんでちょっとわかんないんで、確認をしておきたいと思うんですけど。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） ただいまの小泉議員のご質問にお答えいたします。

ソーラーのLED街灯ということで、美浦村役場、美浦村保健センター、美浦中学校と木原小、安中小、大谷小と57基の街灯を設置いたしました。

その中で各施設一基、アダプタ付きの街灯が設置されておりますが、鍵はかかっておりませんで、蓋がしまっている状態を、ちょっとネジを、手でちょっとまわせるネジがありまして、そのネジを外すと、蓋が開いていつでも使用できる状態となっております。

ただし、使用の規格としましては100ボルト、150ワットまで可能ということで、中にテプラ等で使用可能非常電源、今言った数字のことが書いてございます。以上となります。

○委員長（下村 宏君） 小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） そうすると通常、なんか我々が使おうとして、たいがい学校とかそういうところに電源が、取り出し口があるんで問題ないんですけども、何かの場合にそこを使うということは可能だということ、100ワットの中でオッケーであれば使用は災害時なくても可能だということで、それとも、災害時以外のときは使ってだめだということでしょうけども、何かのあれで我々使うことがあるんで、そこにつないでしまっても問題はないというとらえ方してもよろしいんですか。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） 基本的には、災害時とかに使ってもらうのが1番いいと思うんですが、常時、太陽光によって使える状態になっておりますので、使っていただいでいいのかとかと思います。

○委員長（下村 宏君） 小泉委員。

○委員（小泉輝忠君） 了解しました。なぜかという、時々、我々もちょっとマシン使ったりするときがあるんで、届かなかつたらそこを、近いところを使うというようなことも、ドラム持ってるんで、そこそこでは使いますけども、もし、そういうな環境であれば、何か折には使わせてもらってもいいという判断をさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林昌子君） すいません。ただいまの小泉委員の関連で同じ質問をさせていただきますが、事業報告書94ページ、決算書のほうでは161ページに載っている地球温暖化対策事業費、これがそうなのかなというふうに思っているんですけども、実際、基数ですね、基数を見ますと、美浦中15、木原小12、安中小9、大谷小9基、取り出しなしのほうですけども。ありますと、安中小と大谷小が同じ基数っていうのは、どういうことかな。大谷小のほうは人数も、利用頻度も多いようにちょっと想定するんですが、この同じ基数になった経緯を教えてくださいたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） ただいまの林委員のご質問でございますが、ちょっと台数の振り分けのほうは、今のところなぜこういった台数の割り振りになったか、ちょっとお答えできるものがございませんので、休憩後にお答えしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林昌子君） はい、休憩後ということで了解はしたわけなんですけれども、スタートして当初から、ほとんど休憩後というような答弁がちょっと多い気がいたします。

皆さん資料をお持ちになってきていただいているのかなというふうに認識しておりますので、どうか午後にはですねいろんな関連、何聞かれるかわかりませんので、ぜひ関連資料をご持参いただいて臨んでいただけたらと思いますので、要望です。よろしくお願いたします。

○委員長（下村 宏君） 今、林委員のほうからありましたように、本当は私が言えいいんですけれども、いただきましたので、皆さん、今からの対応よろしくお願いをいたします。

ほかにどうぞ。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） おはようございます。事業報告書の116ページの、適応教室事業の中の子どもの教育相談室の中の、要するに相談内容の中の、このいじめ・交友関係6件、不登校・ひきこもり11件、教育問題・家庭教育・養育21件と、その他35件とありますけれども、この相談は、児童のほうが多いんでしょうか、それとも保護者のほうが多いのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） 件数だけを把握してございまして、ちょっと保護者、児童のほうは把握してございませんので、すいませんこちらも後ほどさせていただきます。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） せっかくこのような相談室があるので、児童が多いのか保護者のほうの相談が多いのか後でお知らせください。よろしくお願いたします。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の153ページ、母子保健事業費の12番目の役務費、審査支払手数料、これはどのような審査なのか教えてください。

○委員長（下村 宏君） 高橋健康増進課長。マイクましてください。

○健康増進課長（高橋利夫君） 山崎委員のご質問にお答えをいたします。審査支払手数料はどういった内容のものですかというような、ことだったかと思いますが、こちらは、妊婦、乳児健診を行いまして、その健診の内容、あとは健診の単価、そういうものについて、審査をするものでございます。

こちらは、県内の指定の医療機関で検診をされまして、それが茨城県の国民健康保険団体連合会のほうに、請求書なり請求内容につき書類が回りまして、それで、審査があるわけでございますが、そういう支払いに対して、支払っているものでございます。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと乳児健診を民間の医療機関で受けて、それを民間の医療機関から県のほうに上げて、それがちゃんと、正規の乳児健診の内容なのかどうか、それを審査するっていうことなんでしょうか。

○健康増進課長（高橋利夫君） はい。

○委員長（下村 宏君） 挙手してください。高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋利夫君） こちらは保険診療のような、例としまして、それと同様の内容で審査をしていただいているというふうに認識をしております。よろしくお願いたします。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それは、そうすると医療のほうの保険の点数とかそういったものの審査というか、点数をつけるというか、そういうことですか。

○委員長（下村 宏君） 高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋利夫君） その件につきましては、ちょっと調べまして、お答えをさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それでは、今の質問に関して後ほど回答をお願いします。

それとその下の13番委託料の健康診断等委託料、これは乳児健診のことなんでしょうか、それで乳児健診とすると、予算では120万くらいだったんですけど、決算で100万ちょっと、これは、乳児の数が減ったっていうことなんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋利夫君） お答えをいたします。内容としましては、妊婦乳児健診ということになります。金額が下がった件につきましては、お調べをしまして、お答えのほうさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それに関しても後ほどよろしくお願いたします。

それとその次のページ決算書の155ページ、その他扶助費の妊婦健康診査費、これが予算では56万6,000円だったんですけど、実際、決算では19万6,860円、これはかなり予算よりも下がっていますが、その理由とかその辺もよろしくお願いたします。

○委員長（下村 宏君） 高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋利夫君） この妊婦健康診査費も予算よりも下がっているという事につきまして、こちらは大変申しわけありませんが、その下がった内容につきましては、お調べをしましてお答えのほうさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、それではこの3点、後ほどよろしくお願いたします。

それともう一つ、決算書の同じページ155ページの健康診断事業費の中の8番の報償費の中の報償金、この報償金というのはどういったものなのか、お願いします。

○委員長（下村 宏君） 高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋利夫君） ただいまのご質問ですが、健康診断事業費の報償金ということでございますが、こちらは総合健診などのときに、保健センターまで来られるのは大変という方について、デマンド交通を利用させていただいております。

その報奨金ということで、1回当たり300円、往復で600円ということでございます。それで600円掛ける30人ということで1万8,000円の支出をしております。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 報償金については、それで了解いたしました。

それともう一つ、同じような関連なんで、ついでにもう一つ質問させていただきます。

やはり155ページの下の方の6番のがん検診推進事業費、これが予算では213万4,000円、決算で109万8,000円ちょっとですね。これかなり減ってしまっていて、その次のページの13番委託料のがん検診業務委託料、これが予算で163万1,000円ついていたものが、決算では84万8,000円、約半分ぐらいなんですけど、この辺の理由をお願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋利夫君） がん検診推進事業費全体と、もう一つがん検診業務委託料、こちらがいずれも予算額に対して実績では少なくなっているということでございますが、こちらは、がん検診といいますと子宮頸がん検診、乳がん検診、それから大腸がん検診とあるわけですが、こちらのほうの検診の受けた方、そのものが少なくなったということによるものでございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 受診者が減ったということでこれだけ半分ぐらいに減っている、やはりがんになった場合は、医療費がかなりまた膨大なものになってくるということもかかわってきますので、このがん検診のもっとPRに力を入れていただきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 約50分経過をいたしました。この中で資料後出しがかなりあります。9件から10件あるなっているふうには私記憶しているんですけども、そういうことなので、ここで休憩を15分とります。したがって皆さんが後出しする資料についてはこの中で、できるだけ出してください。ということで始まりが、11時5分になりますので、それまでによろしく願いをいたします。

午前10時49分休憩

午前11時07分開議

○委員長（下村 宏君） それでは、委員会を再開をいたします。

先ほど休憩前に申しあげました、後からの資料なり後からの報告をいただきたいと思ひますので、挙手をいただきたいと思ひます。

増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） ただいま皆様のお手元にお配りしました、小中学校給食滞納の状況についてご説明をさせていただきます。

こちらの表は、ことし7月31日時点の表となっております。左上の表をごらんください。こちら人数でございます。過年度の滞納者人数が84名ということでございまして、平成26年度ベースと比較しますと、19人ほど減っております。それとですね、金額に対しまして、今現在が523万5,000円の滞納額でございまして、前年と比較しますと、約41万減ったかたちになっております。ことしはそれに27年度が加わっていますので、実質は31万5,000円が減っているのかなというかたちでございます。

こちら25年度はゼロで問題はないんですが、26、27、こちらは児童手当の差し引きの関係で、かなり小さな額になっております。今後とも引き続き児童手当の支給月に直接面接して、極力支払っていただくようお願いをしていきたいと思ひます。

それとですね児童手当の関係で平成20年とか22年、23年のほうの未納の方もおりますので、そちらも引き続き引かせてしていただくように、学校の先生と協力して、約束をとりながら進めてまいりたいと思ひます。学校給食滞納関係につきましては以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 少しいいんですか。確認させてほしいんですけども、この人数、美浦中なんか43人いるみたいなんですけども、これは43回じゃなくて43人でいいんですね。1人の人が2月とか3月とかあると思うんで。そういうの関係なく、人数でいいんですか。

○学校教育課長（増尾利治君） 人数です。

○委員長（下村 宏君） わかりました。

石川委員。

○委員（石川 修君） 学校教育課長、資料ありがとうございます。

先ほど質問したのは、10万2,895円が滞納分で入金になっているんでしょうというお話をさせていただきます。この数字はどこへ出てきます。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） この表は7月31日現在の表でつくっております、6月の児童手当があったわけでございまして、そういうのから対応して、現在がこういった数字ということで示しておりますので、決算書の額とはちょっと別にはなっておるかと思ひます。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） それは理解していますけれども、平成25年度からは児童手当から引きますよということで、25年度はゼロになっていますけれども、26年、27年で4万6,000

円、また10万460円とふえています。本来であれば、こういうことが起きないようにということで、児童手当から引いたらどうですかということで、以前から私は申し上げていました。にもかかわらず、こうして児童手当が支給されているにもかかわらず、4万6,000円、そして27年では10万ということがありますけれども、原因は何ととらえていますか。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） どうしても児童手当から、今回は幾らまでにしてほしいとかいう話もあります。あと、児童手当の支給を受けてない世帯で未納の世帯もあります。そういう関係でどうしても残ってしまうということでございます。

ただ、約束をしまして、児童手当で計画表をつくっていただきまして、何月の児童手当で幾らという、そういった約束は大体はとってございます。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 約束はとっているにもかかわらずですよ、平成26年で4万6,000円しかなかったものが、27年ではもう10万もふえているわけですよ。

これは先ほど事業報告書の中にありましたように、村が立て替えているわけですから、その辺は親御さんにしっかりと理解してもらって、今月は児童手当幾ら入るから、その分からこれだけしか払えない。

私も商売していますから、その辺のことは重々承知をしていますけれども、やっぱり公平性ということを考えたら、これは当然支払っていただくべき金額でありますから、それも、中学校だと月4,800円ですか、小学校だと4,400円ですよ。それを払えないような保護者っていうのはやっぱり、私はずるいというほかないと思うんですよ。

だからその辺はやっぱり学校とそれから担当課が協力してですね、しっかりとやっぱり対応してもらわないと、年々これはふえますよ、これ。私はそういう危惧をもっていますけれども、その辺担当の課長としては、どのように考えていますか。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） やはりただいま申されましたように、公平性を考えますと、当然、払ってもらうものは払ってもらうということを念頭に置きまして、なるべく最終手段としては、こちらも学校の先生と訪問まで考えておりますので、そういった形で進めていきたいと思えます。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○学校教育課長（増尾利治君） あんまり言うと、水かけ論になりますけれども、やっぱりこれはしっかりとね、対応してもらって、25年はなかったのに26年、27年と出てくるといことは、やっぱり保護者としての認識の甘さがあんだらうと私はそういうふうに理解していますんで、大変だらうとは思いますが、貴重な税金の中からの立て替えですから、しっかりと対応していただきたい。このことを要望しております。

○委員長（下村 宏君） 北出経済課長。

○経済課長（北出 攻君） 先ほどのですね、林委員のご質問のほう、決算書173ページ事故繰越につきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。

事故繰越といいますと、これは契約まで済んでおりまして、契約は済んでいるんですが、年度内にですね執行できないものにつきましては、事故繰越ということで次年度のほうに繰り越すということになっております。

この内容としましては、地域交流館建築のためですね、地質調査、測量、開発許可取得につきまして、出店予定のですね民間業者と一括で行うことが効率的かつ経済的であるためですね、村は民間業者にですね、負担金を支出して業務を行っていただくということになっております。

ですが、こちら3月いっぱいですね、取得を目指していたんですが、関係機関とのですね、関係者との協議に日時を要したためですね、年度内にですね、開発の許可の取得が困難となったためですね、事故繰越ということにしてわけでございます。

こちらにつきましては、ご存じのようにカスミとの負担割合ということで、この業務につきまして、美浦村5、カスミ8、5対8というようなことで負担をしております、この金額がですね、委託料が税込み958万円でありまして、美浦村の5対8の5の分ですね368万4,468円、こちらを繰り越したというところでございます。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 菅野収納課長。

○収納課長（菅野眞照君） 岡沢委員からご質問いただきました、決算書15ページの法人村民税の不納欠損につきまして、大変申し訳なかったですが、これより説明させていただきたいと思います。

不納欠損額319万9,600円でございますが、件数といたしましては、4件でございます。期数でいって4件でございます、法人数でいいますと、2ということになります。

法人住民税に関しましては、あくまでも申告納税というかたちになっておりまして、通常であれば現年度の中での欠損というのは発生する率が非常に低うございますが、今回の1件の事業者に関しましては、申告があったすぐ後にですね、解散をしております、村といたしましても、弁護士に対して交付要求をしております、その後きちんと並行して閉鎖事項の全部証明等を取りながら、法人がなくなったことを確認し、交付要求に対しても資産がないということで、欠損をさせていただいたところで、委員の質問にございます、事業やっておるのかということに関しましては、この法人が非常に大きい税額300万を超える税額だったんですけれども、こちらの事業者はもう既に活動を行っておりません。

あともう1社に関しましては、事業はまだやっておるようなんですけれども、収支が非常に悪うございまして、27年度の法人住民税に関しましては、欠損をさせていただいたところでございます、合計が319万9,600円という決算額になっております。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） いきなり細かい質問させていただいたのに、きちんとわかりやすく説明していただきました。納得しました。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 先ほど石川委員のほうからありました基金の運用状況ですね、議員の掲示板に掲載しておきましたので、後で確認していただきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） 先ほどの石川委員のご質問についてでございますが、事業報告書の93ページの窒素、リンの基準値等ということでございますが、窒素につきましては1.1ミリグラムパーリットル、リンにつきましては0.088ミリグラムパーリットルということでございます。

それで、平成27年度の水質検査の結果の内容でございますが、まず大須賀津川のほうが、その検査月によってばらつきはございますが、窒素のほうが、低い数字から高い数字を申し上げますと1.6から2.7、リンのほうが0.07から0.34、大塚川のほうでございますが、窒素のほうが1.8から2.4、リンが0.09から0.23と、いずれもちょっと高くなっているのかなと思います。

排水のほうでございますが、農地、田んぼ等からの肥料の流れ込みなんかもちょっと原因があって、高くなる月もあるのかなという気もございますが、いずれにしても、数値には注意して、対策等も考えていきたいと思っています。

続きまして、林委員のご質問の事業報告書の94ページのソーラーLED設置の設置数ということでございますが、この設置数につきましては、児童の数等とは関係していませんので、災害が起きた場合、避難者が各学校の入り口に集まると思うんですが、その入り口から給水ポイントと、また避難場の入り口とか、人の誘導のための設置を考えての基数ということでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） はい、課長には大塚川と大須賀津川の件でございますけれども、0.08とかって言っていましたけれども、具体的にどのような状況だか、ちょっと私には理解できませんけれども、基準値を超えているということでございますので、これは継続して看守をしていただきたい。そして、なるべく数値以下に抑えられるような方策をとっていただきたい。このことを要望しておきます。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） 先ほどの竹部委員のご質問なんですが、適応教室の相談内容の件数の内訳でございますが、

○委員長（下村 宏君） ページ数言ってください。

○学校教育課長（増尾利治君） すいません。事業報告書116ページ。この中の適応教室事業、相談内容及び件数の内訳というご質問でございましたが、きょうは月曜日でした教室

のほうは休暇で休んでおりまして、ちょっと確認をとれませんので、申し訳ありません、あしたですね、報告させていただきたいと思います。ちなみに28年度からは、毎日、日報をこちらに上げてもらうようにはなっておりますので、27年はちょっとそこまで把握しておりませんでしたので、後で報告させていただきます。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 先ほど、事業報告書の94ページのソーラーLED街灯導入事業に対してのお答えいただきまして、ありがとうございます。

その説明では、児童数は関係なく避難所の入り口の誘導ということなんですけれども、木原、安中、大谷小で入り口の数って、大体似たような数だと思うんですけれども、なぜ木原が多くて大谷小が少ないのか、そこが理解できないので、質問させていただきました。

あとは各地区の避難者収容人数、想定されている人数もあわせて教えていただきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） 林委員のご質問についてですが、木原小学校が13基で、安中、大谷がそれぞれ10基ということで、設置基数が違うということですが、避難場等への距離のことが関係していくのかなとは思いますが。

あとはそれぞれの施設の避難者の収容人数ということでございますが、大変申しわけございませんが、ちょっと今、人数までは把握しておりませんので、後でご報告させていただきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚尚央君） 避難者の数なんですが、想定人数が決まっております。

申しわけないんですが、午後からの回答でよろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 高橋健康増進課長のほうがちょっとまだ帰ってこないんで、後からいただくということで、委員のほうの質問のほうを進めていきますので、皆さんよろしく願いをいたします。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 質問でなくて要望をさせていただきたいと思います。

決算書の36、37ページ、寄附金なんですが、一般寄附金として寄附金があって、指定寄附金は見てもわかる金額というか性格のものですが、一般寄附金の5,044万2,087円について、大体どんな寄附金で金額なのか、これは、きょうの特別審査委員会の間の休憩中ということではありません。できましたら、可能であれば、今定例会、それもちょっと、資料作成難しいのであれば近日中に、タブレットにでも見ることが可能な感じのサイズでインストができるのであれば、お願いとしてしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 岡沢委員の質問にお答えします。一般寄附金ということ

で、こちら大きなものと小さいものが入っております。

まず大きなものとしては、中央競馬会の環境整備、これが一番大きくて5,040万円でございます。

そのほか、後はみんな小さいもので、例えば木原小学校の6年生、多分、イベントやったものの収益だと思うんですけども、それが1万4,669円。あと、茨城県建築士協会稲敷支部で、これも文化祭等ですね、多分、イベントやってちょっとお金をもらったとやっただと思うんですけども、それが5,110円。花見塚の互助会、これも、多分、地区でいろんなことをやっていてその収益かと思うんですけども、その寄附が2万2,308円ということございます。ですからほとんどが競馬会の寄附と、あとは、一般の善意の寄附ということになっております。以上です。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） たしか事業報告書のほうに、競馬会からの寄附金、載っているのは理解しているんですが、その他寄附金については広報みほでその都度報告されているんですが、ちょっと一覧みたいなのがあれば、わかりやすいなと思ったんですけど、今、説明していただいた範囲内で理解できましたので、改めて資料は必要なくなりましたので、要望は撤回いたします。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 企画財政のほうから基金の増減について、資料を提出いただきまして大変ありがとうございます。

そこでふるさと応援基金についてちょっとお伺いしたいんですけども、ふるさと応援基金の中には、指定してくる基金があると思うんですけども、その指定の内容と、件数はどのくらいなのか、あとは村に寄附しますよっていうことがあろうかと思うんですけども、その内容についてちょっとお話をいただきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 石川委員のご質問にお答えします。まず、指定の区分なんですけども、現在8つの区分で指定の寄附金を受けております。

まず一つ目が、歴史遺産や自然環境の保全と活用に関する事業ということで、もう一つが、「競走馬の里 美浦」を広くPRするための事業、三つ目が、地域活性化に関する事業、四つ目が、福祉社会構築に関する事業、五つ目が、安全安心なまちづくりに関する事業、六つ目が、子育て支援・学校教育等次世代育成に関する事業、七つ目が、個性ある地域文化・スポーツの創造に関する事業、八つ目として、その他目的達成のために村長が必要と認める事業、これについては括弧書きで、こういう事業に充ててくださいというものもあるんですけども、その他の目的ということになります。

実際に去年ですね使った寄附については、おとし寄附があったものになります。

昨年2,000万円以上の寄附があったんですけども、それについては、今年度、28年度の事

業になりますので、平成27年度の事業に限ってちょっと申し上げます。

件数、例えばこの事業に何人で幾らというのは、申し訳ありません、今、出してないので、それは後ほど資料として出せればと思っておりますので、まず、充当した事業としまして、美浦村のために、美浦村が判断して使う事業ということで、去年は美浦村60周年記念事業として、そこに35万5,000円を充てております。

それから、馬に関するPRの事業をしてほしいというのがありましたので、そこに6万円の事業費を充てております。

それから、安全なまちづくりということで、交通安全施設整備事業に6万円の金額を充当しております。

それから、子育ての充実ということで、子育て広場事業に1万8,000円の充当をしております。

それから、これも村の活性化の事業ということで、村の村民体育祭に5万円の事業費を充当しております。

合計で58万8,000円の事業ということで、これは先ほど申しましたとおり、平成26年度の寄附を27年度の事業に充てた金額となっております。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） はい、了解しました。ここに28年5月31日に58万8,000円っていうの聞こうと思ったんですけど、それが58万、ただいま課長が言ったとおりの金額で理解をしたところでございます。

ところでですね、JTB西日本とそれからヤフーでこれだけの金額が集まったと思うんですけども、報償費で村内の業者が多分あると思うんですけども、ほとんどが村内の業者からお礼の品として発送されていると思うんですけども、その中で特に多い品物についてちょっとわかれば、ご報告をしていただきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） それでは、石川委員の質問にお答えします。平成28年の3月31日まで、昨年度の状況になります、1番の件数、金額ではなくて、件数の上位のものを申し上げます。

1番が、株式会社ユニフードさんの蓮根豚バラカルビ焼き用これが74件です。

続きまして2番目が、同じ株式会社ユニフードさんのつくば鶏1羽丸ごと食べ比べセット、これが56件であります。

それから3番目が、有限会社富田商店さんのパリッと香ばしい関西風地焼のうなぎ（蒲焼き3尾）これが54件になります。

それから同じ、有限会社富田商店さんの、同じうなぎなんですけども、5尾、5匹分です、が4番目で46件です。

それから、5番目が、中泉商店さんの国産うなぎ白焼き、これが2尾で35件になります。

それから、6番目が、株式会社ユニフードさんの常陸牛ももしゃぶしゃぶ用スライスが34件です。

次にまた、株式会社ユニフードさんの常陸牛ももすき焼き用スライス、33件。

その次がまたユニフードさんで、つくば鶏焼き鳥セット、27件。

その次やはり株式会社ユニフードさんで、蓮根豚ロース豚テキ、26件。

次が同じく株式会社ユニフードさんで、蓮根豚ヒレカツ用カット、これが20件。

以上が年間で20件以上申し込みがあったものになります。以上です。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） はい、了解しました。私も食べたことのないような、品物ばかりですね、消費者っていうか寄附される方はいろいろ、いろいろな自治体のふるさと応援基金の商品を見てるんだなというふうに理解するわけでございますけれども、そういった意味では、地場産業も少し貢献しているのかなというふうに感心をしておりました。ありがとうございます。

それとですね、もう一つ、2千数百万があるわけですが、報償費で1,100万。これは、今言ったユニフードさんとか中泉さんとか富田さんにお支払いする部分だろうとは思いますが、企画費で報償費を支払ってますけれども、本来であれば、ふるさと応援基金の中から、指定をされて子育てとかいろいろ学校関係とかってはあるんですけども、それはなぜ企画費から一括で報償費を支払うのかちょっと教えてほしいと思います。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 石川委員の質問にお答えいたします。ふるさと応援寄附金事業ということで、寄附を受けたものについて、記念品を支出すると、村全体の事業になりますので、企画財政課で収入のほうも担当すると、支出のほうも、先ほど言ったように多方面にわたって寄附金を充当しますので、企画財政課でこういう事業にもらってますと、さらに財政のほうでこういう事業に充てましょうということで、事務的なもので企画財政課が一番適しているということで、事業としては企画財政課で取り扱っている事業となっております。以上です。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 了解しました。ありがとうございます。

○委員長（下村 宏君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 事業報告書の59ページにですね、地域サロン活動助成ということで、6団体に10万4,000円を支給したということになっているんですけども、その6団体という名前っていうか地域がわかっていると思うんですけども、この6団体の状況をちょっと教えてもらいたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） ただいまの質問なんですけれども、こちらにつきまして

は、社会福祉協議会の事業となっております、6団体につきましては、後ほど確認してまいりますので、ご了解をお願いしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 事業報告書の2ページ3ページで、この中の特に3ページの茨城県市町村職員共済組合研修、庁内研修のメンタルヘルスセミナー、メンタルヘルス研修会というのに参加されているようなんですけども、これは決算書のどこに入るのかを教えてくださいたいのと、あとこれが実際に行われて、庁内でもどのように活用されて、効果はどう出ているのかについて教えていただきたいなと思います。

○委員長（下村 宏君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚尚央君） はい、ただいまのご質問にお答えいたします。決算書の63ページになります。真ん中あたりに13委託料で、失礼しました。19のですね、負担金及び交付金の中の11の職員共同研修の中に入っております。

これでですね、メンタルヘルス研修、セミナーですか、管理職2名、それから一般職員2名というなことで参加をさせていただいております。

成果的にはですね、研修に行ってくることによってですね、認識ですね、課長であれば課長の責任と認識ですね、そういうものを培っていただいて、一般職については当然ながら中堅職が行ってございますので、その辺のところでは上と下の調整役というようなところの研修を受けて、実際的に職場に反映させていただいているというふうに認識しております。

○委員長（下村 宏君） 松村委員。

○委員（松村広志君） うつ病対策とかいろいろなそういうことで、行われているということもあると思うんですけども、2ページのメンタルタフネス講座と職場のメンタルヘルス講座、これの違いってというか、通常ではメンタルケアの概念でやっていると思うんですけども、これ、何か一般的なものと違うような趣旨のものが含まれているんですかね、お願いします。

○委員長（下村 宏君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚尚央君） 実際のところですね、研修のメニューはこういうことでやりますよということで届いておりますが、内容的にはちょっと把握してございませんので、申しわけないんですが。

○委員長（下村 宏君） 松村委員。

○委員（松村広志君） わかりました。ありがとうございます。それともう1点なんですけど、同じ報告書の25ページの02美浦村定住促進条例の中で、下のほうの表というか一覧の中の、これは転入、転居いろいろと移られていると思うんですけど、今、即答できなくても結構なんですけど、これは地域性、どの辺にどうか、ある程度その分布みたいなものを後で教えていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょうか、お願いします。

- 委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。
- 企画財政課長（平野芳弘君） 松村委員の質問にお答えいたします。ちょっと、今、資料は持ってきておりますので、ちょっとお待ちください。
- 委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。
- 企画財政課長（平野芳弘君） すいません。資料を持ってきたので。ちょっとすみません、確認しまして答弁いたします。申し訳ありません。
- 委員長（下村 宏君） 松村委員。
- 委員（松村広志君） 結構です。よろしく申し上げます。
- 委員長（下村 宏君） 林委員。
- 委員（林 昌子君） 今の松村委員の質問と関連するので、再度お尋ねをさせていただくんですけども、事業報告書の2ページと3ページの部分なんですけれども、研修の種類が4種類の中で研修されているわけなんですけれども、これそれぞれの研修回数、1人の方が受けてる研修回数だとか、あとはこの中で研修を受けたことで、何か資格をいただけるような内容のものがあるのかというところを、ちょっとお尋ねをさせていただきます。
- 委員長（下村 宏君） 飯塚総務課長。
- 総務課長（飯塚尚央君） ただいまのご質問なんですけど、年に1人1回ということで行ってございます。資格等につきましてははですね、ないというふうに聞いております。
- 委員長（下村 宏君） 林委員。
- 委員（林 昌子君） 年に1回ということ、受けられるだけでもすばらしいとは思いますが、この内容を見ますとね、1回で習得できるものなのかなっていうか、内容的にはとても微妙な内容のものもございまして、これは、各団体への要望になるんですかね。1回ではなく、どうなんでしょうか参加された、研修受けられた方のご意見ってというのはどんなでしょうか。もっと1回では少ないとか1回で十分とか、そこら辺はどのように感じなっているんでしょうか。
- 委員長（下村 宏君） 飯塚総務課長。
- 総務課長（飯塚尚央君） 1回、2回と、2回、3回と行きたいっていう要望のほうはありませんが、研修で学んできたことに対してですね、職場の方で活かしていきたいって、気持ちのほうは、皆さん思っているようでございます。
- 委員長（下村 宏君） 林委員。
- 委員（林 昌子君） 了解をいたしました。先ほど松村委員から言われたように、メンタルヘルス関係のほう、心の問題というのはすごく繊細な部分がありまして、これの研修に参加する方というのは、自分で手を挙げるものなのか、ある程度輪番制というか、順番で行かれているのか、そこを教えていただきたいと思えます。
- 委員長（下村 宏君） 飯塚総務課長。
- 総務課長（飯塚尚央君） こちらですね、決めさせていただいて順番に行っていると

というような状況でございます。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） いろいろ庁内でも、結構、1階のほうではね、直接住民の方の対応をしながら、結構、強い口調でいろんな要望ごととか、苦情とか言われて対応されている、職員をお見かけしたりとかするんですね。ですので本当にそういうところは、よく丁寧に対応していただいているので、すごく敬意を表するわけです。

そういう意味ではこういうメンタルヘルスのものとか、課長補佐とか課長過程のそういうものも確かに活かされてきているのかなっていうことは、なんとなく、ここ数年見ていまして向上されているように伺われ、私としてはお見受けしております。ですのでこういう研修のさらなる充実を要求したいんですけども、何か機会があれば、もっといろんな研修も受けられたらいいのかなと思いますので、その点は、今後どのように考えでしょうか。よろしくをお願いします。

○委員長（下村 宏君） 増尾総務部長。

○総務部長（増尾嘉一君） このメンタルヘルスなんですけれども、自分も総務課の当時人事担当で、研修のほうも担当しておりました。その当時はまだメンタルヘルスでこれほどの講座の数も少なく、項目としてあったと思うんですけども、やっぱり時代に合わせ、自治研修所それから市町村共済組合のほうもこういう関係の研修をふやしてきているというのが実情ですね。

ご覧のように、27年度はこれだけの人数行ってもらったということなんですけれども、研修とは別にですね、村で産業医というのを委託しておりまして、月に一遍ですけども、村の中でそういう精神衛生といいますか、メンタルヘルスに関する委員会も立ち上げておりまして、その産業医の先生と、あと藤田さんが役割担ってもらってるんですけども、あと、総務の研修担当のほうですね、その職員がその先生と一緒に、月に一遍各課を回って職員一人一人に声をかけて、そういう悩みありませんかということを聞きながらですね、先生まさか専門ですから、その職員の様子を月に一遍見てもらえれば、もし変わったような様子があれば、先生からも指導を受けるというようなことで、進んでいくと思うんですけども、そういうことも一つ行っています。

統計的には100人の組織があると2.3人そういう方が出てきてしまうということなんですけれども、やはり、林委員おっしゃるようになりますね、住民の要望も非常に多種多様で要求も高くなってきます、そういうことで職員のストレスも非常に溜まってくるという状況ですから、当然そういうことで休むようになった職員がいると、なった場合ですね、本人も大変なんですけども、職場としてもですね、貴重な戦力が休まれてしまうということになってしまいますので、なるべくそういうことにならないようにですね、こういう研修に行ってもらったり、あるいはその産業医の見回りの際にも、そういうことで様子のちょっと変わった職員がいないのかなということですね、今後ともですね、十分に気をつけて

ですね、そういう職員が1人でも少なくなるようなことで対応していきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） よろしいですか。

平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 先ほど松村委員から質問がありました、地区別の定住促進の件数なんですけども、事業報告書25ページですね、平成27年度全部で92件ございまして、小学校区で内訳を計算しております。まず、大谷地区が、55件です。木原地区が32件、安中地区が5件になります。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 松村委員よろしいですか。

それでは、質疑の途中でありますが、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分開議

○委員長（下村 宏君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋利夫君） 午前中にご質問いただきましたが、時間がかかってしまい、大変申しわけございません。まず最初におわびを申し上げます。

山崎委員からのご質問でございますが、決算書の153ページの母子保健事業費の役務費で、妊婦乳児健診の審査支払手数料の中のレセプトの件数の記載について、お答えをいたします。

国保連合会からは、各医療機関から上がってきました妊婦乳児健診の受診票を取りまとめ、その受診票と一緒に市町村へ請求書を送付してもらっております。

午前中、お話をいたしましたレセプト、診療報酬明細書に準じたような、そういう細かな内容の記載のものはありませんでしたので、訂正のほうをさせていただきたいと思いません。

なお、受診票には健診の所見や異常などの有無などの照合判定が書かれるようになっております。

次に、同じく決算書の153ページで、母子保健事業費の健康診断等委託料で、妊婦乳児健診の委託料の決算額が前年度より減った理由についてということで、お答えのほうをさせていただきます。妊婦乳児健診のうち減ったのは、乳児健診のほうになりますが、平成26年度は受診者数が延べ1,271人、平成27年度は延べ1,263人と延べで8人ほど受診者が減っております。主な理由といたしましては、そういうことで、受診者数の減少によるということでご理解をいただきたいと思いません。

それから、決算書の155ページ母子保健事業費のその他の扶助費で、妊婦健康診査費が前年度より減った理由についてということで、お答えをさせていただきます。妊婦健康診査については、県内医療機関に委託しておりますが、こちらに上げている妊婦健康診査費に

については、里帰りなどのために、県外の医療機関で健診を実施したような場合のもので、その健診費用について、償還払いをしたものということでございます。

母子手帳の交付件数を見ますと、平成26年度が109件、平成27年度が116件と7件ほどふえているわけですが、この中で妊婦健康診査費が前年度より減った理由については、その母子手帳を、本村で交付した後で転出等をされている方がおりました関係で、全体としては妊婦健康診査費が減ったということで、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 飯塚総務課長。

○総務課長（飯塚尚央君） 午前中ですね、林委員のご質問で、避難所の想定人数というなお答えをさせていただきます。

まずですね、4つに分かれてございまして、まず下舟子から布佐地区方面ですね、これが木原小学校、それから木原保育所、木原地区多目的集会施設、農林漁業者トレーニングセンターというところで、これは246人が想定されてございます。

2つ目といたしまして、大須賀津地区から山内ですね、そこで、美浦中学校、それから、中央公民館、美浦幼稚園というところで、248名。

それから3つ目で八井田から間野方面。安中小学校、それから安中多目的研修集会施設、そこで、102人。

4つ目、最後なんです、美駒地区から土屋方面ですね、これで大谷小学校、それから大谷保育所ということで444名。

全体の想定人数は1,040人ということになってございます。

この人数につきましてはですね、国の中央防災会議というところで、想定人数のほうを出されているようでございます。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○11番（林 昌子君） ご丁寧に、すいません、161ページの先ほどのLED関係の街路灯の関連として、各避難場での想定人数ということで伺わせていただき、ただいまのように答弁いただきました。ありがとうございます。よく理解できました。

この人数を見ると、やはり美駒、土屋、大谷小、大谷保育所で、収容する人数がよその地域の倍ほどの人数がいます。ですので、一番懸念される部分は、LED街灯設置されて、暗い時でも悪天候の中でも、きちんとそういう方々が来たときに、安全に対応できるだけの設置量にしていだけたら、よろしいのかなということで質問をさせていただきました。

設置基準等もありましてね、距離的なものもあって、先ほどのような数字になっているのは理解はいたしました。これは、基準値で想定した基数ですので、それをふやせといっても無理な部分があるのかもしれませんが、とりあえずその基数の中で、何とか安全に避難順路を確保できるように、またご尽力いただきたいと思っております。

ですのでこの答弁はこのままで了解をいたします。ありがとうございます。

○委員長（下村 宏君） それでは、ほかに質疑のある方はどうぞ。

秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 午前中の小泉輝忠委員の質問なんですけれども、事業報告書59ページ、地域サロン活動助成の6団体はどこですかという質問だったかと思います。

6団体を申し上げます。1つ目がトレっこルーム、2つ目があっふるクラブ、3つ目が見晴台老人クラブコミュニティサロン、4つ目が上舟子つりびな会、5つ目がオールヒーロー、6つ目がなななかまどサロンでございます。以上、6つでございます。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 事業報告書の25ページ、先ほどの松村委員の質問の中の、転入転居の学校区別の件数を先ほど答弁していただいたんですけど、これのそれぞれ転居と転入の内訳をお願いします。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

大谷地区55件のうち、転入が22件です、転居が33件です。

木原地区32件のうち、転入が14件です、転居が18件です。

安中地区5件のうち、転入が2件です、転居が3件です。以上になります。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 事業報告書の39ページの05番の件なんですけれども、公共施設用地の一部として民有地を長期間借り上げ、カッコ11カ所となっておりますが、契約更新に当たっては、地価の変動を考慮し、賃貸料の見直しや土地の買い上げの是非等について検討すること。となっておりますが、これは検討はされているのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 39ページの11カ所について、まず、場所ですね、お答えいたします。

借りているところがまず、役場で一部、駐車場に借りております。

それから、児童館、児童館でやはり一部、駐車場あるいは遊び場等で借りております。

それから、農村公園ということで、木原の城山、あとは水友園、木原の水友園という施設がありますが、そこも一部借りております。

それから、健康農園、これは農園として貸し出しているところですね。そこも、借りているというところになります。

それから、道路でも木原地区に一部民有地を借りているところがございます。

それから学校ですね。それぞれ小学校、例えば木原小のお堀の部分を通学路として借りていたり、安中小の拡張部分、運動場の拡張部分、あるいは、大谷小でも自転車置き場等

一部借りているところがございます。

それから、学校用地でも一部借りております。

それから、文化財の施設として、陸平貝塚関係で借りております。

それから、農林漁業者トレーニングセンター、ここも一部土地を借りております。

それから、村民運動公園、舟子の野球場ですね、ここも一部借りております。

それから、光と風の丘公園、この中にも一部借地がありますので、そこについて長期に借りております。以上が11カ所になります。

この事業が始まる際に、民有地、用地買収あるいはどうしても購入できないところについては、借地ということで始まったものがございます。あと、拡張、どうしてもその土地が必要なので拡張したときに、借りるといような状況でございます。

実際に賃貸契約をする際には、10年、20年、あるいは施設として、建物とか建っていないところについては、地主さんが返してくれというまで、借りているというところもあるんですけども、基本的にはその年数ですね、契約により、年数が決まっております。その年数更新のときに、担当課のほうでは金額の了解、あるいは今後の貸してもらおう状況、その中で、村の買い取りについても打診はしているかと思うんですけども、実際に、事業当初のときに買えなかったと、村としてどうしても貸してほしいというようなことで、借りている土地でございますので、更新の際に、なかなか、どうしても売ってくれというような交渉をすると、地主さんも、貸してもらえないということはないかと思うんですけども、貸してもらえないということになると、施設の的にも大変なことになりますんで、例えば、何年かに1回、契約の前に、契約を更新する際には当然いろいろお話ししているかと思うんですけども、毎年のように売ってほしいというような交渉は、実際にはやってございません。先ほど言ったように、更新する際に、確認しているという状況でございます。以上です。

○委員長（下村 宏君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 丁寧な回答ありがとうございました。買い上げとなると多額の予算もかかりますでしょうから、そこら辺を考慮しながら、順調に進めていただければと思いますのでよろしくをお願いします。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の175ページです。農業費の農業総務費、4番の美浦村物産館建設事業費と、それから5番の小さな拠点形成事業費の中の委託料、建設事業費では、美浦村交流拠点物産館運営コンサル業務委託料として312万3,000円で、小さな拠点形成事業費では、小さな拠点形成業務委託料として248万4,000円、これは財源は地方創生先行型の交付金等が財源になってこの事業が行われていると思うんですが、いろいろこういったコンサル等とか委託料とかあって、ちょっと全体像が理解できていないんですが、特に、建設事業費の美浦村交流拠点物産館運営コンサル業務委託料については、どのような委託

業務だったのか改めて説明していただきたいと思います。

コンサル業務についての、正式な報告があつて、どのような報告があつて、現在どう活かされているのか、かいつまんで概略をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 北出経済課長。

○経済課長（北出 攻君） はい、それでは175ページのですね物産館建設事業費の15番の美浦村交流拠点物産館運営コンサル業務委託料でございますが、こちらにつきましては、運営をやるわけですけれども、その前に、物産館に入れる什器とか、そういうものをまず、いろいろとコンサルの方からアドバイスをいただきまして、この前、全協のときにですね、ご説明差し上げたような物を入れております。

これからにつきましては、運営ですね、どのようにやっていくかというようなことも、アドバイスをいただき、進めている業務でございます。

それから、5番の小さな拠点形成事業費の小さな拠点形成業務委託料でございますけれども、こちらにつきましては、交流拠点をですね、きちっとした、マッシュルームとか、パブリカ等ですね、こちら地域の農産物の直売並びに商品化事業に対する委託料でございます、3月にですね、委員の皆様にも試食をしていただいたというようなところでございまして、それから現在、計画書ですね、こちらを製作をしているというような業務でございます。以上です。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 確認させていただきますが、建設事業費でコンサルタントで什器類等そういった設備についての関する運営ということだったんですが、この間の全協で、図面を示してもらって、什器だとか、あるいは、設備とかされていますけど、当然、昨年度のこれは事業ですから、昨年度からそういったコンサル業務を委託して報告があつたとなれば、もう少し早い段階でのそういった構想ができていたんじゃないかなと思うですけれども、既にもう今回、さきの全協で示された什器類とかの設備関係は、このコンサル業務によって示された内容に沿って提出されておるものなんでしょうか。

それと、小さな拠点形成事業費については、農産物の種類とかそういったこともということだったんですけれども、これもさきの全協で、物産館について、生産者とか農産物の流通とかそういったことについては、なかなか、前回の、全協での物産館については、運営とかについてはなかなか進んでいませんと、いう説明をいただいて、この間の全協では、そういった生産とか流通については、農協のほうに運営の主体を、構想も含めてお願いしていくということだったんですけれども、小さな拠点形成事業の中で、そういった農産物とかそういった流通とか生産とかいうことも、報告があつたっていうか、示されたと考えてよろしいんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 北出経済課長。

○経済課長（北出 攻君） 物産館建設事業費の中のコンサルですけども、こちらにつき

ましては、昨年にコンサルを委託してあるということで、いろいろとですね、コンサルの方と一緒に検討してまいりまして、ことしですね、このようなものでいこうというようなことで、什器とか備品とかそういうものが決定をしたものでございます。

小さな拠点形成事業費でございますけれども、コンサルからのですね、報告でございますけれども、冊子となって役場のほうにはですね提出をされていると、計画ですね、いるところでございます。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） あわせて、物産館建設事業費の委託料で、地域交流館経営診断料として9万9,000円とありますが、これは運営コンサル業務委託先と同じ委託先なんですか。

○委員長（下村 宏君） 増尾総務部長。

○総務部長（増尾嘉一君） 27年の事業ですので、自分、部長としていましたので、診断なんですけれども、農林のほうの補助金をもらうに当たって、経営の診断書をつけなさいよということで、補助金の申請の中の必要な書類の一部になってましたので、これは上の運営のコンサルタント業務委託料と別の会社に診断をお願いしております。

業者の名前忘れてしまったんですけども、上のコンサル委託とは別の業者です。補助金申請のための必要な書類として、その診断をお願いしたということです。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 一般に経営診断料というと、実際に進行中の経営に関する経営診断料という解釈が、私もそういうふうに考えているんですが、去年の農林関係の補助金をもらうため経営診断というと、私の記憶だとほとんど構想段階で、図面もあまり出てなかったと思うんですけども、一体どのような、補助もらう為の経営診断なんですか。

○委員長（下村 宏君） 増尾総務部長。

○総務部長（増尾嘉一君） 当然ですね物産館、農林のほうから補助金をもらうに当たって、その補助金の制度として、実際にですね、建築費用の一部に充てるという補助金です、もらおうとしていたのは、一部ついてはございますけれども、計画自体が、きちっと妥当性があるのかどうかということ、村がたてた計画ですね、当然コンサルの意見も反映した中で村が事業計画をたてたんですけども、その計画自体が、専門の第三者の中小企業診断士だと思んですけども、その方の意見書をきちっとつけてくださいねというのが、その補助金の仕組みの中であつたものですから、それを付けないと補助金の土俵でも上がれないということでしたので、これは別をお願いをして、村のたてた計画が、専門の方から見てきちっと妥当性があるのかどうかという診断をしてもらったということです。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 経営診断の結果としては、村の行う事業、この物産館事業に関してはどのような評価だったのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 増尾総務部長。

○総務部長（増尾嘉一君） これ補助金につける診断ですから、当然出すときには、村の計画は妥当性がある、この計画であれば大丈夫ですよというお墨つきをもらった診断書になっていたと思います。

その中身についてどうだったかというのは、その診断書を見ればですねわかりますので、そこまで必要でしたら、診断書のほう、ちょっと中身を確認させて報告をさせていただくということにしたいと思うんですけども。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） そういわれますと、私自身、理解できる内容の診断書かどうかちょっと私自身も自信ないんですけど、もし、簡単に資料として見られるものであれば、理解できるかどうか参考までに見させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 今、同じ175ページの小さな拠点形成事業の委託したその成果が、冊子があるということですので、それちょっと、もし見せていただけるなら、見せてもらえればなと思うんですけども。

○委員長（下村 宏君） 北出経済課長。

○経済課長（北出 攻君） A4版のファイルに、3冊ほどになっていると思いますので、こちらに、持ってくるわけにもいかないのかなと思うんですけど。

○委員長（下村 宏君） 岡田経済建設部長。

○経済建設部長（岡田 守君） 今のご質問にございました成果品といったところですね、成果品はそういうコンサル業務の、何冊かに分けたやつがございますので、それを見させていただくと、あとこの事業でいろいろをやってございます。

例えば観光のアプリだとか、あとはですね、そのほかに、先ほど北出課長が話の中に出てきましたように、何種類かのパブリカだとか、マッシュルームだとかを使って、6次産品の制作もしてございます。

あとは美浦村の観光ビデオですね、ドローンを使って撮影などもしておりますし、それをホームページのほうに掲載などもしております。

あとは観光地化のそういう計画も作成しているというようなことでございますので、それらをトータルしたものが、この委託料の中に含まれているといった内容になってございます。

ですから先ほどの観光地化の部分も含めた中でですね、そういう成果品で、提出できるものについては、提出させていただくと、こちらで回して見ていただければなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（下村 宏君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 資料については回してもらって、今、部長が言われた内容で使われているのであれば、こういうふうに使われてるんでって内訳みたいなのができるように、ちょっと説明してもらえればなど、提出してもらえればなどと思います。

○委員長（下村 宏君） 岡田経済建設部長。

○経済建設部長（岡田 守君） 了解いたしました。それとですね、今、ちょっと私、説明ちょっと間違えてしまいまして、今、中身がですね、スマートフォンの観光アプリだとかPRビデオ、それらに関しては、地方創生の美浦村観光地化事業と別な観光のほうの事業で行っておりますので、大変申しわけございませんでした。失礼しました。

○委員長（下村 宏君） ほかにどうぞ質問のある方は。

小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 決算書のですね、177ページをお願いしたいんですけども、その中で5番の産地確立推進事業費の中での91番があると思うんですけども、この強い農業づくりに助成金、これ3億5,000万ほど支払っておるんですけども、これの性質とですね、支払い先等々わかりましたらですね、説明をお願いしたいと思っております。

○委員長（下村 宏君） 北出経済課長。

○経済課長（北出 攻君） 産地確立推進事業でございますけれども、その中の強い農業づくり補助金でございますが、こちらにつきましては、パプリカ工場、パプリカ加工所、養液栽培の、昨年ですね出来ました、こちらにつきましては、全体の工事費がですね、約7億7,000万ぐらいだったかと思えます。そのうちの3億5,100万がですね、国費のほうから補助金ということで、補助がまいております。それから、残りの分に関しましては、借り入れているというようなことのようにございます。以上です。

○委員長（下村 宏君） 小泉委員。

○委員（小泉嘉忠君） 農業であっても、パプリカに補助金としてお支払いしたということになるわけですね。

○委員長（下村 宏君） 北出経済課長。

○経済課長（北出 攻君） 国のほうからきておりまして、その分をですね3億5,175万ですね、こちらを全額、会社のほうにですね、振り込んでいると、ハイテクファームのほうですね、こちらに補助を流しているということでございます。

○委員長（下村 宏君） 小泉委員。

○委員（小泉嘉忠君） お支払いした中で、パプリカなどからですね、補助金を出したことに対しての報告、進行状況の報告なんてないんですね。出して終わりということですね。

○委員長（下村 宏君） 北出経済課長。

○経済課長（北出 攻君） はい、年1回ですね、生産状況等々ですね、経営の状況を報告することになっておりまして、ことしもですね、今月に、昨年分の成果どのようになっているかというのを報告をすることになっております。

○委員長（下村 宏君） 小泉委員。

○委員（小泉嘉忠君） 報告受けるということは、自分ら一般にもやっぱりそれなりの報告はあるというふうに理解してもよろしいんですか。

○委員長（下村 宏君） 北出経済課長。

○経済課長（北出 攻君） 議会に対しての報告ということでよろしいんですか。

○委員長（下村 宏君） 小泉委員。

○委員（小泉嘉忠君） そのとおりです。

○委員長（下村 宏君） 北出経済課長。

○経済課長（北出 攻君） 今月ですね、ハイテクファームのほうから、いろいろと資料いただき、報告したいと思っておりますので、大まかなところですね、議会のほうにもご説明をしたいと、この様に思っております。

○委員長（下村 宏君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 私のほうから、分かる、報告を受けている部分でちょっとご報告いたします。早く収穫が終わったのはリッチフィールドのほうで、ことし3年目の報告であがってきております。3年目で450トン、ことしは収穫ができたという報告をいただいております。

初年度のハイテクファームのほうはですね、どうも4割ぐらいがちょっと、最初の年、仕事の、パートさんを使っているんですが、うまく機能しなくて、パプリカの枝が折れたり何かしてしまって、約4割ぐらいが、そうなってしまったような話は受けておまして、ことし200トンいくかなと思いましたが、199トンということで、200トンとってもらってもいいですよという報告がありました。

実質、片方は2ヘクタール、片方は1.58ヘクタールという部分で、4分の3ぐらいの面積なんですけど、それにしても、ちょっと収穫量が、ことしは残念なことに通常の収穫よりは、計画していたものよりは低いという報告を、ハイテクファームもね、この3億5,175万を、国からいただいて事業をしたほうは、なかなか、ことし初年度で思うようにいかなかったということで、今、植えつけをしているんですが約半分ぐらい植えつけは進んできて、去年よりは、手間もくわないで、何とか、11月の半ばぐらいからは、収穫に入れるかなという報告をいただいております。

両方の数字、経済課のほうに合わせて二つの収穫量、金額は別にして数量だけ、後で報告を単年度、また3年間やってきた部分も含めて、議会のほうに報告できるかと思えます。

○委員長（下村 宏君） 小泉委員。

○委員（小泉嘉忠君） 詳細な説明本当にありがとうございます。パプリカは茨城県内でも生産量が日本で一位になるような意識もあるんで、今後も継続的にですね見守って行って、何とかやっぱり村の一つのやっぱり目玉商品として、開発できるような形で応援含めてお願いしたいと思えます。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

石川委員。

○委員（石川 修君） それではですね、決算書の36ページと37ページの、財産収入で不動産売却収入で16万3,500円。これが出ていますけれども、これはどこの土地なのか、建物なのか、内訳について、お願いしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 青野都市建設課長。

○都市建設課長（青野道生君） 石川委員のご質問にお答えをいたします。不動産売却収入の土地建物売却収入16万3,500円でございますが、これについては馬見山地内の村道ということになります。いわゆる払い下げということになると思うんですが、民地がありまして、未供用の砂利道があって、民地の方の畑があって、さらに県道があるというような場所なんです。その中で、民地の方が県道に直接入る道路ができておりまして、現実的には我々としてももう、その道路は現状的にも全く使っていない道路ということになります。いわゆる昔の9尺道路と言われるような道路なんです。そういうことですので、すぐ脇わきに代替えの道路ができるということで、民地の方から払い下げの要望がありまして、村道として機能を損なうようなことはありませんので、その部分について売り払ったということになります。以上です。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 了解しました。続いて質問してもよろしいですかね。

○委員長（下村 宏君） はいどうぞ。

○委員（石川 修君） 決算書のですね、211ページ、教育費、学校管理費の中で、2番目の学校保健管理費のところ委託料13番、室内空気測定検査委託料というのがございますけれども、これは各小中学校があたるかどうか、教えてください。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） こちらの委託料につきましては、小学校3校分でございます。浮遊粉塵等の検査を委託するものでございます。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 小学校3校ということで、浮遊物の検査ということでございますけれども、これはPM2.5とかそういう関係で理解してよろしいですか。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） そこまでの内容をちょっと把握してございませんので、後ほど、報告をさせていただきたいと思っております。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） それは調べてもらって報告してもらおうんですけども、なぜ小学校だけ3校なのか。その辺のこともあわせてお願いをしたいと思っておりますけれども、これは県の指導か何かでやりなさいよということなのか、それとも村単独での事業なのか、その

辺もあわせて、ご答弁のほうをお願いしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 資料がそろってからで結構ですから、ほかの質問まわってもらって結構です。

○委員長（下村 宏君） それでは、回答のほうは後でしてください。

続いて質疑のある方はどうぞ。質疑ありませんか。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 決算書の139ページ、大谷保育所運営費の9番旅費、費用弁償50万っていうのと、あともう一つ、木原のほうもですね、143ページの木原保育所運営費の9番旅費、これはどういう内訳なんでしょうか、あと普通の旅費もあるんですけども、また違うんですか、これは。

○委員長（下村 宏君） 小崎大谷保育所長。

○大谷保育所長（小崎佐智子君） ただいまの竹部委員の質問にお答えします。費用弁償は、一般非常勤の保育士と、送迎バス運転手、あと、栄養士の分です。

○委員長（下村 宏君） 小崎大谷保育所長。

○大谷保育所長（小崎佐智子君） すいません。もう一つ、費用弁償と普通旅費の違いですよね。それは、普通旅費は、私たち、常任委員などの1泊研修の費用です。

すいません。費用弁償は交通費です。一般非常勤臨時職員の。

○委員長（下村 宏君） 沼崎木原保育所長。

○木原保育所長（沼崎公江君） 今の質問にお答えしたいと思います。費用弁償は同じく、大谷保育所と同じく、臨時職員の交通費になっております。

あと、普通旅費は、研修費の旅費に充てさせていただいております。以上です。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 了解しました。だから、大谷保育所と木原保育所と美浦幼稚園のほうの、これ旅費が3万800円と同じなんですね、了解しました。ありがとうございます。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 恐れ入ります。今の関連で申しわけございません。今、大谷と木原の保育所での費用弁償のことがあったんですけども、非常勤職の人数って大谷保育所のほうが人数多いように認識していたんですけども、費用は木原保育所のほうが多いんですけど、これは遠距離から通勤ということによろしいでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 小崎大谷保育所長。

○大谷保育所長（小崎佐智子君） ただいまの質問にお答えします。そのとおりです。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ちなみに、一番遠い方はどちらから通勤されてますでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 小崎大谷保育所長。

○大谷保育所長（小崎佐智子君） お答えします。1番遠いのは、つくば市のほうから来ています。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解しました。遠くから通っていただき、毎日無事故で通勤をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それで、続けてよろしいでしょうか、決算書の225ページで、安中小学校の教育振興事業費の中でですね、11の需用費、3食糧費ということで4万3,080円が計上されておりますが、ほかの大谷とか木原にはこの食糧費っていうのがないんですけれども、安中小では何かイベント、行事的なものでこういうのが出るのか、内訳を教えてくださいたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） ただいまのご質問にお答えします。まず、安中小の食糧費でございますが、これは運動会の来賓の昼食代に充てている費用でございます。

そのほかの学校にもですね、あるのはあるんですが、今すぐちょっとお答えできませんので調べてすぐ。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） 決算書223ページ、お願いします。こちらですね、大谷小学校、教育振興事業費の中の、消耗品というのがあります。これは基本的に運動会の商品等を購入する費用となっておりますので、この中に含まれているものかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 消耗品の中に入っているということは、木原小学校の221ページの木原小学校で、教育振興事業費も11需用費の中の消耗品費の中に入っているという、共通の科目に入っているでよろしいでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） そういうことでお願いします。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） でしたらですね、3学校統一をしていただけたらと思うんですね、安中小だけがこうやって特筆しますと、何かちょっと、ほかのものかなというふうに勘違いしてしまう経緯がございますので、学校関係でいつも帳簿つけていらっしゃると思いますが、どうか3学校をまた美浦中もあわせて、幼小中ですね、あわせて、同じ科目で支出をするような調整はできますでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） ただいま言われましたとおり、適切な処理をさせていただきたいと思います。食糧費でしたら食糧費ということで、させていただきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） それでは、質疑の途中ではありますが、ここで暫時休憩としたいと思います。

2時10分に開始というようなことでお願いをしておきますので、また回答等残っている方は、その時お願いします。

午後1時56分休憩

午後2時10分開議

○委員長（下村 宏君） それでは、委員会を再開いたします。

増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） 先ほどの食糧費の件なのですが、訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

安中小が学校振興費のほうで食糧費を取っております。そのほかの学校ですね、決算書213ページ、上のほうですね、こちら学校管理費のほうで、食糧費がございます、こちらで運動会の賄いをしていたということで、これと同じように、大谷小学校、美浦中学校も学校管理費のほうで計上をしておりました。

これをですね、どちらが正しいかと考えますと、振興費のほうが適切ではないかと思えますので、振興費のほうに変えていくようにしたいと考えております。どうもすいませんでした。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） 続きまして、石川委員の質問でございまして、211ページ、13番委託料、室内空気測定検査委託料の内容でございまして、まず、これは学校保健教育法に基づきまして、学校関係衛生基準というのがございます。その中で、調査をするわけなのですが、エアコン等を使用した場合の中の教室の調査でございまして、二酸化炭素、気流、浮遊粉塵の3つの項目を検査するようになっております。

あわせまして、中学校も同じような内容で検査をしております。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） それでは、ただいま学校教育課長のほうから、空気測定検査委託料につきましては、了解をいたしました。

ただ、これはエアコンのついてない教室、美浦は村内中学校、小学校3校全部エアコンついてますから、エアコンがついているところはしなさいよということなんですけれども、エアコンのついていないところは、その義務はないということで理解してよろしいですか。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） こちらは教室ということで、調査をしております。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） はい、了解です。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 食糧費に関して、お調べいただきましてありがとうございました。振興費でやるかどうかというところで統一していただけるということで伺いましたので、その件は了解をいたしました。しかしながらですね、木原が3万9,026円、大谷小が6万9,000円代、安中が4万3,000円ということで、安中小は来賓の数が多いということですかね。そこだけ確認させていただきます。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） こちらの食糧費の中につきましては、運動会とほかにですね業務の来客用のお茶代とかも含まれておりますので、ちょっと一概にその来賓の数とは言えないと思います。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ただ今の説明で納得いたしました。お弁当にしてはとても高額なお弁当をいただいているのかなというふうにかえって恐縮するものですから。

あとは、来賓の立場からすると、何かいつも余ってしまって申しわけないなっていう気持ちもありますのでね、何とかお弁当の頼む個数がある程度確実にするような方策があると、皆さんももったいないですよ。ですので、何とか出欠確認をとりながら、あまり無駄のないようなお弁当の発注ができますように、議員のほうも協力したいと思っておりますので、参列される方へのご協力もまた促していただければと思います。なるべく捨てないで済むように、努力をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（下村 宏君） 岡田経済建設部長。

○経済建設部長（岡田 守君） 先ほどのご質問にございました、小さな拠点の形成事業につきましては、業務委託の中にごございました、資料、3冊ほどございますけども、それについては、今、回して見ていただいております。

それとですね、経営診断につきましては、今、コピーをとったものを、これからお返ししますので、よろしく願いいたします。

それとですね、交流拠点の物産館の経営コンサル業務委託、これについてのコンサルの資料もございますので、これも一緒にお返ししますので、これもご覧になっていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の153ページです。1番下、保健衛生費の予防費で、扶助費、医療福祉扶助費のうち、養育医療給付費なんですけれども、これは、未熟児とかで普通の出産時よりも、長期の入院措置が必要だったっていう場合の件ですが、事業報告書を見ますと1名となっています。公費負担割合は国2分の1、県4分の1、村の負担割合4分の1でこの金額になっているんですけれども、これは、例えば26年度から引き続き入院して

いたとか、あるいは、27年度以降、28年度にまたがって入院していたとかいう例ではなくて、あくまでも27年度期間内にそういった措置がとられたということでの、給付された金額と考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋利夫君） ただいまの岡沢委員のご質問にお答えをいたします。

養育医療給付費でございますが、医療の給付を行う対象期間というのは、生まれたときより1年ということでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員よろしいですか。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 事業報告書の15ページなんですけども、野球場のラバーは塗装していただいて、すごくきれいになりました。そして、前にバックスクリーンの一部落ちちゃって、それも修理していただいて、一時きれいになったんですけども、今度はまたバックスクリーンが、また落ちちゃったんです、違う部分が。バックスクリーンが落ちてると、野球ですから中心なんで、どうしても中心部が落ちて、この間は、右下のところ落ちたんで、これはこの間の村長の話だと、アンケートをとって、いろいろこれからの恒久的な修理とかについては考えるとのことの話はあったと思うんですけど。バックスクリーンだから、即、直さないとなんないような気がするんですけども。アンケートを待たずしてして、その辺の直さなくちゃならないとこについて、もし、いや、これからも今のとこちょっと我慢しなくちゃなんないのかなと話があれぱと思うんですけど、その辺どうでしょうかね。

○委員長（下村 宏君） 埜口生涯学習課長。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 光と風の丘公園の野球場のバックスクリーンにつきましては、ご存知のように、この間の台風で2カ所ほど穴が開いてしまっているんですけども、それにつきましては早急に応急措置というようなかたちになってしまうんですけども、穴の開いた部分の板を張りかえるというような作業に進んでいるところで、総体的にバックスクリーン自体はもう大分古くなっているんで、そちらのほうの全面的な更新工事というようなかたちで、今、業者さんに見積もりを、来年度以降の3年度計画に載せていこうということで、見積もりを依頼しているところです。現在、穴の開いた部分につきましては、早急に応急措置というかたちになってはしましますが、板1枚分ずつ補修をかけてくというような計画で進めているところです。以上です。

○委員長（下村 宏君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） バックスクリーンは、多分、最初に修理してもらった箇所ももうヒビ入っていると思いますよ。私もしょっちゅう行ってるんで、崩落しているとあんまりね格好いいもんでなくて、結局、県の高校野球のあれで、国体とかなんかでも使うんで、

あんまりこう、村のイメージ損ねっちゃうのかなっていう部分もあるんで、修理しても、修理しても、何かあるとそっちこっちにセンターのところは抜けちゃうのかなと思ってるんで、3年計画の中でいれてくれるということなので。それはもう、了解しなくちゃいけないのかと思うんですけど。

それとあと、スコアボードについても、そろそろもう、ボード中で、部品がないとか何とかっていろいろ聞かされているので、その辺もアンケートの中で、いやそんなものは村の野球場だから必要ないよとかいうような話が出るかもしれないんですけども、村の施設の中では、つくったからにはある程度恒久的に考えていかなきゃならないと思うので、その辺もあわせて、今後検討していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 埜口生涯学習課長。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） はい、わかりました。スコアボードにつきましても、事業計画に載せまして、順次進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 決算書の177ページ、農業費、農業振興費の中の、畜産費の中の、2畜産振興事業費2万3,020円が計上されておまして、事業報告書の101ページにですね、その説明が書かれているんですけども、伝染性貧血検査で379頭って明記されているんですけども、これは村内で飼われている牛や豚とか、そういう畜産関係ですけども、村内全部の畜産に実施されたものなのか、また、あと実施されて、その結果というのはどのようなになっているのか、把握をされていましてら教えていただきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 北出経済課長。マイクましてください。

○経済課長（北出 攻君） 畜産費のですね、これ馬と牛に関してのですね、伝染性の貧血検査というものをやっております。大変失礼しました。馬のですね、伝染性の貧血検査というものをやっております、こちらにつきましては、制度の改正によりまして5年に1度に行うというようなことになっております。

それですね、27年度につきましては、379頭につきまして、この伝染性の貧血検査というものをやっております。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい、了解いたしました。牛や豚だと思っていましたら馬ということで、この馬というのは競馬会とはまた別の馬ですよ、牧場とか、じゃなくてほんとの畜産関係、そうですか。そしたら、競馬会の全ての馬ということで認識してよろしいか。また、再度お尋ねしますが、その結果、どのような結果になっているか教えてください。お願ひします。

○委員長（下村 宏君） 北出経済課長。

○経済課長（北出 攻君） 馬につきましては全頭になるんですが、これがですね、前は毎年やっていたものがですね、法の改正によりまして5年に一度ということに変わっております。その影響で379頭、昨年度はやったということでございまして、その結果としては、異常なしというなことでございます。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 申しわけございません。周りからの確認もございまして、競馬会の馬2,000頭とかね、多いかと思うんですが、5年に1回ということで、結局、順番でやっているのか。昨年まで毎年やっております、27年度から5年に1回ってなったということで、この馬の選定っていうのはどのような順番で検査受けられているか教えてください。

○委員長（下村 宏君） 北出経済課長。

○経済課長（北出 攻君） 多分、競走馬というのは2歳馬くらいからなるかと思えますんで、その中でやってない馬が対象になってくるかと思えますんで、それが5年間、もし2歳馬であれば、今度7歳馬、8歳馬になったときに、もう一度診断しなくちゃならないと、検査をしなくちゃならないというようなことになってくるかと思えます。

競馬会だけじゃなくて、こちらにもおりますので、牧場等ですね、そちらも、対象になってくるかと思えます。

○委員長（下村 宏君） 増尾部長の方で何かフォローすることあれば。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 今の課長の答弁なんですけど、おそらく競馬会の馬ではないとは思いますが。私、そこの仕事を携わってたんです議員になる前に。毎年定期検査で伝貧検査は全頭やりましたので。

○委員長（下村 宏君） 増尾総務部長。

○総務部長（増尾嘉一君） 今、課長のほうからですね、法律の改正がありましたということで、今度5年に1回やればいいですよ。今、山崎委員おっしゃるように、自分、担当してたときも、経済課にいたときも、毎年やりました。競馬会の方と協力して全頭。そのときは毎年全頭やらないといけないですということなんで、外にいる牧場の馬も全部やりましたし、トレセンの馬も毎年やりました。

法律が変わって、379頭というのは多分、2歳馬であれば前の年にやってるんで、生まれて1年たってないものについて、美浦にいたのが379頭だと多分思います。

そういうことで法律が変わったのは、ほとんど発生がないということで、多分5年に1回でいいでしょうということで、法定伝染病になってるんで、きちっとやらなければいけないという法律で決まっている検査です。それが5年に一遍になったと、それが379頭だということかと思えます。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） 事業報告書の99ページなんですけど、経営所得安定対策事業の中で、産地づくり助成金として4,388万9,197円となっておりますが、これの使い道についてちょっと教えていただければと思うのですが。

○委員長（下村 宏君） 北出経済課長。

○経済課長（北出 攻君） こちらは、転作の補助金となっております。麦とか、大豆とか、蕎麦等々ですね、こちらで出してございまして、そちらに対する補助金として使っているところがございます。

○委員長（下村 宏君） 葉梨委員。

○委員（葉梨公一君） これ、対象面積はどのぐらいになります。

○委員長（下村 宏君） 北出経済課長。

○経済課長（北出 攻君） 99ページにあるようにですね、ここに入っていないので、作付面積、今のですね、蕎麦等々の作付面積、調べまして後ほどご報告申し上げたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 事業報告書の51ページなんですけども、交通弱者対策でデマンド型乗り合いタクシーの登録者数が、3地区に分けて登録されております。

これに基づいて、利用状況、下のほうに1位から6位までありますけども、これの、地区別の登録者数ではなく、実態の利用実態がお手元のデータとして上がっているかどうか、教えていただきたいなというのと、あとは1位の病院等、3位のスーパーという、これの内訳がちょっとわかればありがたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 松村委員のただいまの質問なんですけれども、1位の病院等は村内の病院でございます。2位が東京医大と、1カ所のみでございます。スーパーにつきましては、村内のスーパーということで、ヨークベニマルあたりかなと。あと個人商店もあるんだろうけど、その辺はちょっと把握してございません。

○委員長（下村 宏君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 先ほどの1位の病院等、これは村内の小さな病院なんかも点在しているんで、この辺の利用がどうなのかなということが知りたかったんですね。

中央病院以外で小さな病院多々ありますので、それに伴って先ほど1番に申し上げた、利用実態、これはどこから、どこ発が多いのかなというのが知りたいんですね。もしそれがあれば、登録数はこれわかります、一目で、ただ実際に使っているのが、出発がどこが要望が多いのかなという、これ今後の循環バスなんかにも、データにも絡んでくると思いますんで、この辺はちょっと精査する必要があるのかなと思うんで。もしわかればすぐじゃなくて結構です。いかがでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） ちょっと利用実態につきましてはちょっと把握してないんですけれども、デマンドタクシーっていうのは、基本的に自宅から希望する病院なり商店なりの駐車場までというかたちの運行体制になっているということでございます。

○委員長（下村 宏君） 松村委員。

○委員（松村広志君） おっしゃるとおりです。ですので、どこ発なのか、そのニーズがどこに集中しているのか知りたいので、それをちょっとわかる限り後でお調べいただきたいなということなんです。延べで結構です。これは同じ人が結構頻繁に使うということあり得ると思うんで。ただその実際使っている実態ですので、それが知りたいなというふうに思うんで、可能な限り、ちょっと後で、教えていただければというふうに思う次第です。

あともう一つ続けてよろしいですか。

○委員長（下村 宏君） はいどうぞ。

○委員（松村広志君） 同じく53ページの、真ん中あたりですね、中間の美浦村難病者支援費支給で、前期、後期、前期は66人、後期71人となっております。これ月3,000円の支給が半年ごとの支払いなんですけれども、これ後期71人になったのは、指定の難病の数が、国の策定の増加に伴うものという解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） そこまでの把握はしてないんですけれども、異動によるものとか、そういう部分も含まれているかと思います。

この難病につきましては、去年の7月から新たに追加されまして、306の疾病が認定されたということでございます。

○委員長（下村 宏君） 松村委員。

○委員（松村広志君） おっしゃるとおりだと思います。通年でこれ5人ふえるっていうの、私の記憶ではちょっと多くなっていう気がしたので、それでちょっと気になったものでお聞きいたしました。後でわかれば、後で教えてください。お願いします。

○委員長（下村 宏君） はい、今、松村委員からありましたようにですね、増えた理由と、それから、地区どこから乗ったか、配車表を見ればだいたい整理できていると思いますので、その辺は後で返事をください。

林委員。

○委員（林 昌子君） ただいま松村委員からの質問に対して、いろいろ資料のご準備をされるということですので、私のほうからもちょっと関連でもう一つお願いしたいのが、事業報告書の51ページ、交通弱者対策ですけれども、この登録者人数は、地区ごとの人数はわかるんですけれども、その利用者数2,812人ってありますけれども、1日平均11.7人って、そんなに多くないような気がいたします。結局この登録者635人のうち、実利用者数というのは把握されてますでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長(秦野一男君) 資料のほう戻って調べてみたいと思います。すみません。

○委員長(下村 宏君) 林委員。

○委員(林 昌子君) そうしましたら、実利用者数と合わせてですね、どの時間体に利用されてるかというのをおわせて教えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長(下村 宏君) 葉梨委員。

○委員(葉梨公一君) 先ほどの面積なんです、北出課長、100ページの下の段に記載してありましたので、了解しましたので、ありがとうございました。

それで、これは、保全管理とかそういったものは対象外でございますよね。

○委員長(下村 宏君) 北出経済課長。

○経済課長(北出 攻君) 転作内容として、保全管理115.2ヘクタール、こちらがですね、入っております。

○委員長(下村 宏君) 葉梨委員。

○委員(葉梨公一君) これもとりあえず対象内ということでございますか。特例作物、調整水田、加工米、景観形成作物とありますが、これも全部含めての産地づくり助成金の対象内ということになってよろしいでしょうか。

○委員長(下村 宏君) 北出経済課長。

○経済課長(北出 攻君) この中の保全管理、すみませんでした。失礼しました。保全管理だけは、これは対象外ということになります。失礼しました。

○委員長(下村 宏君) 葉梨委員。

○委員(葉梨公一君) ありがとうございます。

○委員長(下村 宏君) 岡沢委員。

○委員(岡沢 清君) 決算書の51ページ、歳入、雑入の80番で、図書破損及び紛失時弁償代とありますが、この弁償する金額というのは、その購入時っていうか、図書が出版されたときの時価なんですか。それとも、そうでないとすればどのようにこの弁償代っていうのを、金額を決定するのでしょうか。

それと、図書室には結構古い文献があつて、なかなか入手が困難な文献もあつたりするんですが、そういった場合には弁償では賄えないということもありますけれども、そういった場合にはどのようにするのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○委員長(下村 宏君) 埜口生涯学習課長。

○生涯学習課長(埜口哲雄君) 図書破損及び紛失時の弁償代ということで、1,800円のほふの収入があつたわけですけども、こちら1冊分の値段ということで、失くされた本を購入するための費用として、時価で弁償していただいたというふうには記憶はしております。

○委員長(下村 宏君) 岡沢委員。

○委員(岡沢 清君) 例へばですね、ブックオフとか古本屋なんかで購入可能で、文庫

本であれば200円ぐらいで買えるもの、1,000円もするものが、時期が経っていれば200円で買えるものもあるし、単行本でも半額以下で買える場合もあるんですけども、あくまでも購入時の時価というのが基本原則と考えてよろしいでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 埜口生涯学習課長。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 私も詳しくはわかりませんが、ブックオフとかそういったところの値段では、一般の個人的に楽しむ図書の購入になると思うんですけども、図書館では一般に広くいろんな方に貸し出しする図書となりますので、一般の図書額よりは、高額な費用で購入というかたちになっております。よろしいでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 先ほど質問させていただきましたが、購入というか、新たな入手が難しいというパターンもあると思うんですが、そのような場合はどのようにするのですか。

○委員長（下村 宏君） 埜口生涯学習課長。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 図書の内容によりましては、新たな購入等そういったものが難しい部分があるかと思えますけども、その辺につきまして、図書担当のほうと改めてちょっと聞いてきますので、きょう公民館のほう休みのものですから、あすの回答ということで、お願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 一応決算に関することですが、その金額にかかわることじゃなくて、私の場合はこういったパターンの場合はどうするのかっていう、参考までにお聞きしましたので、あすまでですとか、そういうこと期限、何か、生涯学習課長とお話する機会があったときでも結構です。よろしくお願ひします。

○委員長（下村 宏君） 埜口生涯学習課長。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 申しわけありません。訳が分かるようなかたちで調べておきますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） さらに同じページの83番で、公共施設破損時弁償代、金額は1万円ですけれども。これは具体的にどこを破損して、どのような行為で破損したのか、不可抗力であっても過失であっても、弁償をとるといふものなんかを聞かしてください。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 通常、施設を利用された方が例えばガラスを割ってしまったとか、故意に何かをやってしまったというときに、その実費分をいただいております。

この1万円につきましてはちょっと、今、歳入、この施設のこの弁償代だよというのが、ちょっとわかりませんので、後ほど調べて、確認いたします。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） ページ数は示しませんが、どの科目を見ても、自治体クラウドサービス利用料、これ、ケースが多過ぎて総額幾らになっているのかわからないんですけども、自治体クラウド導入時点から、例えば県内で同じデータセンターに接続して、自治体クラウドシステムを導入する自治体の数によって、そういったコストがかなり変わるだろうと。

特にセキュリティー部門なんかでも、1台3,000万もするサンドボックスがあればいいんだけども、なかなか一つの自治体だけでは大変だとか、情報担当からも聞いているんですが、クラウドサービス、実際には、県内ではふえていないような状況だとは思いますが、村のほうでもっと県内でそういった同じデータサービスを共有する自治体がふえるような、そういった方向性に向けていくことはできないんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 岡沢委員のご質問にお答えいたします。美浦村で予算書に載っています自治体クラウド事業については、基本的には美浦村としては茨城計算センターで現在やっているものについて、クラウドということで使用しております。

実際には、クラウドといいますが、複数の市町村、例えば美浦村とそれ以外の市町村で組んでというか、お互いに契約も一緒にやりましょうよというものが、最終的なクラウドになるかと思うんですけども、現時点では美浦村も含めて茨城計算センターでやっている市町村については、広域とか2市町村、あるいは複数の市町村でやっているというものが現在ございません。

ただ、今後の流れとしましては、やはり市町村で同じようなシステムを使っているというのがございまして、市町村でも、あるいは県でも、その複数の市町村にまたがったクラウドをなるべく導入してほしいと、国もそういう指針を出しております。

ただ、なかなかですね、美浦村に関しては、皆様のご存じのとおり、昨年度TKCから茨城計算センターに変わっております。ただ、その前にも、逆に茨城計算センターからTKCに戻ったときがあります。美浦村としては、何回かそういうことを経験してますので、システムの変更は、ある程度、その機能によって取りかえますよということができているんですけども、ほかの市町村だとなかなか基幹系業務、住民票ですとか、税ですとか、その辺のものについては、変更したことがないというのが実態でございございます。

その中でTKCでやっている自治体が、一緒にやりましょうかというような中で、そのグループをつくってクラウドをしましょうということで、そちらのグループは進んでおります。

美浦村としても、経費もどんどん上がってきますし、同じシステムは、各市町村で多少市町村によって今は違いがあるんですけども、そういうものについてもある程度標準化して、複数の自治体とやっていきたいと考えております。

なかなか他の市町村、首町さんがいまして、その下に担当者がいまして、さらに、整備の年度、例えば美浦村では昨年変えましたけども、その整備する年度も違っております。

そういったものを市町村で持ち寄って、何年度にどういうことで整備しようかということで、今後ですねそういう動きは出てくるかと思えます。美浦村でも、なるべく多くの市町村に、こういうことやりましょうよということで、声を掛けていきたいと考えておりますので、すぐに隣の市とか、あるいは、町村でまとまってできるというのは、すぐにはできないと思うんですけども、複数の自治体で整備する本当のクラウドという事業に、最終的にはなるように、打ち合わせをしていきたいと考えております。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 自治体クラウドという構想そのものが総務省が号令かけて、最初に北海道とか九州で実証実験をして、実際に自治体が取り組み始めたものなのですが、最初の構想自体が、日本全国自治体クラウドで網羅するという、総務省の構想があったわけなんですけども、総務省のほうではそういった動きは全然見えないという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 岡沢委員の、今、クラウドについてはですね、美浦村もTKCから、今、茨城計算センターに移ったんですけども、いろんなインターネットと自分たちの使っているデスクトップのパソコンが、外部から侵入されるということで、別にしなさいということで、それぞれインターネットを使うのと、庁内のシステムを分けて、この庁舎の2階にもインターネット専用のデスクトップを何台か置いてということで、皆さん使いづらいということで、今、庁内で使っているデスクトップでインターネットも使えるようなシステム、ミラージュワークスアイデスクっていうのを、実際は、韓国のベンチャーが立ち上げたやつなんですけど、それを美浦村は、今、入れています。

その指導をしてきたのが日立ケーブルという、日立電線の会社のシステムのほうなんです、NECとか、富士通とかいろんな、日立もあるんですけども、これが一番、今、利用する中では安全で使えるだろうということで、美浦村が今よそに先駆けて、自治体では初めて使っているのかな、全国で。民間ではもう、そういう、ミラージュワークスっていうのは、もう病院関係でも、個人情報が入ってるんで、とっくにもう利用しているところがあるそうです。

TKCでやっているのが、今、五霞町とかすみがうら市と那珂市と常陸大宮市かな、もう一つあったかな。5カ所くらいでクラウドを立ち上げました。一緒について話があったんですけど、どこが1番安全なのかっていうのは、県のほうも指導は幾つか示した中で、それぞれの自治体がやりなさいと、どれを選ぶかは自分たちで考えなさいというふうなことでやってきているんで、なかなか一本化をしてないというのが現状です。

できれば幾つかの自治体がまとまれば、それこそ経費も安くなるというふうに思うんで、

先ほど平野課長が言っていましたように、いろんな経費削減の部分で、それぞれの担当者が同じような学習をして、メーカー、ベンダーを呼んで、どこが一番いいのかというのは、情報化、システムをやっている各市町村の担当者が、同じように勉強していかないと、先に進まないというふうに思うんですよね。

実際、美浦もTKCにかえる前は、茨城計算センターでやってまして、当時、こういうシステムに払ってるお金は1億ぐらい払っていたんですけども、思い切ってTKCに変えたら、値段が下がってきたということもあって、やはり職員もそういう、どこを利用していけばコストが下げられるか、また一つの自治体で契約するよりは、幾つかの自治体とあわせて利用すればもっと安くなるだろうということで、今、阿見町のほうにもちょっと担当にも向けて、一緒に勉強会やりましょうということでお話してございます。

県南、今、市はちょっとみんな大きいところあるんで、それぞれ予算もたくさん持っている部分もあろうかと思うんですが、町村ではなかなか、億近い金を出すってなかなか大変なんで、できれば小さいところでもまとまって契約できれば、安くなるだろうということで、今、阿見町さん、利根町、河内町、それと茨城県の中で一緒に災害協定を結んでいる茨城町にもちょっとお話をし、町村間でそういうものが一緒に利用できる、そうすれば、大きな市にも対抗できた値段でできるんじゃないのかなということで、やろうということで、なかなか、首長さんもやれていうところばかりではなかなかなくて、この金に本当にシステムの金ってわかりづらくて、見えないところでたくさんお金が出てっちゃうという部分がありますから、きょうは、決算書の中で不明なものもありますけども、来年、再来年度に向けては、コスト削減では、その辺は自治体同士で、一緒に利用して下げていくという部分は、これからは、本来であれば県が指導してくれて、まとまって下げてくれるってのが、本来なら一番いいんですけども、なかなか県もそこまで動かない、だから、ちょっと困っているところはあるんです。ですから、できる近くの自治体の小さいところで、まず話し合いを進めていきたいなというふうには思っております。

○委員長（下村 宏君） それではですね。質疑の途中でありますけども、ここで暫時休憩としたいというふうに思います。

なお、資料提出等のあるものについては、次の質問の中で、皆さんの方から出していたら、あすの朝ってというようなことができますので、よろしく願いをしたいと思っております。

それでは、15分再開をいたしますので、よろしく願いをいたします。

午後3時02分休憩

午後3時17分開議

○委員長（下村 宏君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 申し訳ございません。決算書の51ページです。

雑入の中の番号が83番、公共施設破損時弁償代ということで、これの弁償をされたものについてお答えいたします。

これは昨年度、郷中地内のカーブミラー、こちらに自動車がぶつかってしまいました。その方が、その分を弁償するというので。実際に1万円以上掛かってるんですけども、その方、保険にも入ってなくて、分割払いで納めるというなことで、昨年度1万円をいただいております。今年度も、残りがあるかと思っておりますけども、そのカーブミラーの弁償代ということになります。以上です。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 重ねて細かいことですが、その場合はその方が自ら弁償することだったんですけども、公共施設といえば例えば中央公民館とか、先ほど窓ガラスを割った場合とか言ってましたけども、あるいは視聴覚機器であるとか、壊してしまった場合は、生涯学習課のほうから破損を、どう実態を、その場で使った場合にはこれだけかかるから、掛かった金額、修理、あるいは交換にかかった金額というものを請求しますよと、それで、払いますねと確認みたいなものが交わすという、全てがそういうケースになるかどうか、そういう前提と考えるとよろしいでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 基本的には、今、岡沢委員がおっしゃったように、その使う方が破損された場合には実費をいただくと。ただ、それが状況によって、どういう状況でそれが壊れてしまったのかによって、実際の直す金額を払ってもらう場合もありますし、あるいは村の責任、例えば村の管理が悪かったとか、古くなってきて壊れてしまうケースもありますし、あとは、例えば子供たちが普通に使ってたんですけども、当然大人と違いますんで、たまたま壊してしまったとか、そういうケースがありますんで、最終的にケースバイケースなんですけども、基本的には壊した方がその修理代を出すということで対応しております。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

石川委員。

○委員（石川 修君） 休憩前にですね、岡沢委員の質問に関連するんですけども、一般会計の自治体クラウドサービス利用料なんですけれども、ざっくり私が計算しますと4,500万余りになると思います。そのほかに美浦村教育クラウド事業費で2,200万、それからパソコンリースとかもろもろ入れるとかなりの金額になります。

パソコンとか教育クラウド事業費はともかくとしてですね、一般会計のざっくりの計算ですけども4,570万あるんですけども、各課によってそれぞれ事業内容によって、数字は違うんですけども、クラウド利用料については、それぞれ課が直接予算を茨城計算センターと折衝するのか、それとも1本で企画財政のほうで契約をするのか、その辺をちよっ

と伺いたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 石川委員の質問にお答えいたします。村では、先ほどの質問で申しましたとおり、昨年度、前やっていたTKCから茨城計算センターへと移行いたしました。その際に、各システムを入れた場合に、総額で幾らになるかというのをもらって、それも評価の対象にして、最終的に茨城計算センターになった経緯がございます。

各システムについては、担当課のほうで、こういう内容ではないとだめですよというのがあるんですけども、総額としては企画財政課でまとめてしております。

ただ、毎年度ですね、例えば法律の改正があつてこの部分がちょっと変わりますから、この分の経費はまた別途にかかりますよ。このシステムについても入れるか入れないか、当然各課での判断がありますので、各課でのシステム、どういうものがあるか、入っているものに変更を加えるときもありますので、総額として企画財政課でまとめて契約をして、それぞれシステムについて、その割り振りがあつたものについて、そのシステムの内容の変更により、上がったたり下がったりすることはあります。

ただ、今、言ったように基本的には総額で契約して、個別に各課でそのシステムの内容は見ているというような状況でございます。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 一括で企画のほうでやっているということでございますけれども、先ほど村長からクラウドについて答弁がありましたけれども、茨城計算センターは茨城県の出資してますよね。村は出資はしてませんですね。そういうことで村長の答弁の中に入りましたように、同じ県内の町村同士がですね、連携してですね、このクラウドに参加してもらえば、単価も少しずつ安くなるのかなと、私も想像はしてはいますが、ぜひともその辺は、村長のリーダーシップのもとですね、各町村と連携をしながらですね、早目に、よその町村も茨城計算センターのほうへクラウドをしてもらおうような方向で、ぜひとも早急に進めていただきたいと思っておりますので、その辺村長の答弁、伺います。

○委員長（下村 宏君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 石川委員のですね、クラウド化に向けて、それぞれ単独の自治体でやるというよりも、県の自治体の大きなところは計算センターを立ち上げるときに、一緒に立ち上げた自治体もありますし、今、石川委員の方から言われたように、ある程度小さいとこ単独で契約するよりも、ある程度固まって契約をすれば、相手も大きな物件になると思いますので、その辺、首長だけの判断と、また担当者の判断も必要となってくると思っていますので、その辺を理解をしていただきながら、担当者の勉強会を、メーカーを呼んで、また、プレゼンもしていただいた中で、茨城計算センターよりもいいものがあるのか、またNECとか、日立とか、そういうところも、富士通などもありますから、そういう中でプレゼンをしてもらって、利用しやすい、安い、安全という部分を確かめながら、やれ

ばいいかなと思って、できるだけ資料をもとに呼びかけをしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） そういうことで、ぜひ、前向きに検討していただくようお願いを申し上げます。ただ、安かろう悪かろうでね、情報が漏れたりなんかすれば一番困るわけですから、その辺は十分に検討していただくようお願いをしておきます。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 先ほどの松村委員の難病患者支援費でございますけれども、5人増えた要因といたしましては、新しい病名で2人増えております。それから、

○委員長（下村 宏君） 課長。ページ数を指示して、言ってください。

○福祉介護課長（秦野一男君） 53ページです。すいません。事業報告書53ページでございます。難病支援者支援費支給の部分でございます。先ほど松村委員からご指摘いただいた、5人増の理由は何ですかということでございました。

調べてみた結果、要因としては、新しい病名で2人増えております。それから、申請漏れが3人ございました。この5人でございます。

新しい病名につきましては、一つがウィルソン病、それから、もう一つがエーラス・ダンロス症候群というようなちょっと、そういうような病名でございました。

それから、松村委員と林委員のほうから交通弱者に対しての質問がございましたけれども、今ちょっと調べている最中でございます。できる限り調べまして、あしたにできる限りでご回答させていただきたいと思っております。

ただ、今、現在、10人乗りのワゴン車1台と6人乗りの乗用車1台フルに動いている状況でございます。順調に営業されているのかなというところでございます。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑のある方は、はい、あした提出するということになりますので。

石川委員。

○委員（石川 修君） それではですね、事業報告書155ページ、美浦村相撲場のことなんですけれども、大会や練習での利用がなく、あわせて近年は老朽化が進行しているということでございますけれども、これは以前に、多目的のところにある相撲場なんですけれども、これはもともと愛宕神社の境内にあったものですけれども、昔は自衛隊さんとか、地区の若い衆が地元の五穀豊穰とか家内安全を祈りながら、大勢の人に参加してもらって、相撲をとっておったんですけれども、それがたまたま前々村長あたりのときですか、いわゆるバブルのころなんですけれども、下へ相撲場おろして現在に至ってはおるわけでございますけれども、実際にですね、町内の若い衆も、もう相撲はとりませんよと、雨ざらし

で、一度、何年か前ですか、村の施設なんだからあそこもういっぺん整備したらどうかということで、以前は土俵を整備したところではございますけれども。現在はもう棟がですね朽ち果ててですね、雨漏りをしているような状況の中で、いずれ、来年度の新年度予算編成になるかと思っておりますけれども、私はそろそろあの辺は取り壊すしかないのかなと、私は地元の人として、寂しいことは寂しいんですけれども、あのまま放置して、利用しないまま置いたら、あれはやっぱり処分するしかないのかなというふうに思っておりますけれども、担当課長はどういうふうな考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 埜口生涯学習課長。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 石川委員の質問にお答えします。木原の農林漁業者トレーニングセンター地内にあります相撲場でございますけれども、ご存じのとおり、老朽化で使えないという状態が数年前から続いているという状態で、体協のほうの相撲部、また木原地区の愛宕相撲ということも、昔、開催されていたようなんですけれども、現在は、そちらのほうでも使用されないということを受けておりますので、今後、村のほうとしましては、老朽化も進んでおりますので、取り壊しの方向で検討を進めていかなければならないと考えておるところです。以上です。

○委員長（下村 宏君） そのほかに質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の255ページです。社会教育費の文化財保護費で、18番、備品購入費、図書購入費で18万4,158円となっています。

これはどのような、図書、文献を購入されたのかお聞きしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 埜口生涯学習課長。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） ただいまの岡沢委員の質問にお答えしたいと思います。備品購入費の図書購入費としていたしまして、18万4,158円ということで計上されておりますが、図書としましては6件分の図書を購入しておるわけなんですけれども、その中で、「常陸國信太郡安中郷絵地図」というかたちの本が、水戸の古本屋のほうに出回ったということで、こちら16万2,000円の図書を購入した部分で、高額な図書購入費となってしまったものです。以上です。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 文化財に関する図書ですから、高額なのは当然だと思っております。

あともう一つの文化財に関連してなんですが、事業報告書では147、148ページです。147ページのアルファベットのgで、文化財庁舎管理、この中で「村絵図調査」専修大学所蔵と書いてあります。これは私ちょうどこことしになって文化財保護審議会に傍聴させてもらったときに、実物を見せてもらったやつなのか、それとも別のところからもらってきたかわかりませんが、いずれにしても、中央公民館図書室で美浦村史って本を見ても、村絵図なんて細かくて小さくて、虫眼鏡やってもよくわかんないような村絵図しか載っていない

ですけれども、江戸後期の鮮明に見える、あのときにこんな村なんて実際あったんだとか、牛込村とか八井田村とか書いてあって、当時の状況がよくわかるんですけども、その話と次のページにアルファベットのhで「展示」となってますが、そういう貴重なものを、やっぱり多くの村民の方に見ていただくために、村絵図もそうなんですけど、あのとき永巖寺の「虎の刺繍」の修復したと言われてましたけれども、私も実物を見てないんですけど、もし、可能であればそういったものを、文化財センターとかあるいは中央公民館で何か縄文フォーラムがあったとき、そういうイベントがあったとき、そういういろんな人が見られるような展示っていうのはできないんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 埜口生涯学習課長。

○生涯学習課長（埜口哲雄君） 今後、村にかかります文化財の資料につきましては、当然、所有者等もおりますので、そちらのほうと調整しながら、借り受け出来て展示等できるものにつきましては、文化財センターのほうで展示のほうを考えていきたいと思っております。以上です。

○委員長（下村 宏君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

林委員。

○委員（林 昌子君） 決算書の119ページ、民生費の社会福祉費、老人福祉費の中の、6、在宅福祉事業費の中の、13、委託料、ひとりぐらし老人愛の定期便事業ということで、毎年、山本元議員がご質問していたわけですけども、継続をして伺いたいと思うんですが、これ当初予算では、15名分を予定しております、今回の事業報告書では51ページに12名分で4,074本を配布したということであったんですけども、当初予算の説明のときにですね、ヤクルトだけではなくて、老人クラブや新聞配達委員の方とか、生協パルスシステムとか、いろんな方に加えて、配食サービスの民生委員の方へもPRをして見守りをお願いしたいというご説明がございました。

実際に、70歳以上のひとり暮らしでするので、やっぱり孤独死等も心配されますので、その分、15名予定が12名になりましたけれども、実際に見守られてて、皆さんご健勝でいらっしゃるのか、見守りしながら皆様のご意見っていうのは、どのように把握をされてるかちょっと実態を教えてくださいたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） この事業はヤクルトを配りながら、見守りをするというようにございまして、実際家にいなければヤクルトは配達しない、また時間を改めていくとか、そういうことで必ず本人に渡すということで、身体状況とかそういった部分まで見ていただいております。当然、70歳以上たくさんいるんですけども、希望でございまして。こちらでもある程度優先順位的なものをつけて、この方は必要だろうというのを、民生委員さんに証明をいただいているところでございまして。

それとは別なんですけれども、これで賄い切れないというようなときには、緊急通報システムのほうも整備しておりますので、そちらのご利用をお願いしているところでございます。以上です。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 多岐にわたる見守りをしていただいているかと思っておりますので、本当に敬意を表したいと思います。実際にですね、配付しながら、またヤクルトもそうなんですけど、ほかの方も見守られて12名の方、見守られている中で、なんか課題とか、今後こういうところが必要だなとか、そういうもの、問題点とかそういうものは出てきているのでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 独居の方に関しましては、うちのほうで要援護者のほうの登録等も随時行っておりますので、それとあわせて見守っていきたいということで考えております。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） ぜひよろしく願いいたします。それで、その次の工事請負費のほうなんですけれども、今、くしくも課長が言われました緊急通報装置取付工事なんですけれども、実際に、緊急通報システムを取りつけるときに、意外と柵の上、ある程度高いところに設置しているようにお見受けするんですけれども、実際に何か具合が悪くて倒れたときには、上にあったらボタンを押せないよって言われたんですね。そういうようなところ、今、設置場所はどのように設置されているのか教えていただきたいと思っております。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） この緊急通報システムはN T T回線のみでございまして、個人用のペンダント用の通報装置も皆さん持ってるかと思いで、家の庭程度でしたら使えるかと思っております。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

それではですね、審議が始まってから約5時間近く経過しておりますので、この辺で審査のほうですね、延会をしたいというふうに考えておりますけど、ご異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

本日はこれで、延会をすることに決定をいたしました。

本日はこれで延会とします。

ご苦労さまでした。

午後3時43分延会

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 3 号)

平成28年9月13日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第16号 平成27年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 2) 議案第17号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 3) 議案第18号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 4) 議案第19号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 5) 議案第20号 平成27年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 6) 議案第21号 平成27年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 7) 議案第22号 平成27年度美浦村水道事業会計決算認定の件
- 8) 議案第23号 平成27年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

1. 出席委員

委員長	下村	宏君
副委員長	林	昌子君
委員	松村	広志君
〃	竹部	澄雄君
〃	葉梨	公一君
〃	小泉	嘉忠君
〃	塚本	光司君
〃	岡沢	清君
〃	飯田	洋司君
〃	山崎	幸子君
〃	椎名	利夫君
〃	小泉	輝忠君
〃	石川	修君
〃	沼崎	光芳君

1. 欠席委員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島	栄 君
教 育	長	糸 賀	正 美 君
総 務 部	長	増 尾	嘉 一 君
保 健 福 祉 部	長	松 葉	博 昭 君
経 済 建 設 部	長	岡 田	守 君
教 育 次	長	堀 越	文 恵 君
総 務 課	長	飯 塚	尚 央 君
企 画 財 政 課	長	平 野	芳 弘 君
税 務 課	長	中 澤	真 一 君
収 納 課	長	菅 野	真 照 君
住 民 課	長	武 田	すみ江 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課	長	大 竹	美 佐 子 君
福 祉 介 護 課	長	秦 野	一 男 君
健 康 増 進 課	長	高 橋	利 夫 君
国 保 年 金 課	長	桑 野	正 美 君
都 市 建 設 課	長	青 野	道 生 君
経 済 課	長	北 出	攻 君
生 活 環 境 課	長	石 神	真 司 君
上 下 水 道 課	長	山 口	栄 美 君
学 校 教 育 課	長	増 尾	利 治 君
生 涯 学 習 課	長	埜 口	哲 雄 君
幼 稚 園	長	鈴 木	美 智 子 君
大 谷 保 育 所	長	小 崎	佐 智 子 君
木 原 保 育 所	長	沼 崎	公 江 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	木 鉛 昌 夫
書	記 糸 賀 一 志

午前10時00分開議

○委員長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

きのうに引き続き、決算審査特別委員会のご参集大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員数は14名で、全議員の出席となっております。

○委員長（下村 宏君） それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。
これより審査に入ります。

○委員長（下村 宏君） 引き続き、議題としておりました議案第16号 平成27年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定について質疑に入ります。

なお、執行部できのう回答がなされていない案件について、回答の説明をしてください。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） おはようございます。昨日ですね、石川委員のご質問で、ふるさと応援寄附金、これのそれぞれの指定の事業名、8つの区分で寄附を受けているということでご説明しましたけれども、その区分ごとの寄附の件数と、寄附額についてご説明申し上げます。決算書の37ページですね。

この集計について、決算書では年度で計算しているんですけども、集計の都合上、あと次年度の予算に反映させる上で、3月31日までの集計は予算上できないので、1月1日から12月31日の集計ということでご理解いただきたいと思います。

まず、1の歴史遺産や自然環境の保全と活用に関する事業で129件の寄附を受けております。金額として247万1,330円。

2の競走馬の里 美浦を広くPRするための事業、件数で110件、金額で212万6,000円。
地域活性化に関する事業、101件で215万5,000円。

議員の掲示板に資料がありますので、後で数字のほうは見ておいてください。今、その数字だけご説明いたします。

4番の福祉社会構築に関する事業が、59件で135万9,280円。

5番の安全安心なまちづくりに関する事業が、47件で100万8,000円。

6番の子育て支援・学校教育等次世代育成に関する事業、312件で619万2,100円。

7つ目の個性ある地域文化・スポーツの創造に関する事業が、27件で、46万4,000円。

8番その他目的達成のために村長が必要と認める事業で、236件で574万円。

1番多いものは、先ほど申しました中で、6番の子育て支援・学校教育と次世代育成に関する事業が312件で、1番の件数、金額になっております。

それから参考としまして掲示板にも掲載してありますけども、平成27年度に基金から繰り入れて、その目的のために使ったということで、平成26年度の目的別の寄附金件数と金額も申し上げます。金額が少ないので、件数が27年とは違うんですけども、1番の歴史遺産や自然環境の保全と活用に関する事業が、これは件数はありませんでした。

2番の競走馬の里 美浦を広くPRするための事業、5件で6万円。

3番の地域活性化に関する事業が、1件で1万円。

4番の福祉社会構築に関する事業が、2件で4万5,000円。

5番の安全安心なまちづくりに関する事業、6件で6万円。

6番の子育て支援・学校教育と次世代育成に関する事業が、2件で2万円。

7番の個性ある地域文化・スポーツの創造に関する事業が、1件で5万円。

8番のその他目的達成のために村長が必要と認める事業が、6件で34万5,000円です。

きのう申しました平成27年度に繰り入れて事業を行った分が58万8,000円で、寄附額が59万円ということになります。

以上、また掲示板のほうもありますので、詳細はそちらでご確認いただきたいと思います。以上です。

○委員長（下村 宏君） それではですね続いて、秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 引き続き、ご苦労さまでございます。昨日の松村委員の質問にお答えをいたします。昨日、

○委員長（下村 宏君） 課長ページ数を示してください。

○福祉介護課長（秦野一男君） 失礼しました。事業報告書の51ページです。

松村委員からは、利用者はどこの地区からどこまで乗車したかという質問でございますけれども、まず利用状況の1位の病院と2位の東京医大ということで、1位の病院等の中には、村内の病院でございますけれども、中央病院やはたかわ医院、美駒の診療所、それから小澤歯科や、松葉歯科、木村歯科というような6事業所が含まれております。2位の東京医大は1カ所の東京医大でございます。

どこまで乗車したかのご質問につきましては、資料がなかったため、1ヶ月間に絞って、わかる範囲で調査した結果を報告したいと思います。

行き先は村内の病院か東京医大かは不明でございますけれども、安中地区からは48件の乗車がございました。大谷地区からは、101件でございます。木原地区からは91件の乗車がございました。

これで推測しますと、全体の8割がたは病院でありまして、その半分が村内の病院、残りの半分が東京医大ということでございますので、簡単に言いますと、今、申し上げた数字の半分が行き先ということに思われます。

それからですね、利用に当たっては大変重要な統計資料となると思っておりますので、今後ですね、検証して行きまして、より良きものになるように検討してまいりたいと考えております。

続きまして、これも昨日の質問なんですけれども、林委員からの質問なんですけれども、利用者の多い時間帯はどの時間帯ですかというような、質問だったかと思えます。1日8便制で1時間おきに出庫しておりますので、1番多いのは、9時の64件でございます。2番目に多いのが、第4便の11時でございます。次に多いのが5便の1時これが37件でございます。それから、4番目が第3便の10時でございます34件、このような順序になっております。11時の件数は44件でございます。以上、報告申し上げます。

○委員長（下村 宏君） ただいまは、平野企画財政課長と秦野福祉介護課長のほうから、

報告がありました。この件について。

松村委員。

○委員（松村広志君） ご報告ありがとうございます。先ほど、おっしゃった48件、91件、各木原、安中、大谷の101件の、これは、1カ月単位でよろしかったですね。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） はい、そうです。

○委員長（下村 宏君） 松村委員。

○委員（松村広志君） はい、ありがとうございます。通年でデータはでますかね。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 出すことは可能なんですけれども、現状ではちょっと時間がかかるかと思います。

○委員長（下村 宏君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 時間がかかってもかまいませんので、よろしくお願いします。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 先ほども申しましたけれども、統計的に重要な資料となると思われますので、そろえておきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 改めましておはようございます。ただいまは、企画財政課長のほうから、ふるさと納税についての答弁がございました。

きのう塚本委員が休んで、議員控室のほうでふるさと納税のほうで質問したいということがありますので、関連して質問をしていただければと、私のほうからはそういうことでお願いをしておきます。

○委員長（下村 宏君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） おはようございます。きのうはちょっと、いろいろありまして休ませていただきました。大変失礼しました。

私のほうからは、37の歳入のふるさと応援ですとか、37ページ。決算書でございます。それと79ページのほうがちょっと、これは何なんだろうかなというのがちょっと部分がございます、決算書の79ページの部分でございます、9番のふるさと応援基金事業費の1千百45万なにがしの部分のですね、14番の使用料及び賃借料の4万8,600円でしょうか。それで、ふるさとチョイス使用料という部分をちょっとご説明いただければなと思うんですけど。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 塚本委員のご質問にお答えいたします。

このふるさとチョイス使用料につきましては、ホームページですね、ふるさとチョイスというページございます。ほぼ全国の市町村が登録されているようなサイトになりますん

で、そこから美浦村の寄附ができるようになっております。そのページの掲載料ということになります。

○委員長（下村 宏君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） ありがとうございます。今、返礼で返す部分においては、実際にJTB西日本のほうの商品ということで、やっていると思うんですけども、実際にふるさと納税に関して、寄附金に関して、いろんな面で新聞等々でもね、本来の自分の出身の自治体等への寄附云々を完全に逸脱しちゃってて、商品をもろうがために、例えば美浦へ寄附をしてもらう、ところが商品は実際は魚沼産のお米じゃないですけどね、どここの関サバじゃないですけどそういうような状況になってて、ちょっと逸脱してるんじゃないかとかありますが、いろんなの事業で指定で全国からきたのか、もしくは美浦に住んでる方からきたのか、いろいろあると思うんですけども、実際にはその商品を扱ってる業者等々のやりとりもあると思うんですよ。この辺はこの中には反映されてるんでしょうか。

例えばいろんな手数料が発生するとかいろいろ出て来ると思うんですけども。やたらと寄附金が多かったからと言って、これが鵜呑みにしたその額ではないのではないかと私思ってるんですがどうなんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） まず返礼品に関しましての手数料あるいは発送料なんですけども。決算書79ページの先ほど見ていた9番のふるさと応援寄附金事業、その中で、役務費、通信運搬費で、運搬料というのがございます。これは、JTB西日本に委託する前、村で直接やってたときに、村のほうでその返礼品を扱っている事業者さんのほうにお願いして、発送して、その運搬料になります。基本的にはこれは、JTB西日本に委託してからは、JTB西日本で全てその費用も込みでやっておりますので、8番の報償費の賞賜金のほうで、JTB西日本のほうは、記念品代の中にその業者さんの送料、その購入した金額、全てこの記念品代に入っております。村のほうでは、JTB西日本から請求が来るだけで、各事業者さんのほうにはJTB西日本から、注文、決済、全てそちらで行っております。

実際に美浦村では、現時点では、美浦村の事業者さんからの返礼品になってますので、返礼品については、産地はいろいろあるかと思うんですけども、その販売、返礼品を取り扱っている事業者さんは、全て美浦村の事業者さんということになります。

先ほど、塚本委員がおっしゃったように全国的にはいろんなつながりで、例えば、姉妹の市町村のものを取り扱ってたり、あるいはいろんなつながりで、その自治体にはないようなものも取り扱っているようなところもございます。いろんな考え方がありまして、そういうのも地域の活性化になるだろうということで、その自治体は判断しているかと思えます。

ただ、総務省のほうでも、塚本委員がおっしゃったように、換金性の高いもの、例えば

商品券ですとか、あるいは電化製品、高額なものについては、よく考えてやってくださいよというなことで、取りやめているところもございます。

寄附をされる人の住所なんですけども、これは日本全国から来ます。美浦村の方もいらっしゃるんですけども、これは本当に件数としては何件もございません。全国からくると思います。

先ほど言ったふるさとチョイス等で、寄附の選び方として、地域を選んでやるという方法もあるかと思うんですけども、その返礼品によって、地元ではないけれども、ここの返礼品がいい、あるいはここを応援しようということで、寄附をされる方も多いのではないかなと思います。

今、ふるさと寄附金かなり各市町村頑張っているところがありまして、競ってやっているのが実情かと思います。当然、先ほど、言ったように、よその地域のものを返礼品として、扱っているというところもあるんですけども、現時点で美浦村では、地元の事業者さんが潤うというか、かかわっていただけるものに限って現在はやっております。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） ただいま回答についての質疑のほう行っておりますので、それ以外については、回答のほう終わってからお願いしたいというふうに思います。

林委員。

○委員（林 昌子君） 私のほうからは、事業報告書の51ページの交通弱者対策のデマンドの、先ほど課長のほうからご報告いただいたら件に対しての質問とさせていただきます。

先ほど、デマンドの8便中、時間体ですね、時間体、1番目が9時から2番目が11時からと件数をお示しいただきまして、ありがとうございます。実際にですね、10人乗り1台と6人乗り1台の2台で運行している中で、この9時代64件をこなすのというのはとても大変な状況ではないかなと思います。

こういう集中するときには、意外と前も質問したことございますが、お断りをしてないという答弁でしたけれども、意外といっぱいで乗れませんか、と言われる方がいまだに、まだいらっしゃる状況なんですね。何とかそういうこの集中する時間体には、台数をふやして何なるべく利便性いいような運行方法が検討なされないのか、そこら辺のところ、今後の課題だと思うんですけど、その点は今後どのようにお考えでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） 先ほど報告しました件は、1ヶ月間の予約状況で、病院と医大という。1日でございます。予約がとれないという話を聞いてるってことですけれども、こちらにはちょっとそういった連絡は受けておりませんので、順調に運行されているものと思っております。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 了解をいたしました。聞いてないものは聞いてないですからね。

それを現状として執行部は考えるしかないですので、その点は了解はするんですけども、ですので逆に利用者の方もね、もっときちっと堂々と声を上げていく、そういうなところに、また私のほうも助言をしていけたらなというふうに思っております。

ですので、何とか、皆様が利用勝手のいい方法が、今、このような1時間体ごとにまた改善していただいてね、今まで利用できなかった方が利用できるようになったあらわれであると思いますので、さらにまた、利用勝手のよいデマンドタクシーになりますように、また改善のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

またこれ公共交通関係でまたいろいろ精査しているところではあるかと思ひますが、地域交流館関係のほうも、この利用がどんどん広がってくるとよろしいのかなとも思ひますので、また、いろんなアンケート調査等を行ひながら、また、より利用勝手のいい運行方法が改善されますように要望して終わります。ありがとうございました。

○委員長（下村 宏君） はい、それではまだ回答の済んでない執行部についての今度は回答お願ひをいたします。

初めに、増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） はい、それでは昨日の竹部委員の質問にお答えいたします。事業報告書116ページ、お願ひします。

この中の、適用教室事業の相談件数の内訳でございます。まず、いじめ・交友関係6件でございますが、内訳を申しますと、中学生本人1件、小学生保護者5件でございます。

次の不登校・ひきこもり11件の内訳は、小学生本人2件、中学生本人4件、高校生本人1件、小学生保護者2件、中学生保護者2件でございます。

次の教育問題・養育21件の内訳は、小学生保護者15件、中学生保護者6件でございます。

その他と35件といいますのは、ほとんどが発達相談の件数でございます。小学生の保護者、中学生の保護者の相談件数だと聞いております。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） このことについて確認事項ありましたら。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 調べていただいてありがとうございます。これを一つ、もしあれでしたら、クラウドかなんかで送っていただければ助かるんですけども。

それとですね、不登校引きこもりの相談で、保護者の相談よりも、子供たちの相談のほうが多いというのは、親はそれほどあれなんですか。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） はい、集計しました結果の数字でございますので、これが正しい数字かなと思っております。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 不登校と引きこもりで保護者の相談、小学校保護者が2件の中学校の保護者が2件で、要するに生徒からの相談のほうが多いということ、不登校と引きこ

もりに関しては、親はそれほど相談はないということですか。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） この数字のままをちょっと、今これ以上のことはちょっとお答えが今できませんので、今申しました表が必要ということでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） よろしくお願ひします。

○委員長（下村 宏君） 松村委員。

○委員（松村広志君） はい、今の竹部委員の質問に付随するものなんですけども、平成27年度の相談ていうことで載っていますけども、この過去3年、5年のデータ、もしただければいただきたいなど。今現在、お手元のところで、これは増えていますかね、現状と変わらないのか。それがもし、お答え、今いただければお聞きしたいなど。いかがでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） それでは資料、27年度以外はちょっと持ち合わせておりませんので、3年分あわせまして、作成したいと思います。

○委員長（下村 宏君） 松村委員。

○委員（松村広志君） よろしくお願ひします。以上です。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） これに付随してなんですけども、各小学校、中学校での公開授業っていうか、いじめに対してとか不登校に関して、交友関係に関しての、道徳なのか昔だと、そういう授業は開催されているんですかこれは。相談だけじゃなくて。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） はい、その件につきましては、確認をしてからお答えさせていただきますと思います。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 去年からですね、こういう授業が行われているっていうの、教育委員会には言ってるんです、再三、自分は。それで、ことしの7月とか8月にもしかしたらやりたいというようなことも、去年言ってたんですけど、その相談も受けてませんし、電話番号も教えてるんですよ、その担当してる、千葉県の市川市なんですけども、そういう先生が自分の恩師だったんで。もしあれだったら、ご相談したほうがいいんじゃないかということは言っているんですけども、教育委員会としてはそれはどういうふうになってんのかな。よろしくお願ひします。

○委員長（下村 宏君） 糸賀教育長。

○教育長（糸賀正美君） 今の竹部委員から伺いましてお話しにつきましては、改めて、学校のほうにどういったことで対応しているのか、今の、先だってもお話し、千葉県の先

生の話ですね、お聞きしたので、それも含めて私の方で確認して後ほどお答えしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 松村委員。

○委員（松村広志君） すいません。今の内容についてちょっと質問いたします。

文科省の話では、来年以降の教育のプログラムの中に道徳が導入されていると思うんですね。そうなった場合に、こういったものも一つの対応として、組み込まれていくのかどうか、本村として対応の方向性みたいなもの、今、検討されているのであればお聞きしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） ちょっとよろしいですか。

質疑のほうに集中しているんですけども、あくまでも決算の認定なんで、それからの先については、後ほど、担当部局と話し合いをしてください。

またその内容については、できるだけ議員にもご周知いただければありがたいというに思います。ということで打ち切らせていただきます。

北出経済課長。

○経済課長（北出 攻君） 昨日ですね、美浦ハイテクファーム、パプリカ溶媒施設の実績というようなことで、報告願いたいということがございましたので、ハイテクファームよりですね、数字的なものをいただいて、

○委員長（下村 宏君） ページ数を言ってください。

○経済課長（北出 攻君） ハイテクファームの実績でございまして、産地確立推進事業費でございまして、177ページの5番ですね、強い農業づくり補助金ということで、ハイテクファームのほうにですね、国より補助金が来ておりまして、その分いってるというようなことで、ハイテクファームのですね、実績はどのようなかというようなご質問ございましたので、数字的なものですね、ご報告を申し上げたいと思います。

このハイテクファームはですね、決算期間は27年の7月から1年間ということで、6月まで1年間の決算期間となっております、この間の数字というものです、県のほうに報告するということになっております。

昨日ですね、村長よりですね、ご説明がありましたものとしましては、栽培期間、7月まで栽培しておったんですが、そちらの数字でございました。そちらのですね、1年目ということでございますので、栽培期間の収穫量等々の実績を申し上げたいと思います。

まずですね、収穫量につきましては、キロでございますけど、20万176キロ、こちらにつきましては、計画ではですね27万5,300キロ、275トンという計画目標を持っておりましたが、そちらの約73%となっているところでございます。

出荷量につきましては、12万2,915キログラム、計画では26万9,800キロという目標を持っておりましたが、達成率としましては46%というような数字となったところでございます。

製品化率、出荷量ですね、出荷量を収穫量で除した数字で、率でございますけれども、61%が出荷したというようなことでございます。目標としましては、98%の製品化率を目指していたそうですが、本年は61%にとどまったというようなことございまして、販売額が7,680万4,000円、販売単価につきましては625円/キロということで目標値に対しましては、25円ほど高い数値で販売したというようなところでございます。

10アールあたりですね収穫量、こちらも計画ではですね17.4トン、1万7,400キロを目標としていたわけでございますけれども、本年の栽培期間中では12.7トンですね、1万2,700キロにとどまっているというところのようでございます。

この目標に対しまして、収穫量、出荷量ともに下がったというようなところでございまして、1年目ということもございまして、社員ですね経験不足によりまして、労務の遅れが目立ったんだよということを聞きました。

また、出荷率のいい金額で取引はできるんですけども、韓国産が多く出回る時期にですね、価格面で後手に回ってしまって、出荷量が伸びなかったというようなことも聞いております。

ことしの10月頃から、出荷が始まると思うんですが、業者とのですね、連携を密にして、価格面でですね韓国産に遅れをとらないように対応していくと、また、社員ですね経験不足というのは、研修とか規格の見直しなどを行いまして、やっていきたいと、2年目に入りましたので社員もですね、経験を1年積みましたので、ある程度の改善を、ある程度というかなり改善していけるんでないかなというようなことで、伺っているところでございます。

以上のような、ハイテクファームからのですね、報告がありましたので、皆様にご報告を申し上げたいと思います。

この表でございますけれども、議員の掲示板のほうに、後ほど載せたいと思いますので、そちらでご覧いただければと思います。以上です。

○委員長（下村 宏君） 小泉委員、よろしいですか。

それではですね、執行部のほうの回答が終わりましたんで、新たに質問等、皆さんのほうからお願いをしたいというふうに思います。質疑のある方はどうぞ。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 決算書の163ページ、13番の委託料の動物死骸処理委託料の中の件数と、それから、1件に要するに費用と、処理はどこまでしているのか、その処理をした確認は確実にとっているのか、この業者が不法にちゃんと処理しないで、山林の中に不当投棄したとかそういうことがあった大変だと思うんですけど。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） ただいまの動物死骸処理委託料につきましてのご質問でございますが、件数につきましては、85件となっております。

費用につきましては、回収をしていただきまして、火葬に付すということで、1回につき1万2,000円となっております。

その処理したかということの確認なんですが、業者のほうから回収しましたという、すぐ連絡が、電話連絡がありまして、あとはその請求等により、全て処理をしたということの確認をして対応しているところがございます。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） これ火葬した後の骨の処理っていうのは、確認とれますよね。やってる業者自分知ってますけど。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） 平成27年度の処理を委託してる会社のほうは、稲敷市の江戸崎のKチームというところをお願いしているんですが、今も申し上げましたとおり、全て火葬までして請求をいただいているということで認識をしているところがございます。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） この火葬してる場所どこかわかりますか。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） すいません、ちょっと場所まではちょっと私は把握はしてございませんが。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 委託だけであって、どここの場所に、例えば動物が轢かれて、交通事故にあって死骸があるからそこに行ってくれてっていう情報だけであって、最終的に回収して火葬して骨を処分する場所も確かあるはずなんですよ。その確認、どこにしているかっていうの把握していないってことですね。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） 私としてちょっと、確認、どこでっていう場所までは把握はしてございません。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 業者の人もまだ来たことがないっていうことは聞いてますけれども、最終的に動物の死骸だからその業者はちゃんと納骨堂みたいなものがあるらしいんですよ。そこにちゃんと供養してるってこと言ってますんで、一度確認とったほうがいいんじゃないかと思えますけど、

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） 竹部委員のおっしゃるとおりで、業者のほうに、その辺の話をちょっと確認したいと思います。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） Kズ何とかってあるんですよね、これ江戸崎にあるところなんで

す、これ大槻銃砲店のところでやってるんですけどね。

連絡場所、村民がどこどこで動物がころがってるよ、ころがってるよって言うのは失礼ですが、死骸があるって連絡をして、職員は要するに確認をとらず、その電話の位置情報だけで回収を依頼するんですか。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） なるべく現場に行って確認するようにはしております。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 昔は職員さんが回収して大変だったということを聞いてますけど、委託する業者さん、ちゃんとやってくれているみたいなんで、その確認はきちんとしたほうがいいと思いますのでよろしくお願ひします。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） はい、ただいまのご意見を伺いまして、確認作業とかそういうことで注意をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

石川委員。

○委員（石川 修君） それではですね、決算書の207ページ、事業報告書では116ページなんですけれども、障害児介助員配置事業で、報酬で事業費で359万4,000円で決算してますけれども。

確認なんですけれども、木原小で介助員が2名、大谷小学校で介助員が2名ということで理解してよろしいですか。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） はい、そうでございます。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） ちなみに介助が必要な児童、生徒なんですけれども、木原小学校では何名、大谷小学校では何名なのか教えてください。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） 介助員の人数と同じでございます、木原小学校で2名、大谷小学校で2名でございます。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） はい、了解しました。ちなみにですね、介助員の資格なんですけれども、これは、例えば介護ヘルパー何級が必要だとか、そういうことはあるのかどうか伺いたい。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） 資格といったものはございませんで、お願ひしております。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） はい、わかりました。ちなみにですね、4名でこれは報酬金額が340万という、高い安いはともかくですね、時給は幾らお支払いしていますか。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） 時給900円で、1日約5時間でございます。年間にしますと約200日になります。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 900円ということなんですけれども、社協のヘルパーさんは確認のためちょっと確認しましたら、時給950円だそうです。ヘルパーさんと単純に比較にはならないと思うんですけれども、働いている人に言うと、大変は大変だけでも楽しいですよということで話は聞いておりますけれども、ちなみに、中学校はもう支援学校へ行っちゃうのかな。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） 結果的に27年度は中学生がいなかったということだけ、それ以上ちょっとわかりません。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 了解しました。実はですねたまたまこの間広島に行ったときに、区長会長さんが介助員を12年もやっているということなんですよね。

そのときに木原小学校の校長先生も行きましたけども、担任の先生は介助員がいることで、大分助かるんですよ、トイレ行ったり何かするのも全て介助してますし、できれば、時給の見直しもどうかと思って質問をさせていただいたんですけれども、教育長その辺はどうでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 糸賀教育長。

○委員（石川 修君） 今の介助員の方の時給の話ですが、今の介助員の報酬、時給、時間当たりの考え方ですね、どのような形で決められたのかということも含め精査しまして、今後より適正な金額というのは、どういったところがいいかというところは、一度、教育委員会の中でも検討してみたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 石川委員。

○委員（石川 修君） 間もなく来年度の予算編成に入るわけでございますので、その辺もあわせて教育長、しっかり精査をしてですね、できる限り上げていただけたらありがたいなというふうに要望しておきます。

○委員長（下村 宏君） 糸賀教育長。

○委員（石川 修君） 今の石川委員のお話を受けまして、来年度予算編成に当たっては、そういったところは、きちっと精査した上で、予算要求のほうしていきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

松村委員。

○委員（松村広志君） 事業報告書の123ページで、教育関係なんですけども、下のほうの木原小学校の今後の発展に向けてということで、木原っ子スタイルでのアクティブラーニングによる学び合い・表現力を高める授業ということなんですけども、これアクティブラーニングに対しての取り組み、事業報告されていますので、取り組みをされたと思うんですけども、これについて、どのような、これを習得するための取り組みがあって、費用としてはどのぐらいかけたのかと。

それと、安中小学校と、大谷小学校のほうで、このアクティブラーニングの取り組みがなされていなかったというような内容だと思いますので、これはどうしてなのかということをお聞かせください。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） こちら内容を確認しまして、報告をさせていただきます。

○委員長（下村 宏君） 松村委員。

○委員（松村広志君） はい、結構です。よろしくお願いします。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 決算書全般にわたってなんですけども、確認をしたいんですけども、村のほうで委託しているバスとかそういうものに関係するもので、実際、何社ぐらい業者さんが、今、かかわって村の仕事をしているのかと、実際にどれぐらいの、トータルで委託している金額というのはどれぐらいになるのか、それをちょっと教えてほしいんですけども。デマンドも含めて、広範囲になってしまうので、ちょっと難しいと思うんですけども。

○委員長（下村 宏君） ちょっと回答時間要するんで。

それではですね、デマンドまではいってしまうので、横の連絡とれないと難しいと思います。したがって、回答待ちというようなことで、一旦休憩に入りたいと思いますので、再開を11時10分といたしますので、それまでに回答のほうをお願いをしたいというふうに思います。

午前10時52分休憩

午前11時13分開議

○委員長（下村 宏君） それでは、再開をいたします。

先ほどの回答の中でですね、平野企画財政課長のほうから報告をいたします。

○企画財政課長（平野芳弘君） 先ほどの沼崎委員のバス借上料関係の、平成27年度の予算でどれぐらいということで質問がありました件についてご説明いたします。

まず、村全体で、予算全体で3,359万1,795円が一般会計でのバスの借上料、当然、福祉バスの業務委託料、あるいは先ほど申しましたように地域交通の管理業務委託料も入っております。全部で24の事業で、バスの運転業務、あるいはバスの運転委託、バス借上料ということで決算に入っております。

委託先の業者なんですけども、全部で5社、平成27年度は5社からバスを借りたり、あるいは運転手さんを委託したり、5社でお願いしております。全体的なものとしては以上になります。

○委員長（下村 宏君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） はい、ありがとうございます。業者さんは5社いるということなんですけども、その5社っていうのは、村内、村外の内訳っていうのを教えてほしいんですけども、

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 村内の業者さんが1社かと思われまして。ちょっと、支払い先の会社名は打ち出してきたんですけども、住所についてはちょっと、打ち出してこなかった部分もありますんで。

ちなみに地元の業者さんは、さくら自動車さんということになります。それ以外の業者さんは、東日本観光株式会社千葉支店、有限会社佐藤楽器、佐藤楽器ですね。これ、自動車借上料なんで、もしかしたら中学校の管理費で入ってますんで、楽器を運ぶ際に使用したバスではなくてトラックの可能性もあります。申し訳ありません。自動車借上料も一応、引っ張り出してきましたんで。あと、有限会社ナカヤ観光、有限会社松葉交通、済みません、先ほど5社と言ったんですけども、もう1社、谷和原商事有限会社、谷和原です。谷和原と書いて谷和原商事有限会社、あとすいません。もう1社ありました。株式会社トヨタレンタリース茨城からも借上料として、借りております。以上7社ですね。ということでお願いします。

○委員長（下村 宏君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。この7社でいつも入札をやっているわけではないでしょうけども、ウエイト的にはこれ、どういう感じになるんですかね、3,359万の委託の受注のウエイト的にはどのようなかたちになるのか、ちょっと教えてほしいんですけど。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 3,359万1,795円の内訳なんですけども、大きなものについて、幾つかご説明いたします。

一番大きなものは、地域公共交通運行管理業務委託料、これがさくら自動車さんで1,404万円、次に、多いのが、美浦幼稚園のバス運行の委託料、これが432万円、これもさくら自動車さんになってます。それから、美浦中学校のバス借上料、これが422万3,960円。これ

も、さくら自動車さんです。次に、福祉バス運転業務委託料、これがやはりさくら自動車さんで308万6,737円と、100万以上超えてますのは、大谷小送迎バス運転委託料、これがさくら自動車さんで230万886円、あと、大谷小学校の教育振興事業費の中のバス借上料が131万3,800円、これもさくら自動車さんですね。大きなものについては、以上のような事業になります。

○委員長（下村 宏君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 今の報告ですと、さくらさんが村内の業者さんなので、1社で、なおかつ、それ相応の設備を有しているということで、さくらさんに頼んでいるのかなと思うんですけど、今後は地域のやっぱり交通手段としてバスというのが、今後ますます、委託というのがふえていくような感じになっていくのかなと思うんですけど、ピストン輸送とかも含めて、いろいろな面でバスを使っていくということで、そういう場面多くなってくると思うんですけども、村内に1社しか、さくらさんしかないということで、そういう状況になっていると思うんですけども、やはり、なかなか、時代も時代ですので、1社だけというのはなかなか危険なかなってという思いもあるんですけども、その辺を踏まえて、村長は今後、今の現状悪いとかって言うてではなくて、今後、今の指名といいますか、入ってる業者さんも7社見ましても、近場でバス会社行っている業者さんの名前っていうのは、ナカヤさんぐらいしかあがってないので、入札のときは、指名には入っているのではないかなと思うんですけども、その辺を踏まえて、村長、今後どのような形で考えておりますかね。

○委員長（下村 宏君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 今、村のいろんな利用するバス、また、幼稚園の送迎も含めて、また、村の福祉バスの運転手も委託をしているということで、先ほどもね3,000万からお願いをしているわけなんですけど、1社でという部分と、近隣では、美浦村にはないんですけども、稲敷市それから阿見町にも、そういうバスをやっているようなところはあるんですけども、多分入札には入ってきているというふうには思いますけども、その中で、今、さくら観光さんだけが、村のいろんな事業を担っていただいております。

また、関鉄さんとかJRさんもあるんですけども、多分そういうところでも、入札とかはできるんでしょうけども、隣接する自治体の中の業務については、関鉄さんも入ってきていないような状況なのかなというふうに思います。

甲子園の応援に行くときなんていうのは、特別に臨時でたくさんバスが必要になるといときには、JRさんとか関鉄さんも、応援で出ているような話は聞いておりますけども、美浦村としてもできれば、もう一つね、そういう部分があって、村の中で競争力が高まればいいのかなというふうには思いますけども、今のところは、さくら観光さんに担っていただいて、支障が出てきていないという部分もありますので、この前の公共交通、美浦から龍ヶ崎のちょうど駅まで行くバスが検討されておりますけども、その辺も含めて、もっと

広域的に、どういうふうな担い手が出てくるかっていうことも、判断の中に入れられればいいのかなというふうに思います。

今回のやつも県のほうが組んでくれて、稲敷市からひたち野うしくでしたかな、と、美浦から龍ヶ崎の駅のほうに行く路線二つが県のほうで計画されておりますけども、できれば、ぐるっとこの部分を直線的に行くんじゃなくて、2本あればうち廻り、外廻りでもいいからぐるっと廻してもらおうと、もっと利用価値が私はあるんじゃないのかなというふうに見ているんですが、なかなか県は直線的にこの2路線を、この前説明を受けましたけど、できれば長く事業を展開していただくような路線を考えていただければ、本来ならうれしいということではあるんですが、実は圏央道の高速バスの件に関しても、今、成田まで行ってますけど、前は江戸崎から東京の高速バスがありましたけども、不採算ということで、なかなかバス会社も継続できない。多分、利用するような場所をぐるっと廻っていただいとということになれば、ある程度存続ができたんだろうというふうに思うんですが、なかなか難しい。

東京まで行かなくても私も稲敷市から阿見通って、土浦通って、つくばというふうな路線を考えていただくか、牛久のほう廻って、ぐるっと廻ってもらって外廻り、うち廻りっていうのをやってもらおうと、利用をのほうは結構増えてくるんじゃないのかなというふうに思っておりますので、その辺も、美浦村だけの考え方じゃなくて、近隣の市町を巻き込んだ、公共交通からまたバスの運用っていうのも入れてもらえればいいのかなというふうに思います。

民間の経営の中では、なかなか、難しいところがあるんだろうというふうに思いますけども、今、沼崎委員のほうからありましたように、もう少し選択肢も広がるような、民間の部分も増えていただければ、乗る側の選択肢もふえてくるということもありますんで、できればさくらさんが、いろんな提案を出していただけるような部分もあればいいのかなというふうに思いますけど、できれば、美浦村に近いところに、そういうバスに関する運営をするようなところが増えていただくことが一つの競争力にもつながって、利用する側にも、いい条件のものが提示されるんじゃないのかなというふうに思いますので、できたら、情報をいただければ、うれしいと思うんですが、阿見町にもあるんですが、なかなか、美浦のほうまで足を向けてきてくれているのは、さくらさんが美浦に事業所を置いていただいているというのかなというふうに私は判断しております。

○委員長（下村 宏君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） さくらさんもね、村長が言うように、問題もなくしっかりと事業のほうもしていただいているということで、なおかつ、村内の企業ということで、しっかりと税金も納めてもらっている優良企業でございますので、しっかりと村としてもやはり地場産業の育成という上では、育てていかなければならないわけでありまして、やはり、先ほども言ったようにいろいろな意味で、さくらさんも村外でも、大きな仕事を何本もや

っているということで、かなり、美浦村だけじゃなくて、ほかでも、競争をしながら、競争力高めてやっている、しっかりとした会社ですので、今後も、村の事業しっかりやってもらいたいと思うんですけども、やはり、今の報告を受けていると、全てさくらさん1社で、村のほうで、悪い言い方をすれば、おんぶにだっこという形でという部分もちょっと感じられましたので、今、こういう形で報告をしてもらいましたので、今後、村としても、先ほど村長が言われたとおり、いろいろな選択肢が得られるような体制づくりというのは、模索していく必要はあるのではないのかなと思って、意見を述べさせていただきます。

○委員長（下村 宏君） それでは、執行部のほう、回答が残っている案件について説明をしてください。

堀越教育次長。

○教育次長（堀越文恵君） 竹部委員の木原小学校の事業報告のアクティブラーニングの学び合いについて、ほかの学校、失礼しました。松村委員さんの、それについてお答えをさせていただきたいと思います。ページ数は事業報告書の123ページになります。

木原小学校でアクティブラーニングによる学び合い、表現力を高めるということで、書かれておりますけれども、これは、当然どこの学校でもやられている授業形態でございます。今までの授業形態ですと、教員側が一方的にですね、講義形式で授業をしてそれに答えたり質問したりっていう、一対個人っていう形での授業が多かったと思いますけれども、今現在はですね、ICTなども活用しまして、グループディスカッションあるいはスカイプ等を使いながら、グループ共同で作業するような授業形態になりつつございまして、そうしますと、子供たちが主体的にですね、学習に取り組める、表現力も豊かになるというようなことで、どこの学校でも取り組んでいるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 松村委員。

○委員（松村広志君） ありがとうございます。アクティブラーニングのスタイルも細かく言うといろいろ分かりますよね。これの、取得のための、講座というか、結構いろいろとあると思うんですけども、それに対して木原小学校で、教員の方が行って費用をかけて取得されたのかどうか、その費用はどのぐらいかっているのかと。

それがもし掛かっているのであれば、決算書にどう反映しているのかっていうのが知りたかったんです。よろしくお願ひします。

○委員長（下村 宏君） 堀越教育次長。

○教育次長（堀越文恵君） 今のご質問でございますけれども、費用といいますか、当然教職員は研修等はしておりますけれども、その旅費等については掛かっているかと思いますが、そのほか、村の予算については旅費程度だと認識しております。

○委員長（下村 宏君） それではですね、回答のほう。

増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） それでは先ほどの竹部委員のいじめ対策で学校ではどのようなことをしているのかという質問でございます。事業報告でいうと116ページのところでございました。

今、授業中であつたり、確認のとれない学校もありますけども、わかった範囲で説明をさせていただきたいと思います。

まず安中小学校でございますが、美浦村の「美浦村いじめ防止及び根絶のための基本方針」というのがございまして、これをもとに各学校も取り組んでいるようでございます。

まず、安中小としては4月のPTAで保護者に「安中小いじめ防止対策基本方針」を説明、周知したということでございます。1学期、それと5年生の道徳において授業でいじめのトラブルについて、というのをタブレットで学習したようでございます。また、日々行われる子供たちへの生活アンケート、直接、面談という形で予兆を確認しているということでございます。

木原小学校につきましては、まず、学校の先生が、いじめ対策基本方針の確認をして、研修し子供たちの指導をするということでございます。また授業においては、「木原っ子スタイル」という独特のペアでの話し合いや、グループでの話し合い活動を取り入れて、そうすることによって、子供たちの輪が築かれて、いじめのほうで解決するというところで、進めているようでございます。

美浦中学校は、研修は先生方の職員会議の後に適宜に行っている状態でございます。

以上、大谷小学校はちょっと連絡がとれませんので、分かっている範囲でご説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） ありがとうございます。安中小は5年生の道徳で授業を行ったことで、あとは各自面談、木原小のほうは先生が研修し教育するという事なんですけど、全生徒、要するに安中小じゃないですけども、5年生だけじゃなくて全生徒で行うようにしていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（下村 宏君） 続いて、質疑のある方はどうぞ。

今の回答については、最後要望ですね。全員で行っていただきたいということでありましたので。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の153ページです。1番下の扶助費、医療福祉扶助費の養育医療給付費、きのう別の観点で質問しましたがけども、17万4,683円、この金額が支出なんですけども、財源はきのうも申しましたとおり、養育医療費については、差額ベットやオムツ代とか以外は全額公費負担で、国の負担はじゃあどうなるかということ、決算書の25ページ、衛生費国庫負担金の中の未熟児養育医療費等国庫負担金19万800円とあります。未熟児養育医療費等とありますから、これは全額が2分の1の負担なのかどうかかわからないんで

すが、それと、県の負担金は、公費負担割合は4分の1ということで、決算書の29ページの下から若干上のほうに5番で未熟児養育医療費等県負担金とあります。

この国、県の負担金を合計すると約22万5,000円なんですが、支出のほうは、当然公費負担委託、村が4分の1負担ということもありますけれども、単純に考えて17万4,683円の支出に対しての、国県負担金が22万約5,000円あるんですが、この5万円の差額というのは、決算書でいえば、どこにこの差額は出ているんでしょうか。不用額というのは考えられないと思うんですけれども、その他の扶助費とかに入っているのかどうか、お聞きしたいんですが。

○委員長（下村 宏君） 高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋利夫君） ただいまの岡沢委員のご質問でございますが、養育医療費にかかった費用につきましては、補助金のほうが国あと県からまいるわけでございます。そのほかについては、財源としては、一般財源ということになるわけでございますが、まず、養育医療の保護者からいただくものがございます。ただしそれは、マル福という医療福祉制度のほうから、その保護者の負担金というのをいただいております。ということで、養育医療費にかかったものにつきましては、国の補助金あと県の補助金、それから保護者の負担金をいただくかわりに、マル福のほうから予算のほうからいただいて、それで、いただくというようなこと、そういう関係なっております。よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 報告していただいたことは理解しているんですけれども、実際に給付を行った金額が17万4,683円です。この養育医療給付ってというのは、出産をして入院中に、本人が申請しなければならないという前提なんですけれども、それで、実際にかかった実費を全額公費負担するということですから、この17万4,683円の実費を給付した、そしてその財源が、国県合わせて約22万5,000円あるんです。ただ、養育医療費等負担金ですから、そのほかにもこの財源、約22万5,000円の財源の支出先があると思うんですが、それがどういった支出になっているのかお聞きしたいわけです。

○委員長（下村 宏君） 高橋健康増進課長。

○健康増進課長（高橋利夫君） ただいまのご質問でございますが、調べまして、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 了解しました。こんなこと言っでは失礼かもしれませんが、課長、距離が遠いので、この審査委員会中には大変だと思っておりますので、後ほど私のほうからお伺いしてお聞きさせてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） そのようにお願いをいたします。後で調べて、岡沢委員のほうに話をしてください。

次に、質疑のある方はどうぞ。

竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） お願いします。事業報告書の124から5なんですけども、この地域の特色を活かした活動の中で、125ページの2段目、ゴルフ同好会の活動ってあるんですけども、これどのような活動しているのか教えてください。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） こちらのゴルフの活動といいますのは、スタックゴルフでございまして、安中小学校の児童のみが入っております。クラブ活動として、4年生から6年生、これが校内で行う、入っている活動でございまして。

同好会として、校外で行っている5、6年生というのがございまして。希望で加入しております、月1回、それぞれ活動しているそうです。

ほかの学校の児童は入っていないという状況でございまして。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） スタックゴルフっていうことで、ちょっとわからないんですけども、クラブ活動として4年から6年生が校内でやるということで、校外でやるこの部活ってのはコースでやるんですか。美浦ゴルフでやるんですか。

○委員長（下村 宏君） 増尾学校教育課長。

○学校教育課長（増尾利治君） すいません。場所の確認まではしてございませんので。

○委員長（下村 宏君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） これについては、美浦ゴルフが女子のプロゴルフ大会とか、男子の2年前にですかHEIWA PGMという大会がありまして、その前はニチレイPGMっていう大会も女子のやつがあったんですが、そこにレッスンプロがゴルフ場にあります。

そういう観点から、村内全小学校3校というわけにいかないんですが、安中小学校だけに関しては月1回、そういう練習を重ねて、年に最後にラウンドをするというようなことで、協力をいただいております。

せっかく美浦の中にゴルフ場あるのは、大谷の方にはミニゴルフはあるんですが、コースとしてあるのは、安中小学校のおかだいらさんと美浦ゴルフというゴルフ場があるんで。せっかく、そういうレッスンプロもおりますので、地元いろんな面で貢献をしたいというところから、安中小学校だけの取り組みになってございます。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 地域の特性を活かしてってここに書いてあるんで、特色を活かしてって書いてあるんで、安中小学校だけだと思んですけど。できればね、大谷小学校も木原小学校もあるんですけども、部員の数ってどのぐらいなんですか。

○委員長（下村 宏君） 中島村長。

○村長（中島 栄君） 小学校全校で90人いないんで、4年生からだ大体20人弱、1学

年が20人弱なんで、60名以内です。そういう中でプロに教われるということも、なかなか経験できないということで、特色を活かしたという部分で、木原小学校とか大谷から行くとか時間的な部分もあるだろうし、木原は「霞ばやし」というのを地域の文化財の後継の部分で、いろんな小学生に教えたりしてますけれども、そういう、学校区、学校の隣接するところでいろんな文化を伝える、縄文太鼓もそうなんですけども、こういうゴルフ場の部分で、多分子供たちに教えてのは、茨城県でも珍しいほうなんじゃないのかなというふうに思います。ぜひ、そういう大会でいろんなことを1年間にコースを廻れたりするっていうのは、子供たちにとってもいい経験になるんじゃないのかなというふうに思います。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員。

○委員（竹部澄雄君） 村長の回答である程度わかりましたけど、できればね、ほかの小学校もやりたいですけどね、通うのがねあれだと思えるんですけども、これは、同好会の活動って土曜日とか日曜日とか、そういうときにやるんですか。

○委員長（下村 宏君） 竹部委員、この事業報告を全部細かくやってったら、とても時間内に終わらないので、この辺で、後で確認したいことは確認してください。

○委員（竹部澄雄君） はい。わかりました。

○委員長（下村 宏君） そのほかに。

林委員。

○委員（林 昌子君） 決算書のですね59ページ、ちょっと給料と時間外手当のことをお聞きしたいんですけども、59ページの総務関係では、給料が9,744万228円に対して、時間外手当が541万2,738円、111ページの民生費では、給料が4,718万6,787円に対し、時間外手当が135万4,692円計上されており、149ページの衛生費では、給料が2,560万4,112円に対し、時間外勤務手当が34万6,494円、本当は後もあるんですが、時間がないのでちょっと割愛させていただきますけれども、そう考えますとちょっと総務関係の時間外手当がちょっと多いかな。今までは収納課のことが気になっておりましたけれども、収納課も大分改善していただいてね、ありがとうございます。それで、総務課ちょっと多いなと思ひまして、全員が均等に時間外勤務していると思いませんので、メンバーの中で一番多く、月平均、週平均、どれぐらいの時間外手当、最高の方の時間数を教えていただきたいとします。

○委員長（下村 宏君） 平野企画財政課長。

○企画財政課長（平野芳弘君） 林委員の質問にお答えいたします。この、一般管理費の時間外手当については、総務課、企画財政課、会計課、3つの課がここから時間外手当を支給している状況にあります。

月あと年間ですね、最高、何時間かという資料は、申しわけございません、今、手元にご覧にならないので、確認しまして報告をしたいとします。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） それでは報告を待ちましてまたその件はお聞きしたいとします。

が、時間もありませんので、その中の一つでちょっと気になっているのがちょっと、防災関係なんですけれども総務課だけではないと思いますが、庁内の消防団ありますよね。勤務時間帯内、開庁時間帯内に火災が起きたりとか何か緊急で出動があります。そうすると、その日にやらなければいけない自分のノルマというか、計画してた仕事の中座して、そちらのほうに、災害対策のほうに行きます。戻ってきた段階では、結局は、やりたかった仕事ができなかったと、そうなったときには時間外勤務になるのかな。そういう、残業ですね。なるべくサービス残業しないようにということで庁内のほうでね、皆さんで協力いただいているかと思うんですけれども、自分自身の仕事の時間、自分自身で時間がかかってしまうのはいたしかたない、それはちょっと調整してほしいのですが、このように住民のために緊急で災害対策として出動した後の仕事に対して、きちっとその残業することを認めているのかどうか基準を教えてくださいたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 増尾総務部長。

○総務部長（増尾嘉一君） 時間外手当の件ですね、これ毎回、決算のこの委員会の中で議題になっております。前には石川委員のほうから質問をいただいたこともあります。

それで時間外手当、今、全体としてどんな管理しているかというお話ちょっとしたいんですけれども。毎月ですね、職員一人一人の時間外の時間数は、月明けてからですね、その前の月の時間外の職員個人ごとの時間数が、自分も含めて、各部長のところへ、この職員は先月何時間やりましたという個人ごとの時間数きちっと報告があります。

それに基づいて、各部長が自分の担当する課の一人ひとりの職員の時間数を見てですね、その時間数の多い課であるとか個人的に多い人もいます。そういう人については、なぜ多くなっているのかということをしちっと各部長は確認をして、なるべくその時間外減らすというような対応をとっております。

それから、結果的に一月の時間外の時間数がですね、60時間を超えた職員については、基本的には60時間までは、時間外の支払いをしております。それ以上の時間外については代休で対応してくれないかと、いうことで今対応しているところです。

それから災害対応の場合なんですけれども、災害のときについては60時間を超えてもですね、基本的には支給をしております。災害については。結果、災害のために1ヶ月70時間になったとしましても、その出っ張った10時間については、60時間を超えても支払うようにしております。

今ですね、前に比べるとですね、総体的に見てみますと、時間外は減ってきていると思います。確かに課によって時間外の多い課は、現在もございます。これについては、担当課長のほうで何とか時間を減らすことができないかということで、毎月課内会議の中で対応策ですね、何とか少なくできないかというようなこともしてくれておりますので、ちなみにそこは、時間外を減らすようなことで、当然その時間外を減らすということは、時間外のお金だけの問題じゃなくてですね、職員の健康にもつながってくる問題なんで、そう

いう面で両方の面からですね時間外を減らすというようなことで、取り組みはしているというのが現状でございます。

個人的にもですね時間が多い方いますので、その方については、先ほど最初に申し上げたように各部長が個人的に、そこの対応はしてくれているものと考えております。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） 今の対応のところを、部長答弁いただきましてありがとうございます。ある程度、皆さんの意識統一を図りながら、なるべく残業しないように減らして、また健康面を考えてしていただいているそのご努力は理解をさせていただきます。

ですが、ちょっとデータが出てないので何とも言えないんですけども、各課、そういう意味では調整のほう、再度、今、28年度も継続されていると思いますが、よろしく願いしたいと思います。

もう一つですね。その中で、日ごろ気になっているのが、災害専用電話を多分、消防団の中の1人だと思えるんですが、1人の方がずっと、その電話を専用に、お持ちになる方が1人いらっしゃいますよね。というのは、結局24時間365日、その電話は1人が緊急用の電話としてお持ちなるというのは、すごく重責であると思うんですね、そういう方に対して、特別手当というのは、ついてないんでしょうか。ここには出てないんですけど、どういふふうな対応になってるんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 増尾総務部長。

○総務部長（増尾嘉一君） 委員おっしゃるように、災害対応、総務課の担当の者が電話は持ってます。24時間で持っているということでその職員は非常に負担になると思います、実際のところ。

それで特別勤務手当なんですけど、特殊勤務手当は平成17年で美浦村の場合、全部廃止いたしました。業務としていろいろその危険であるとか、人が嫌がるとか、業務の対応として例えばいろんなプレッシャーがあるとか、いろんなことで危険手当ってあったんですけども、職員お互い人事異動もありますから、当然、災害担当で電話を持たされている職員もそうなんですけども、その職員がずっとその担当でいるわけじゃありませんので、人事異動でそれぞれみんないろんな大変なところに行くということですので、それはお互いさまなんで、そのとき、行ったときは大変かもしれませんが、それぞれ業務としてやっている中で、大変な仕事、そうじゃない仕事というのはなかなか、手当をつける、手当を削減して、特定の特殊勤務手当だけ残そうかという議論もあったんですけども、そこも、なんでこっちを廃止してこれだけの残すのよという話になったときになかなか難しいということありましたので、人事異動もありますので、職員、ずっとそこに携わるわけではないということもあって、美浦村では特殊勤務手当の方は廃止をしたということで、今、特殊勤務手当は全廃をしまして、つけておりません。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） いろんな課での、今まで17年までの特殊勤務手当を受給されてた方が、皆さん庁内人事異動があるということで、その対象となる方々が、ある程度良心的にご努力していただいて、給料支出をちょっと押さえていただいているというそういうことを伺いましたので、その件は本当敬意を表したいと思います。

ただ、確かに、人事異動はあるんですけども、その課にいる間にずっとその方がなっているようにお見受けするんですよ、代々見てますと、ですので総務課にいる間が1年、2年であればいいんですが、これが4年、5年、6年と続いた場合に、その方がずっと持っているというのは、とても大変ではないのかなというところもありますので、人事評価制度もありますけれども、何かしらのかたちで、24時間、大変なことだと思うんです、あとは、家族旅行とかそういうところも持っていくとなると大変かなという気もいたしますので、そこら辺の改善されてる、待遇改善されているところがあれば教えていただきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 増尾総務部長。

○総務部長（増尾嘉一君） 確かに、防災とか消防担当の職員のことに関して申し上げます、本当に24時間、気の休まる時間はないと思います。電話がなったときにはまた火災かな、災害かなということで、大変な負担にはなっていると思います。

それで、特に消防に限ってはですね、個人がですね、余り長くないようにということとは人事異動の中で、考慮はしております。ほかの部署で7年、8年、10年ちかくいる職員もおりますけれども、ただそこがそういうプレッシャーがない職場だということではないんですけども、特にですねそういう消防だとか防災担当の職員については、1人の職員が長くないようにということで、人事異動の中では配慮をしております。

それから当然家族旅行もその職員行きますから、そういう際にはきちっと課長のほうに報告をしてもらって、留守で美浦村のほう空けますよと。空けますので、自分がそういうときにそういうことが起こったときには、当然ですね、起こった事象にもよりますが、当然、重要なことが起これば旅行先から帰ってくるということもありますけれども、通常の対応であれば、残された総務課の職員で対応できますので、そういうことできちっと留守にしますという報告で、家族旅行にも行けるという態勢はとれているのかなと思います。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい、了解いたしました。とりあえず本人が村外に出たりとかそういう所用があるときには、ほかの方が電話対応してもらえそうな処遇改善をしているということでよろしいですね。

あともう一つ確認は、日中開庁時での火災等の対応に出たときの、戻ってきた後での、もし残業がある場合は、きちんと残業手当をつけているということも、なされているというところよろしいでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 増尾総務部長。

○総務部長（増尾嘉一君） 災害対応の部分の時間外はきちっとつけてます。災害対応したのために自分の本来の仕事で60時間超えてしまった部分、それはちょっとそれが原因で超えてしまったかどうかというのはわからないんで、そこの部分はもしかしたら、60時間を超した職員で、災害対応のために、それが60時間を超した部分については、代休ということになっているかもしれません。

ただ60時間を超える職員っていうのはほとんどいないんで、今、多分そういうことにはなっていないのかなというふうに感じます。

○委員長（下村 宏君） 林委員。

○委員（林 昌子君） はい。了解いたしました。とりあえずその日のうちにこなさなきゃいけない仕事があるのに、その時間がとれなかった人に対しては、きちっと残業を認めていただいて、きょうは早く帰れとか、そういう指示するのではなく、やるべき仕事は今日中に仕上げなきゃいけない仕事がある、期限つきのものに関しては、きちっとその日のうちに残業できる体制をある程度確保していただけたらと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（下村 宏君） それではですね、質疑の途中ではありますけども、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午後零時05分休憩

午後1時03分開議

○委員長（下村 宏君） それでは休憩前に続き委員会を再開いたします。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○委員長（下村 宏君） 議案第17号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出

決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 国保税に関しての滞納繰越分と不納欠損額、これのここ数年のデータをお示しいただきたいんですけど、推移をお示しいただきたいんですけど。

それと額と件数をお願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 菅野収納課長。

○収納課長（菅野眞照君） 山崎委員の質問にお答えいたします。大変申しわけないんですけど、数字のお話になりますので、表を一つ用意させていただいておりますので、まずそちらをご覧くださいと思います。

それではですね、今の、過去数年間分の国保税の不納欠損等の状況なんですけれども、まず、額のほうはあとで表をお渡しいたしますので、そちらでご確認をいただきたいと思っています。

なお、あわせて件数のほうというご質問でございますが、件数に関しましては、ちょっと大変申しわけないですか、集計を今、係員のほうには申しつけておりまして、議会終了日までには件数の入った新たな表をお見せすることができると思いますので、よろしく含みおきいただきたいと思っています。

なお国保税に関しましても、他税、村税と一緒にですね、不納欠損に関しましては、当課におきまして誠意処理を進めてきた関係で、結果といたしまして滞納繰越額が減少しておる状況になっておりまして、もともとの、5年間の、平成23年からの数字をお示しをすることでございますが、約10分の1近く滞納繰越分が減っておりまして、現年における徴収率の向上とあわせて、過去の大きな額の処分できなかったものを、ここ3年、4年かけて処分をさせていただいた結果、お示しするのは国保税のほうなんですけれども、村税と同じように滞納繰越分の調定額が大きく減っておりまして、その結果、不納欠損額もあわせて減っていているという状況でございます。

なお、不納欠損に関しましては、法に基づきまして、例えば生活保護開始なった人とか、収入状況、当然口座の調査から、他市町村にいる人の場合には調査もしまして、取り得ることができないと認定をできたものに限ってのみ、欠損処理をしております。

その積み上げとして欠損額が上がってて、差し引きで当然収入未済というかたちになっておりますので、あとでちょっと資料のほうは額の部分に関しましては、きょうお出しできて、件数のほうですねこれは人のベースで、期別ではなくて、滞納繰越額で調定されている人が何人、不納欠損した人が何人という数字を示しをさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 収納課そして執行部の方々の徴収の業務に当たられて、本当にそ

の成果でだんだん減ってきたっていうこと、大変敬意を表します。

それではその額のほう、後ほどよろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） はい、それでは i P a d のほうに入れておいてください。ということをお願いをいたします。

なおですね執行部の皆さんに申し上げます。もう特別会計のほうに入りましたので、特別会計に関連する課長だけ残っていただいて結構ですので、仕事のほうしっかりやっていただきたいというふうに思います。よろしく願いします。

〔一般会計関係の執行部退席〕

次に、質疑のある方はどうぞ。

質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○委員長（下村 宏君） 議案第18号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） こちらも、先ほどの国保税と同じように、分担金と使用料その滞納額と不納欠損額、金額と件数を同じように、教えていただきたいんですけど、その数年間の推移をお願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 山口上下水道課長。

○上下水道課長（山口栄美君） ただいまの質問にお答えします。現在、作成をしております。議会開会中には、お示しできると思いますのでよろしく願いします。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 先ほど国保税のほうでは、年々滞納額も不納欠損額も減ってきているってことですけど、こちらの農業集落排水の分担金と使用料に関してはどうでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 山口上下水道課長。

○上下水道課長（山口栄美君） 分担金につきましては、平成17年に農業集落排水事業が終了してしますので、増えるということをはないんですが、徴収のほうなかなかうまくいかないというところも現状でございます。

料金につきましては、毎年なんですけど、同じような方が滞納していくというかたちで、積み上がっていくようなかたちになっております。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） こちらは、村税とか国保税とかは、滞納の人には、徴収で、皆さんで執行部とか収納課で徴収業務に当たるんですけど、この農業集落排水に関してはその対象外なんですか。

○委員長（下村 宏君） 山口上下水道課長。

○上下水道課長（山口栄美君） それ、対象外になってまして、上下水道課で徴収業務を行っております。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そうしますと、これらの滞納している方たちには、何度も文書で納入をしてくださいというようなお願い、直接行ってということはやらないんでしょうか、直接徴収に、少しずつでもいいですからっていうことはないんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 山口上下水道課長。

○上下水道課長（山口栄美君） 今のようにですね、直接本人にお会いしまして、余りためないように、たまった場合にも分割でというかたちで、話し合いで決めているケースもあります。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） そういったケースもあるってことですが、それをもう少し力を入れていただいて、繰越額を少しでも減らしていくような努力をしていただきたいと思います。じゃ、額と件数に関しましては後ほどよろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） はい、ほかに質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○委員長（下村 宏君） 議案第19号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑入ります。質疑のある方はどうぞ。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） こちらも、先ほどの農業集落排水と同じように、分担金と使用料の繰越額、そして不納欠損の金額と件数をお教えていただきたいと思います。

これも、今すぐは出ないと思いますので、農業集落排水のほうとあわせて出していただきたいと思います。

それでこちらも、やはりその滞納に関しては、農業集落排水のほうと同じように、あまり廻っていったり、直接お話をしたりということはないということでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 山口上下水道課長。

○上下水道課長（山口栄美君） 水道と下水道の料金一緒に請求してますので、こちらも一緒に歩いております。

まずは督促、再督促、その後に今度は人間が歩いて、納められない、たまった人については、納付のたまらないような工夫をしてくださいというお話の中で、あとはもう、定期的に伺って納めてもらうようなかたちで水道、下水合わせて一緒に徴収事務をやっております。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） こちらも、滞納額に関してはなるべく減っていくような方向でご努力よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を原案のとおり、認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○委員長（下村 宏君） 議案第20号 平成27年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算

認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員(山崎幸子君) こちらの介護保険の保険料のやはり滞納額と不納欠損額と件数を、国保税とあわせて、一緒のかたちでよろしいのでお願いいたします。

それと繰越額の動向が、滞納額の動向がどのようになっているのか、大体の概略でよろしいので、お願いいたします。

○委員長(下村 宏君) 菅野収納課長。

○収納課長(菅野眞照君) ただいまの山崎委員のご質問なんですけれども、事業報告書の173から174ページ、こちらが介護保険料の徴収関係を説明しているところでございますが、介護保険料に関しましては、委員ご存じのように特別徴収といたしまして、年金から引くというのが非常に厳しい制度になっておりまして、当然年金特別徴収に関しましては、27年度も100%を超える、26年度も超えていた、そういう流れで残った方が普通徴収というかたちになって、普通徴収が滞納繰越しになると、実は税、料の中でも、一番徴収の難しいところがございます。年齢的にも65歳以上の高齢者である、まして年金がないから普通徴収というかたちになっておりますので、私どもの課の中で、滞納繰越分の収納率がなかなか上がらないところでございまして、これは他市町村も同じ、制度的な状況でございまして、滞納繰越の額というのは、ただいま申し上げましたように、ほとんどの方が、年金から特別徴収になりまして、残りの方が普通徴収になってますから、額は大きくはないんですけれども、一度滞納繰越になってしまうと徴収が非常に難しいという、料、の一つでございまして、できるだけ現年度の普通徴収で、これが口座とかがですね引かせていただければ一番いいんですけれども、なかなかそこは難しいという状況がございまして、できるだけ我々も努力をしておるところですが、ただ滞納繰越額が増えていってるところではございませんので、あわせて徴収事務を進めていっているところでございます。

○委員長(下村 宏君) 山崎委員。

○委員(山崎幸子君) この介護保険料が、滞納している場合ってというのは、やはり督促状を出したりとか、あとは延滞金がかかってくるとかそういった仕組みになってるんでしょうか。

○委員長(下村 宏君) 菅野収納課長。

○収納課長(菅野眞照君) 税と料の違いというのは、時効といたしまして、後がいつで切れるかっていうところだけでございまして、督促状であったり、催告書、それから取り立ての仕方、以前に一般質問でもございましたように、介護保険のほうも預貯金の差押えも当然あり得るということでございます。

滞納額に対して預貯金があって、そこから法に基づいた必要経費を落としていって、最後余裕をもって引き算して納める能力があれば、当然、預貯金も抑えるという仕組みで徴

収を進めております。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 了解しました。それでは額と件数のほう後ほどよろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） 決算書の417ページです。この中の目、居宅介護福祉用具購入費なのですが、居宅介護福祉用具購入費の負担金として68万5,049円なのですが、これの件数と、平成27年度どのようなものが、実際に購入したとか、何が何件幾らとかいう資料的なものの説明はいりませんので、全体の件数と主だったもの、購入品目という観点でお聞きしたいと思います。

それで、同様の趣旨ですので一緒に聞いたほうが良いと思うんですが、決算書で421ページ、同じように介護予防福祉用具購入、先ほどは居宅介護でしたけれども、今度は介護予防の福祉用具購入費ということで32万8,278円となっています。

これも同様に、件数のほうは実績で、大体大まかなものの品目を教えていただきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） 秦野福祉介護課長。

○福祉介護課長（秦野一男君） それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

居宅介護福祉用具購入費でございますけれども、こちらにつきましては、主にレンタルできるようなもの、介護認定が1から5の方でございます、主にレンタルできるようなもの、トイレとか風呂などの補助用具となっております。件数につきましては、18件でございます。

次の居宅介護住宅改修費でございますけれども、こちらは手すり、スロープ、トイレ、風呂の改修のほうの工事の費用でございます。

それから、421ページ、介護予防福祉用具購入費でございますけれども、こちらにつきましては、介護認定ではなく、要支援認定の1、2の方々が使うものでございまして、どのようなものかといいますと、先ほど言いました居宅介護福祉用具購入と同じようなものでございまして、トイレとか風呂などの補助的な用具でございます。件数的には、14件でございます。

次の介護予防住宅改修費でございます。こちらについても居宅介護住宅改修費と同様でございます、手すりやロープ、トイレ、風呂等の改修の工事費となっております。件数は13件でございます。以上でございます。

○委員長（下村 宏君） 岡沢委員。

○委員（岡沢 清君） その住宅改修のほうは質問してなかったんですけども、これも質問したほうがよかったと思う、質問してから思ったところで助かりました。ありがとう

ございました。納得させていただきました。

○委員長（下村 宏君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○委員長（下村 宏君） 議案第21号 平成27年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の455ページ、1番の後期高齢者医療保険料の調定額が6,129万1,000円で収入済額ですか6,149万1,600円、収入未済額がマイナスの20万600円って、このマイナスの意味がわからないんですけど、どういうことなんでしょうか。

○委員長（下村 宏君） 桑野国保年金課長。

○国保年金課長（桑野正美君） ただいまのご質問の歳入未済額の20万600円ということで、これは、特別徴収ということで6,149万1,600円歳入があるわけです。これは還付未済額が同額20万600円ございまして、それを差し引きますと、プラマイゼロということで100%ということになります。歳入未済額につきましては、還付未済額ということでご理解いただきたいと思えます。

ちなみに、これは28件還付未済額がございますの、金額がここにありますように20万600円、同額が還付未済額ということで、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、そうしますとこの収入未済額の20万600円というのは、後で還付される金額、本人のところに還付される金額ってということなんですね。

○委員長（下村 宏君） 桑野国保年金課長。

○国保年金課長（桑野正美君） はい、そのとおりでございます。まだ、還付処理がされてなくて、今、該当者には還付通知を出しております。まだ、その方が取りに来てない、申請をしてないっていう状態でございます。

ですから、もうだいぶ日にちも経ってますんで、これはもう徐々に解消されて、還付未済でなくなってるものだと思います。

○委員長（下村 宏君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） はい、了解しました。

○委員長（下村 宏君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○委員長（下村 宏君） 議案第22号 平成27年度美浦村水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

○委員長（下村 宏君） 議案第23号 平成27年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 決算書51ページの電気事業費用の営業費用、太陽光発電費の委託料682万5,000円をちょっと説明してもらいたと思います。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） 沼崎委員のご質問の委託料の内容ということでございますが、太陽光発電施設の年間を通しましてのメンテ作業と、中の土の部分に建ててありますので、設置でありますので、雑草等が生えてきます、その除草作業ということも含まれての内容で、ワールドメンテという会社のほうに委託をしている委託料となっております。以上です。

○委員長（下村 宏君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） この682万5,000円というのは、ほとんどが草刈りの費用なんですか。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） ほとんどというか、設備のメンテの部分もちろんありますが、それとあわせて除草作業も入っているということでございます。

○委員長（下村 宏君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） そしたら、その割合もしわかれば、草刈りが幾らで、メンテの費用が幾らでということで、ちなみにこの草刈りは処分まで委託しているんだと思うんですけども、その草の処分というのはどのようなかたちになっているんですかね。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） 除草後の草につきましては、衛生土木のほうに持ち込みということになって、処分してもらっております。

○委員長（下村 宏君） 今、言いました内訳は。

○生活環境課長（石神真司君） 内訳なんですけど、ちょっと今の手元に資料がございませんので、ちょっとお時間をいただいて用意してきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 草は衛生土木に持ってっているということなんですけども、この委託料の中に、その処分費っていうのは含まれているんですかね。衛生土木も無料というわけじゃないですよ、衛生土木で。その処分料とか、そういうのはこの委託料の中に含まれているのか、含まれてないのか。

○委員長（下村 宏君） 石神生活環境課長。

○生活環境課長（石神真司君） その件につきましてもあわせてちょっと調べてまいりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（下村 宏君） ここですらね暫時休憩をさせてもらってですね、石神課長のほうで、その件は至急調べていただいて、回答いただきたいと思います。

45分に再開は、間に合わないか。50分まで休憩します。

午後1時36分休憩

午後1時47分開議

○委員長（下村 宏君） 委員会のほうを再開をいたします。

先ほどの回答を石神生活環境課長のほうからお願いをいたします。

○生活環境課長（石神真司君） ご質問の委託料682万5,000円の内訳と除草関係の費用ということでございますが、内訳としまして、主に年次点検の法定点検と月次点検、それと施設維持管理業務ほか緊急対応業務などが入っており、その中で、除草と集草、運搬ということで、先ほど申しあげました金額の中で、税抜でございますが、除草作業のほうで316万8,000円という、見積もりでございます。刈った草の処分の方は、村所有の土地、用地ということで、処分のほうは村の処分ということでやっております。以上、よろしくお願ひします。

○委員長（下村 宏君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） ありがとうございます。当初、一番最初これ事業をやるときに、私のほうからちょっと言わせてもらったんですけども、草の管理をやるのがなかなか大変じゃないかなと思って、敷地内、ある程度、舗装なり草の生えないような、何か、コンクリートなり舗装なり防草シートなり、何か対策をとったほうがいいんじゃないのかなということで、意見を言わせてもらったんですけども、村内の業者なり、雇用の面から草刈りということで進めてきたわけですけども、ここに来てこの話を聞くと、衛生土木のほうへ草を持って行っているということで、衛生土木のほうでも村の所有地なので処分料は、衛生土木のほうでということなので、村に負担が、違うかたちで、今、返ってきているような状況ということで少し聞いているので、なかなかこう、負の連鎖になっているのかなっていうふうに思いますので、これを、20年間これから続けていくというのは、村にとって非常にマイナスでないのかなと思うんですけども、その辺については、今後改善していくとかっていう予定はないですかね。

○委員長（下村 宏君） 岡田経済建設部長。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいま沼崎委員のご質問の中にございました、委託料といったところですね、年間682万5,000円が出ているわけですけども、これが20年間支払うといったところですね、それが、維持管理の部分が相当膨らんでいくんじゃないかというような話でございました。

確かにこれがですね、年数回の草刈りを委託して、それを持ち出しといったところで行っているわけですけども、今後これはこのままいくとずっとそういう形になってこようかなと思いますけども、契約の部分もございまして、その辺のところですね、今後、よりよい方法ができるかどうかという部分で、こちらのほう再度検討ささせていただきたいなと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（下村 宏君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 除草とか集草とか運搬で316万8,000円ということで、その他は年次点検、月次の点検ということで、お金がかかっていると思うんですけど、この草の処分がまるまる要は衛生土木のほうに入れているので、この衛生土木のほうに村から負担するお金っていうのが、違う意味でこのお金が高く、分担金が上がっているという話を耳にしましたので、一概に、じゃあ舗装すればいいっていうものでも私もないと思うんで、草の処分をまた別の方法で、前も別で言ったことあるんですけどその村のほうで、残土とかもそうですけど、ストックヤードとかね、そういうものをつくって、そこで草の管理をするとか、そういう方法というのものもあるんじゃないかなと思うんですよ。

今度、新たに太陽光のわきの4町歩も購入したので、そこでまた草もでてくるだろうし、ほかの村有地の草なんかも、当然、年間相当お金を払って処分しているわけですから、トータル的な部分に関しても、よく庁内で検討してもらって、なるべくお金をかけないようなかたちでなるように、トータル的にちょっと検討してもらえばなと思います。

○委員長（下村 宏君） 岡田経済建設部長。

○経済建設部長（岡田 守君） ただいま沼崎委員からですね、ご指摘がございましたようにですね、村のほうとしても、今、お話がされたようにですね、いい方法、なるべくお金のかからない方法といったところですね、十分に検討させていただきたいと思います。

○委員長（下村 宏君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり可決及び認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決及び認定することに決定をいたしました。

○委員長（下村 宏君） 以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了をいたしました。

これで、決算審査特別委員会を閉会をいたします。

長時間にわたる審議、大変ご苦労さまでございました。

午後1時55分閉会